

アメリカ・コミュニティ開発金融機関（CDFI）最新調査報告書

～～社会的企業を支える非営利金融最前線～～

2010年2月

明治大学 小関隆志研究室

《目 次》

報告会の記録…………… 2

報告者紹介

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) はじめに | (5) CDFI とアフォーダブル住宅 |
| (2) コミュニティ開発金融政策 | (6) CDFI と NPO バンク |
| (3) CDFI の活動実態について | (7) コメント① |
| (4) アメリカのマイクロファイナンス | (8) コメント② |

資料編 ・訪問先一覧…………… 30

- ・ CDFI の概況・経営状況 (2007 年度) …………… 54
- ・地域再投資法 (CRA 法) 仮訳…………… 60
- ・全国の NPO バンクの現状…………… 66

特別編 NPO バンク特別セミナー「米国のコミュニティファイナンスと地域金融」…………… 69

《CDFI 報告会概要》

- ・2009 年 11 月 7 日 (土) 明治大学駿河台キャンパス内教室
- ・主催：明治大学小関隆志研究室、 共催：全国 NPO バンク連絡会
- ・講師：ペンシルバニア大学教授 アンドリュー・ラマス氏

《NPO バンク特別セミナー概要》

- ・2010 年 1 月 12 日 (火) 新宿 ASK ビル会議室
- ・主催：全国 NPO バンク連絡会、明治大学小関隆志研究室

《報告書の刊行にあたって》

不況に苦しむ地域経済を草の根レベルで活性化するために、何が必要なのでしょうか。アメリカの NPO や社会的企業は低所得者向け住宅を建て、貧困層に職業訓練や就職の斡旋を行い、保育所や学校や高齢者施設を作り、…と積極的に事業を展開しています。しかし、必要な資金を集めることは容易ではありません。銀行があまり貸そうとしないためです。しかも金融危機の影響で銀行はますます貸し渋りをするようになりました。

銀行は貸さないけれども、地域社会にとって必要な事業には、自らリスクを取って資金を提供しているのが、コミュニティ開発金融機関 (CDFI) と呼ばれる組織です。全米に CDFI は 1200 以上あり、1990 年代以降急速に伸びてきましたが、今やアメリカの地域経済に大きな役割を發揮しています。

そこで 2009 年 9 月に、CDFI や政府機関、CDFI から融資を受けて活動する NPO などを訪問し、CDFI の現状を肌で感じてきました。

11 月には全国 NPO バンク連絡会との共催で報告会を開催し、74 名の方々にご参加いただきました。この報告会の記録をまとめ、さらに資料として CDFI の最新の状況などを追加して、このテーマにご関心のある皆様にご参考にしていただきたいと思いますと考え、報告書を刊行することとしました。

皆様からのご意見・ご批判をお待ちしております。

2010 年 2 月

明治大学経営学部 准教授 小関隆志

●報告者紹介（50音順）

尾山 絵美子（おやま・えみこ） 金融機関勤務

都市銀行の法人営業部在籍。高校でのアメリカ交換留学時に黒人居住区のホストファミリーや半数が黒人の高校で先進国の貧困を目のあたりにする。大学では社会問題に対してビジネスの要素を取り込み、問題解決と持続可能性を図るソーシャルベンチャーの考え方に感銘を受ける。就職活動中にマイクロファイナンスを知り、日本の貧困問題の解決に応用したいと銀行に入行。今回先進国のソーシャルファイナンスにヒントを得ようと参加。

小関 隆志（こせき・たかし） 明治大学経営学部准教授

1999年、一橋大学大学院修了。2001年に明治大学経営学部専任講師となり、2007年から現職。専門はNPO経営論、コミュニティ投資論。特にコミュニティ開発金融機関（CDFI）に注目しています。

前回（3月）に引き続き、今回（9月）が2回目のアメリカCDFI調査になりますが、今回はCDFIから融資を受けて活動するNPOや、NPOの経営を支援する経営コンサルタントにも話を聞くことができ、より深くコミュニティ開発の現状を知ることができたと思います。

坪井 眞里（つばい・まり） 東京コミュニティパワーバンク（東京CPB）理事長

生活クラブ生活協同組合で、都市と農村の共生関係を形成しつつ、国内フェアトレードのしくみを作ってきました。2000～2004年多摩南生活クラブ生協理事長。地域に根ざす市民事業、NPOやワーカーズ・コレクティブを支援する非営利市民金融をめざし、東京CPB設立に参加。2003年より理事長。このたび、コミュニティ開発金融発祥の地シカゴを訪ね、歓待して下さった方々に大いに刺激を受けて参りました。

土堤内 昭雄（どてうち・あきお） ニッセイ基礎研究所主任研究員

1988年（株）ニッセイ基礎研究所入社。「少子高齢化とまちづくり」「コミュニティ・NPO」等に関する調査研究および少子高齢化・人口減少、男女共同参画、ライフデザイン等に関する講演・執筆活動を行う。厚生労働省社会保障審議会「児童部会」委員等を務める。今回のCDFIスタディーツアーは、シカゴのコミュニティ開発、オリンピック招致、BIDなど街づくりの観点から参加。主な著書は「人口減少で読み解く時代（ぎょうせい）」など。

水谷 衣里（みずたに・えり） 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)研究員

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社研究員。大学時代より地域活動や主に中間支援組織を中心とした首都圏の市民活動に関わる。NPO法人まちづくり情報センターかながわ（アリスセンター）客員研究員を経て、現在理事。CDFIの現場を歩き、融資が生み出す地域へのインパクトの大きさに素直に驚きました。同時に非営利セクターを支える充実した政策や、個人や企業からの資金の厚さに、いつかは日本も...の思いを強くしました。

●コメンテーター紹介（50音順）

石井 宏明（いしい・ひろあき）：特定非営利活動法人難民支援協会・事務局次長

多賀 俊二（たが・しゅんじ）：全国NPOバンク連絡会・事務局長

(1) はじめに

最初に、この会の趣旨と全体の流れについてお話しします。

アメリカのコミュニティ開発金融機関（CDFI）を訪問するツアーを今年8月から9月にかけて2週間行いましたが、その結果を皆様に報告し、共有させていただきたいと思いました。5名で行ってききましたのでそれぞれの観点からご報告します。学びました、というだけでなく、アメリカの経験から日本に対してどのような示唆を得られるのか、皆様とともに考えていきたいと思えます。

アメリカの経験をそのまま日本に直輸入するのは必ずしも得策ではないでしょう。政治、社会、歴史がまったく違う中で、それぞれの土壌でやることのあるのではないかと思います。皆様との意見交換を通じて、どのようなやり方が日本ではふさわしいか考えていければと思っています。ぜひ意見交換を活発にしたいと思えます。

またコメンテーターとして、特定非営利活動法人難民支援協会事務局次長の石井宏明さん、全国NPOバンク連絡会事務局長の多賀俊二さんにコメントをいただく予定です。

◆コミュニティ開発金融機関（CDFI）とは

次に、ここでテーマにしているコミュニティ開発金融機関（CDFI）とは何かということについて、少し説明をしたいと思います。

Community Development Financial Institutions (CDFI:コミュニティ開発金融機関)は、コミュニティ開発を目的とする金融仲介組織のことで、しかし、コミュニティ開発という言葉は日本語としてこなれていませんので、何だろう？と思われるでしょう。

コミュニティ開発金融機関とは、エスニック・マイノリティ（黒人やヒスパニック系移民などで、社会的冷遇を受けている人たち）や低所得者、女性などに融資・出資する金融機関のことで、そのような人たちが暮らす地域の経済的自立を促すのがコミュニティ開発金融機関の役割です。

銀行の形態をとっているものに加えて、ローンファンド、クレジットユニオン、ベンチャーキャピタルファンドの4種類があります。

古くは100年程前にさかのぼりますが、かつて黒人専用の銀行というものがありました。盛んになったのは1970年代以降、さらにクリントン大統領がCDFI奨励策を打ち出した1990年代後半に急増しています。

2006年度アメリカ国内にあるCDFIの数は推定で1250といわれます。このうち、法人格があるなどの要件を満たした認定CDFIには政府から補助金を与えられたり、投資減税の対象になったりしていますが、その数は800程度です。

さて、皆様の中にはソーシャルファイナンスにご関心のある方も多いでしょう。ソーシャルファイナンスとは、金融面での利益と同時に社会的な利益を追求する金融のことで、

欧米諸国ではソーシャルファイナンスに注目が集まっておりまして、オランダのトリオドス銀行やイタリアの倫理銀行などがあります。そしてアメリカにおいては、このコミュニティ開発金融機関がソーシャルファイナンスの担い手の一つといえると思えます。

日本はどうか、あとでNPOバンクの話が出てくると思いますが、銀行の形態でソーシャルファイナンスの担い手になっているところは残念ながらありません。でも、マイクロファイナンスに対する関心は日本でも高まっているようです。

◆スタディツアーの目的・位置づけ

さて、今回のスタディツアーの目的や位置づけをお話しします。

目的の1つめは、アメリカの地域再投資法（CRA）をはじめとしたコミュニティ開発金融政策がどうなっているのか、これからどのように機能していくのかを知りたい、というこ

と。

2 つめは、CDFI はマイノリティや低所得者に対して事業を起こすよう促したり、NPO や社会的企業が低所得地域で活動するときに必要な資金を貸し与える、というようなことをやっているわけですが、NPO や社会的企業に融資をする必要性や意義について知りたい、ということ。今年 3 月に行った最初の調査の際は CDFI のみの調査でしたが、今回は融資を受けた NPO を訪問し、具体的な融資の実態を知りたいと考えました。特に、お金以外の支援、コンサルティングやセミナーなど経営支援が大事といわれているので、コンサルタントにも聞き取りをしました。

3 月の調査は私一人でしたが、9 月は 5 人のグループで行きました。一人の観点だけでなく、さまざまな観点でみることによる新たな発見を期待したのです。

訪問先は資料の通りワシントン DC、フィラデルフィア、シカゴの 3 都市です。

政府機関については、CDFI に補助金を出している CDFI ファンドと、地域再投資法(CRA) の監督官庁である通貨監督庁 (OCC) を訪問しました。

地域再投資法 (CRA) とは、銀行は利益を追求するだけでなくその銀行の位置する地域、特に低所得者層が住む地域には積極的に融資をなさいと促す法律なんですね。銀行が地域に融資したり助成金を出して、きちんとコミットしているのかを監督し格付けをする官庁が OCC で、そこに行って現状をうかがってきました。

他方、シカゴやフィラデルフィアにある CDFI と、その全国組織、またそこから融資を受けている NPO、またアドボカシーつまり政策提言を行う NPO、経営コンサルタントを訪問してきました。

以上、CDFI とは何か、について駆け足でお話ししました。もう少し詳しく知りたいという方は、今年の 4 月から 6 月にかけてセミナーを行ったときの資料があります。ウェブ上で見ることができますので、ご参考になさってください。

また、参考資料としては藤井良広著『金融 NPO』(岩波新書)、日本政策投資銀行著『米国のコミュニティ金融機関と支援の仕組み：欧米地域金融調査① (米国編)』があります。

小関隆志

(2) コミュニティ開発金融政策について (小関隆志)

❖ 金融の社会的排除

コミュニティ開発金融機関というのは、基本的に民間の金融機関で多くはNPOですが、こうした非営利組織の金融機関が何の政府の支援策もなく、単独に存在することはありえません。政府からの強力な後押し、支援があってはじめて成り立っています。政策というのは非常に重要だと私は思っていますが、背景にあるのは、アメリカにおける黒人やヒスパニックの人たち、マイノリティに対する差別だったのです。

日本では想像しにくいのですが、マイノリティの人たちが口座開設や融資を拒否されている現実がある。彼らの多くは低所得者であり、この人たちにお金を貸すと戻ってこないんじゃないかと銀行が恐れる。人種差別はもちろんいけないことになってはいますが、現在でも、マイノリティに対する金融の社会的排除は根強く残っているとされています。あるいは貧しい人たちが世代を超えて再生産されてしまうといったこともあります。作られたわけです。

コミュニティ開発金融政策の必要性

- 黒人やヒスパニック系移民に対する差別、インナーシティの荒廃、貧困層の固定化・再生産などの問題
 - ⇒コミュニティ開発の実践・法制化
- 貧困地域の活性化、貧困層の経済的自立のためには、民間からの資金調達が必要。
 - コミュニティ開発金融政策は、公的資金に加えて民間資金の投資を促進する方法。
 - 連邦政府・地方政府の政策が重層的に存在。

地域再投資法 (CRA)

- 銀行は、**なぜCRAを遵守しようとするのか？**
 - CRAは、トップ・プライオリティーではない
 - 市民団体の監視・告発を恐れているのか？
 - 社会的な評判を恐れているのか？
 - 政府が基盤整備を用意したからか？
- 金融危機の下で、**CRAの限界**も明らかに
 - CRAの規制対象が狭すぎる
 - 「安全かつ健全な営業」とのバランス
 - CRAの改正をめぐる議論、CRA近代化法案

❖ 地域再投資法 (CRA)

コミュニティ開発を支える最も大きな法制度に地域再投資法(CRA)があります。ただし、CRA という法律だけでコミュニティ開発政策ができあがっているわけではなく、民間の金融機関に対する補助金や投資減税や、州政府あるいは市政府などのさまざまな政策があいまって、重層的に効果を発揮していると思われます。

CRA というのは、銀行、特に大銀行が、その立地する地域に優先的に積極的に融資して貧しい地域の経済的な活性化、自立を図ろうというものです。

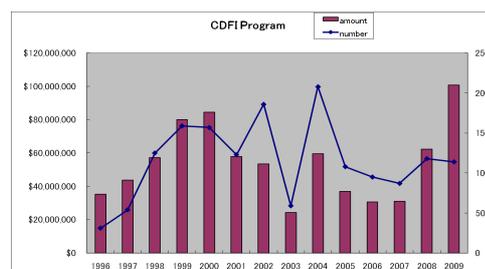
銀行がCRAに違反すると統合合併するとき政府から認可されないとか、新しい支店を出すことが出来ないというペナルティが課せられることがあります。しかし、すべての銀行が統合合併するわけではなく、毎日支店を開くわけでもないの、日常の銀行の業務からするとCRAのペナルティはそれほど大きくないわけです。

しかし、実は銀行の96%がCRAの格付けで合格している。ほとんどの銀行がCRAの法律を守っています。では、なぜ銀行はCRAを守ろうとしているのか、というのが私の問題意識でした。

そこで政府の監督官庁の方にうかがいました。銀行にとって地域再投資法というのはトッププライオリティではない。最も重要な目的は利益を上げて株主に還元することです。地域にコミットするのはほんのわずかな部分でしかありません。

ウッドストック研究所にも、そのことをお聞きしました。この研究所はアメリカ全体をカバーするアドボカシー組織です。銀行がCRAを

CDFIプログラムの年次推移(件数・金額)



• 出典: CDFI Fund <http://www.cdfifund.gov>をもとに筆者作成

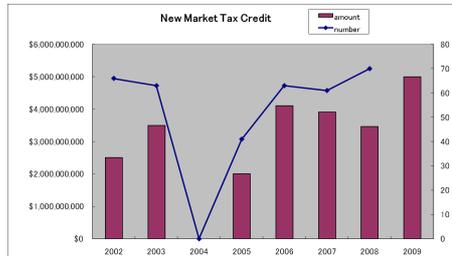
CDFI支援政策の展開

- 金融危機対策としてのCDFIファンド強化
 - サブプライムローン問題で、住宅融資保証が半ば機能停止状態。
 - 「2008年住宅経済復興法」で連邦政府による融資保証。CDFIファンドにも「キャピタル・マグネット・ファンド」という特別予算を付ける。
 - 「2009年アメリカ復興再投資法」でCDFIファンドに予算を倍増(1億ドル→2億ドル)。この補助金はCDFIがアフォーダブル住宅の建設に使う。
 - 投資減税(NMTC)にも30億ドルの追加割り当て。

CDFIへの補助金・投資減税が役立つ

- 現時点では、景気回復には程遠い
 - CDFIは、銀行からの資金調達に依然として困難。
 - 政府からの補助金は貴重な財源
- 予算増は「のどが渇いた人に水を差しだしてくれている」(CDFI関係者)
 - CDFIの経営支援のための補助金(TA)の使い方
 - キャピタル・マグネット・ファンドは、民間資金をレバレッジする必要がない
 - 投資減税によって、通常よりずっと多額の融資が可能に。良い効果をもたらしているとの評価
 - しかし、供給が需要に追いつかない状態

投資減税(NMTC)の年次推移(件数・金額)



出典: CDFI Fund <http://www.cdfifund.gov> をもとに筆者作成

地方政府による支援政策

- ペンシルバニア州政府: 「コミュニティ開発銀行融資プログラム」(PCD Bank)
 - CDFIの成長発展を支援するため、公的資金を提供。
 - 補助金はCDFIの力量形成やマーケティング調査など。融資はマイノリティの企業や女性企業などへの再融資に用いる。
 - 他にもCDFI支援政策をもつ州は多い
- シカゴ市: 銀行とCDFIのパートナーシップで、アフォーダブル住宅融資の支援。
- フィラデルフィア市: コミュニティ開発銀行に預金し、融資の原資に充てる。
- 州政府による融資保証制度(キャピタル・アクセス・プログラム: CAP)

きちんと遵守しているか、監視・告発したり改善の要望を出したりしています。銀行の一部は市民団体の告発を恐れているということもあります。また社会的な評判、イメージの悪化も銀行は気にしています。

また、ペナルティだけでなく、銀行がCRAを守りやすくする仕掛けとして、補助金の制度や、リスクを下げる措置を政府が作ったので、96%の銀行がCRAを守り、貧しい地域にも資金が回るようになった、ということがインタビューの結果分かりました。

しかし、昨年来の金融危機の影響で、多くの銀行は資金的な余裕がなくなった。

赤字に陥ってしまったのです。バブル経済のころは資金に余裕があったので、利益の一部を貧しい地域に振り向けても痛手はなかった。けれども金融危機後は残念ながら、CDFIに出す銀行は減った。銀行は財布の紐を固くしてしまいました。CRAは、市場が緊迫し銀行の経営が傾いているときにはあまり強制力を発揮しない、という限界もあるようです。

そこで、CRAは万能の方策ではない、改善したほうがいいのではないかという動きがあり、改正案が連邦議会で議論されているところです。

◆ CDFIへの支援策

金融危機が起きたのでNPOにお金が回りにくくなった、貧しい地域にお金が行かなくなったということで、補助金を増やそうということになりました。特にオバマ政権になった今年の2月、アメリカ復興再投資法により、CDFIに対する補助金が1億ドルから約2億ドルへ倍増されました。この補助金はCDFIを通して住宅建設に使おうというものです。これは時限立法なのでこの1年しか有効ではありません。

アフォーダブル住宅というのは、低価格の住宅のことですね。以前サブプライムローンのときに、低所得の人が高金利で住宅を購入し、そのうち金利が払えなくなって破産してしまっていたことがありますが、ここでは低金利で、しかも所得の低い人が買いやすい、きちんとローンを返済できる住宅を提供しましょうということです。さらに、アメリカ政府が融資保証をして住宅難問題を解決しようというものなのです。

CDFIファンドは連邦政府機関で、CDFIに補助金を出し、投資減税制度を運用しています。現在は金融危機なので、銀行は市場や投資家からお金を集めることが大変難しい。そこで政府が積極的に補助金を出しています。CDFIの人

市民団体によるアドボカシー活動

- 全国規模のロビー団体
- CDFI連合による連邦政府へのロビー活動
- CDFIファンドの資金規模拡大をめざす
- 全国地域再投資連合 (NCRC) はコミュニティ投資の促進を目的とした幅広い連合
- 州規模のロビー団体
- イリノイ・コミュニティ連合は銀行に対してCRAの遵守を求めたり、議員に対して法案の支持を訴えたり、NPO間の連携を強めたりしている
- ウッドストック研究所はCRA審査に関して監督当局への意見書を送ったり、銀行の経営者とも意見交換。

たちにとっては「のどが渇いた人に水を差し出してくれている」ものだと、歓迎されています。しかし、一過性のものであるため、この先どうなるのだろうかという不安もあるようです。

他方、州や市のレベルでも CDFI に対する支援策がいくつか出されています。CDFI への支援策ではありますが、貧困地域の自立を支援する、またはアフォーダブル住宅の建設を促進することが政策目的です。

また、政府だけががんばっているわけではなく、ウッドストック研究所のような市民団体が、政府に働きかけた結果、政策ができております。

駆け足になりましたが、これが今回調べた政策の概要です。

(3) CDFI の活動実態について (水谷衣里)

こんにちは、水谷衣里と申します。
 民間のシンクタンクの研究員をしています。
 今回は小関先生の完璧なプロデュースにより、私たち4人がアメリカ CDFI スタディツアーに参加することが出来ました。ほかの3人はシカゴからの参加でしたが、私は2週間、小関先生とご一緒させていただきました。今日は、私たちが見てきたもの聞いてきたものを、素直に皆さんにお話したいと思います。

その前に、今日のご登録の方が90人ほどいらっしゃいます。皆さん、お隣の方がどのような方なのかご存じないと思います。どのようなバックグラウンドの方たちか、お知りになりたいのではないのでしょうか。

ちょっとお聞きしてみましょう。手を上げてくださいね。

所属を聞いてみましょう。NPOの方、はい、ありがとうございます。次に企業の方、あ、こういう会の割には多いですね。そのなかで金融関係の方はどれくらいでしょうか、多いですね。ほとんどでしょうか。それでは公務員その他の方、はいわかりました。ありがとうございます。

つぎに、今年開催された小関先生の CDFI セミナーに一回でも参加された方はいらっしゃいますか。余りたくさんはいらっしゃらない

ですね。

最後にもう一つお聞きしましょう。皆さん、CDFIについてどのくらいご存知でしょうか。

すごく詳しいよ、という方、、、いらっしゃいませんねえ。結構詳しいよ、という方、、、いらっしゃいました。名前だけは知っているという方、はい、多いですね。では、まったく知らないという方、こちらも相当数いらっしゃいますね。

それでは、今日はこのような方たちにお話しするということ、報告者、コメンテーターともども頭に入れて進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

私は、シンクタンクに勤務していることもあり、アメリカの CDFI、イギリスの CDFI さらに海外のソーシャルファイナンスに取り組んでいる機関について調べたり、文章にまとめたり、レポートを書いたりしています。

昨年はイギリスの CDFI を見に行きましたが、そのときにいつか必ずアメリカの CDFI を見に行きたいと思えました。なぜならイギリスに比べてアメリカの数は絶対的に多いし、インパクトも大きいからです。そんなとき小関先生からお誘いをいただいたので、これはいい機会だ、と参加したわけです。

No.1

発表のはじめに

問題意識

なぜアメリカでは「CDFI」という組織形態が成立するのか？

疑問

- ▶ **日本では考えられない絶対数と個々の組織の状況**
 - ・全米で活動するCDFIの数の多さ
 - ・丁寧な支援、融資の実行力
- ▶ **特に経営支援については？が多かった**
 - ・いったいどんな支援を行なっているのか、誰が担っているのか、役に立っているのか。
 - ・その費用はどうカバーしているのか。本当にカバーし切れているのか。

キーファクター

— 優秀な人材の存在
 (金融経験者、事業経験者、非営利組織に精通した人材、コミュニティ財団の経験、MBA取得者、企業経験者など)

— 資金量の違い+資金の(色々な意味での)多様性

<p><お金の出し手の多様性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府 (CDFIファンドほか) ・State ・その他自治体 ・財団 (企業財団/ファミリー財団) ・金融界 ・個人 	<p><お金の種類の多様性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄付 ・補助金 ・信用枠 ・融資 ・出資 ・投資 ・PRI 	<p><お金の使い方の多様性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資 (施設建設・取得・改装資金、機器購入費、つなぎ資金、運転資金、創業支援、他地域展開) ・コンサルフィー ・実線経営塾 (座学) ・プラン作成支援 ・仲介業
--	---	---

Copyright (C) Mitsubishi UFJ Research and Consulting Co., Ltd. All Rights Reserved.

❖ なぜアメリカでは「CDFI」という組織形態が成立するのか？

さて、私がお示した最初のスライドには、アメリカの CDFI に対する私の疑問を上げています。アメリカの CDFI は日本では考えられないくらいの絶対数と組織の状況にあります。まず規模がすごい。こっち（日本）にいる時は、NPO バンクの人たちと、うらやましいねえとよく話していました。

また、特に経営支援については疑問点がとても多かったです。誰がどういう支援を行っているのか、特にコストをどうカバーしているのかが大きな疑問でした。なぜなら、中小企業支援の世界にどれくらいの予算がついているかということを考えてもわかるように、マイクロビジネス、SME への支援は非常に手がかかるものなのです。このコストをどう吸収しているのか、疑問に思っていました。

見に行った結果、キーファクターがあるなあと思いました。「人材」と「資金」です。

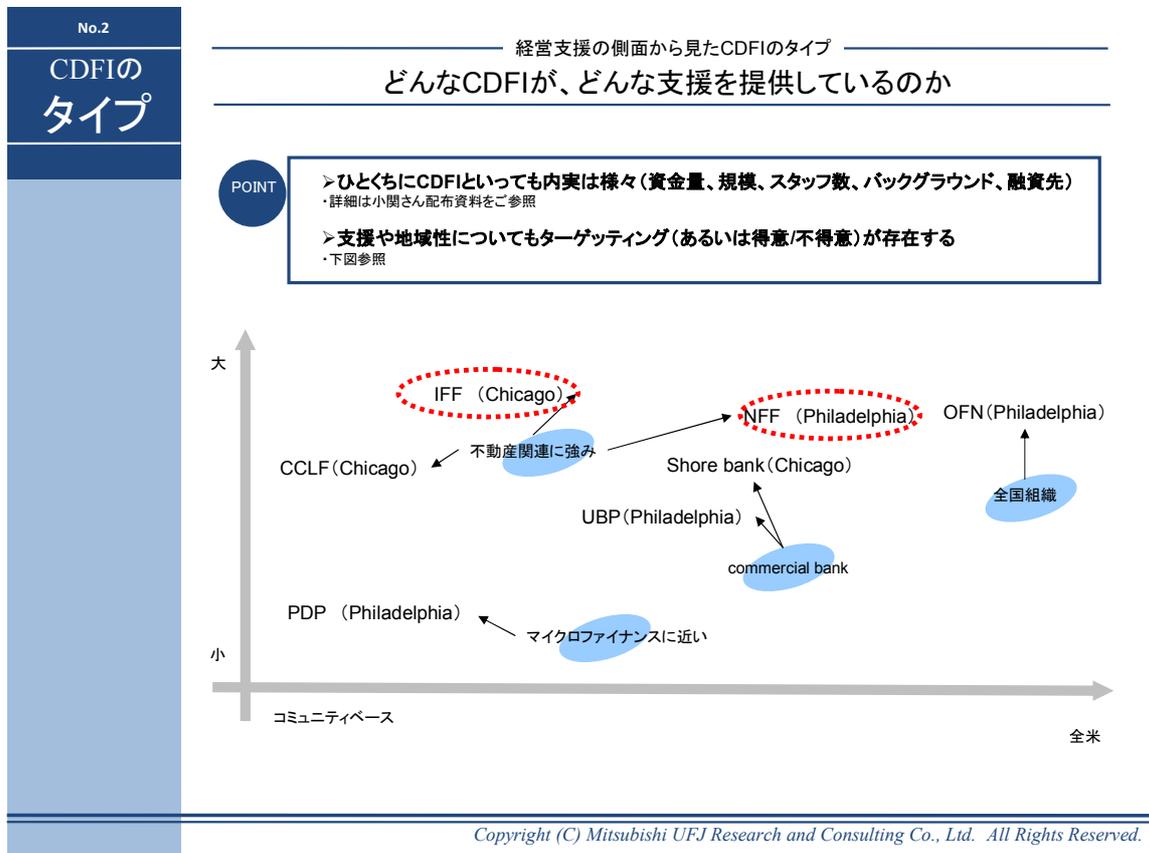
この2つは組織にとって必ず必要な要素ですから当たり前だとも言えるのですが、やはり鍵になるのは人材と資金である、という当たり前の結論に至りました。これに加えて当然なが

ら CDFI が必要とされた歴史的背景というものがありますが、それは真似することはできないのでここでは論じません。

まず人材についてです。訪問して実感したことは、非常に多様で優秀な人材がいるということです。例えば金融関係で働いてきた方、事業をしていた方、非営利組織で10年くらい働き地域で活動してきた方、コミュニティ財団の経験者、また MBA を大学で取得したという方もいました。

資金については、量と資金源の多様性の度合いに日本の NPO バンクとの違いを感じました。日本の NPO バンクの場合は個人からの出資を基本として運営されています。CDFI の場合はお金の出し手が、政府、州政府、財団、企業財団、ファミリー財団、金融界、個人と多様です。また、資金の種類も多様です。寄付、補助金、信用枠、融資、出資、投資、PRI マネーなどもあります。

さらに、お金の使い方も違うなあと感じました。融資だけではありません。融資もいろいろあって面白いのですが、それだけでなくコンサルティング、座学の実践経営塾、事業プランの作成支援、マッチングなどがあります。このような多様性のある資金を多様な形で使っているわけです。



❖ CDFIの活動実態 ～NFFとIFF～

2枚目のスライドに移ります。本日、私は経営支援について話すというお題をいただいていますので、CDFIの活動を経営支援の側面から見ていきたいと思ひます。

どんなCDFIがどんな支援を提供しているのか。一口にCDFIと申しまして内容様々です。規模もいろいろお金の貸し先もいろいろで、一概にはいえませんが、詳細は小関先生のまとめたくださった資料で後ほど確認していただきたいと思ひます。

CDFIの支援の内容については地域性や得意不得意があります。

例えば、PDPというのはフィラデルフィアのCDFIですが、ここは完全にマイクロファイナンス機関です。ステップレンディングで1万円貸したら次の週に返してもらって、今度は1万5千円貸す、みたいなやり方ですね。

一方でコマーシャルバンクとして活動しているCDFIもありますし、不動産関連事業に強みがあるCDFIもあります。

また、こういうものが必要なんだなと感じたのが、OFN(オポチュニティ・ファイナンス・ネットワーク)という全国組織です。この組織は、「CDFIデータプロジェクト」という

調査を行ってしまひて、アメリカのCDFIの現状について緻密な調査を積み上げています。またこの団体はCDFIに対する融資をするCDFIでもあります。こういうものもこれからの日本に必要なあとという気がしています。

3枚目以降のスライドでは、赤の線で丸をつけているNFFとIFFの二つの団体を例にとって活動実態を具体的にお話します。

1団体目、NFFはフィラデルフィアのCDFIです。正式名称はノンプロフィット・ファイナンス・ファンドで、読んで字のごとく、お金の貸出先は「サービス・フォー・ノンプロフィット」、「501(c)(3)団体」あるいはその他の法人形態で、コミュニティの社会的、文化的発展を目的とする団体に対してだけ融資をする、つまりNPO以外のところへは融資しないという団体です。CDFIの融資先は色々です。個人向け融資をしているところもありますし、地域活動をしているNPOに融資をするCDFIもあります。NFFの場合はサービス・フォー・ノンプロフィットにだけ資金を提供しているのですね。

NFFの設立経緯は印刷資料をご覧ください。この団体は設立当初、ニューヨークのコミュニティトラストの中に設置されました。

No.3

活動実態例

NFF

活動実態の確認

CDFIの活動実態はどのようなものか？



Nonprofit Finance Fund
Where Money Meets Mission

- **名称** Nonprofit finance fund
- **活動エリア** New York, Boston, Newark, NJ, Philadelphia, Washington, DC, Detroit, San Francisco
- **沿革**

1980	・NYコミュニティトラストのエネルギーコンサベーションファンドの一部として設立。
1984	・独立したNPO団体となる。独立後、いっそうの技術的支援と資金提供を実施。
1989	・Nonprofit Facilities Fundに名称変更。融資プログラム拡大
1992	・芸術文化施設支援のファンドを設立。全米で支援を実施。 ・シカゴ・サンフランシスコ・ボストン・NY・フィラデルフィアに対象エリア拡大
1999	・財務省とMetropolitan生命保険会社、Hayden財団、シティバンクからの財政支援を受けBuilding for the Futureプログラムの運用を開始。同プログラムでは、小口即時返済融資により建物やアセットマネジメントを実施。
2000	・Nonprofit Facilities Fundに名称変更。融資プログラム拡大
2001	・同時多発テロの結果発生した損失をカバーするため、NFF Nonprofit Recovery Fundプログラムを実施。200のNYの非営利組織に対し\$1010の活動奨励金を提供
2003	・the Nonprofit Business Analysis (NBA)を提供
2006	・NMTCプログラムの対象に
2008	・同上
2009	・「Tough Times」の運用を開始。これにより、NPOセクターの不況下におけるマネジメントをサポート。

- **融資の対象**
- Service for Nonprofit**
- ・501(c)(3) 団体あるいはその他の法人形態で、コミュニティの社会的・文化的発展を目的とする団体。
- ・立ち上げ後3年以上が経過している団体(ソーシャル・エンタプライズの場合、それ以下の事業年数であっても融資可能な場合がある)。
- ・少なくとも50万ドル以上のrestrictedでない(制限使途が限られていない)収入があること。(小規模な団体に対する融資もケースバイケースで対応する)

POINT

- ・**もともと省エネルギー系のコンサルティングからスタート**
- コンサルティング業務に強い
- 資金アクセスに関する支援を始め以降も、施設関連の資金調達と団体の日常業務へのコンサルティングの双方を実施している。

- ・**分析ツールの開発と個別のカスタマイズ**
- Non Profit Business Analysisでは5年間の財務状況から団体の収益構造を分析。
- 資金提供者(レンダー)としての役割と、コンサルタント(経営分析と戦略計画づくり)の役割の双方を担っている。

- ・**内部人材と外部人材**
- NBAについてはNFFのプロパースタッフが実施
- 他にも施設建設関連は専門コンサルタントを紹介
- 場合によっては特定の顧客のために財団の助成申請をすることも

Copyright (C) Mitsubishi UFJ Research and Consulting Co., Ltd. All Rights Reserved.

活動実態の確認
CDFIの活動実態はどのようなか？



● 提供されているサービス

▶ Service for Nonprofits

- FINANCING
 - Loans
 - Facility Loan (設備投資: 建物の取得、建設・改装、賃貸向け改装)
 - Working Capital Loan (運転資金融資: つなぎ融資、一時的な資金調達、事業拡大による資金調達)
 - Equipment Loan (装置や機器の購入費用ローン)
 - Pre-development Loan
 - ① 事業実施前のFIS、マーケット調査、事業計画策定費
 - ② 不動産事業の環境影響評価や騒音調査、手続き費用関連
 - NMTCプログラムローン
 - 500ドル以上の設備投資、不動産取得、改装、賃貸向け修繕、コミュニティスペース<チャータースクール、医療施設、コミュニティセンターや文化センター等>の新規設立など
 - Consulting and Advice
 - Nonprofit Business Analysis
 - Workshop
 - Financial Leadership Clinic
 - ノンプロフィット・ファイナンスセミナー。4-6人程度の非営利セクターで働く者が、2日間の研修により財務資料の作成や、ビジネスモデルの理解、彼らの組織の財政上の必要性などを具体的に理解するためのもの。
 - Child Care Initiative
 - チャイルドケア関連設備やプログラムの向上のためのプログラム
 - アドバイザー業務やテクニカル・アシスタンスを実施している。
 - Workshop
 - System Replacement Plan
 - システム設計上のコンサルティング。
 - Planning Grant

● 提供されているサービス

▶ Service for Funders

- Consulting
 - Funder Workshop and Training
 - Funderに対して、グラントメイキングをする際のアドバイスを実施
 - Market Knowledge
 - ノンプロフィットセクターに関する情報分析を行い、カスタムレポートを個別に作成。個別の事業領域ごとの成長可能性についても解説。
 - Research and Development
 - 資金提供を受けた支援者側がどのような成長を遂げたのかなどについて分析し情報提供。これに基づくテクニカルエクササイズも提供している。
 - Partnership and Initiatives
 - Syndication and Participation
 - PRI (Program-Related Investment Service)
 - PRIに関する包括的なコンサルティングサービスを提供。
 - Re-granting Services
 - Growth Capital Services

・融資資金の大半は銀行から低利で借入れた資金である。
 ・銀行からの借入は48百万ドル程度
 ・商業銀行はコミュニティへの貢献を目的にNFFに低利で融資
 ・財団の事業関連投資(PRI)を活用している。
 ・例えばPrudential生命のPRIは金利3%。最大の資金提供者
 <ヒアリングから>

・Non Profit Organizationに対する助言・訓練の費用の大半は財団・政府からの補助/助成で賄われている。
 ・NFFの顧客の半分は「融資を受けずコンサルティングのみ」サービスを受けている。
 ・寄付金は12-13百万ドルであり、全体資産の5分の1程度
 <ヒアリングから>

Copyright (C) Mitsubishi UFJ Research and Consulting Co., Ltd. All Rights Reserved.

活動実態の確認
CDFIの活動実態はどのようなものか？



- 名称 Illinois Facilities fund
- 活動エリア Illinois, Indiana Iowa Missouri, Wisconsin
- 沿革 ローンプロダクト・設備投資部門、不動産コンサル部門
調査政策提言の3セクション

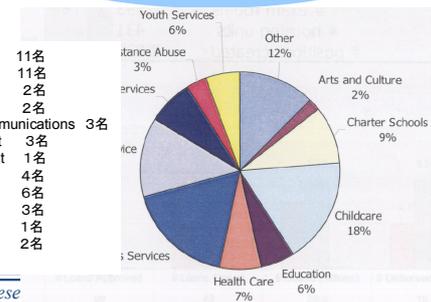
1988	・シカゴコミュニティトラストの下に組織を設立
1989	170万ドル(1億7000万円)のサポートと2人のスタッフを得て、独立組織に。
1992	チャイルドケア・ファシリティ・ディベロップメント・プログラムを実施。2100万ドル(21億7000万円)のPPP費用をイリノイ州から得、7つのチャイルドケアセンターを設立。
1993	ローンプログラムの実施のため、コンチネンタルバンクから約100万ドル(1億円)のローンを借りる。
1995	6つの銀行がIFFのローンプログラムに投資
1996	財務省からCDFIプログラムの一環として90万ドル(9000万円)の賞金を得る
2001	不動産部門を組織化・設立
2003	NMTCプログラムの対象となり、1000万ドル獲得
2005	800万ドルを文部省から得る。チャータースクールのための奨励金
2009	ミルウォーキーにオフィスを開拓

POINT

- ・シカゴコミュニティトラストによる財政支援からスタート
 -シカゴではメジャーな財団のひとつであるシカゴコミュニティトラストの下に当初組織化
- ・その名の通り「ファシリティ」に特化した事業構成
 -ローンプロダクト一覧をご参照。
 -ローン商品提供に際して必要なコンサルティングを実施
 -後に不動産業務部門を独立・組織化
- ・豊富な人的資源
 -ローンプロダクト一覧をご参照。
 -ローン商品提供に際して必要なコンサルティングを実施
 -後に不動産業務部門を独立・組織化

● ローンプロダクトの一覧

- ・Facility Loan \$1,000-\$1.5m
 - Loan
 - Real Estate Services
- ・Facility improvement Loan Starting at \$1,000
 - Real Estate Services
 - School Service
- ・Equipment and vehicle loan Starting at \$1,000
 - Research
 - Public Policy and Communications
- ・Charter school loan \$10,000-\$1.5m
 - Business Development
 - Resource Development
- ・Affordable housing loan Up to \$500,000 :predevelopment
 - Administration
 - Finance
- ・Affordable housing loan Up to \$1.5m :construction and or permanent
 - Missouri Office
 - Central Illinois Office
 - Wisconsin Office



Copyright (C) Mitsubishi UFJ Research and Consulting Co., Ltd. All Rights Reserved.

◆ 新たな発見とその意味

この団体の正式名称は、イリノイ・ファシリテイズ・ファンドです。これもその名の通り、ファシリティに特化して融資をする団体です。沿革を見ていただけますか。この団体も最初はシカゴ・コミュニティトラストの下に組織を立ち上げました。ファシリティに特化している事業構成となっていることは、ローンプロダクトの一覧を見ていただいてもわかると思います。また、グラフに記載した通り、様々な事業領域の団体に資金を提供しています。シートには、部署名とスタッフの人数も記載しました。人的資源が豊富だなと思いました。

時間もなくなって参りましたので、最後に今回の調査で私を感じた新たな発見とその意味をお話して終わりたいと思います。

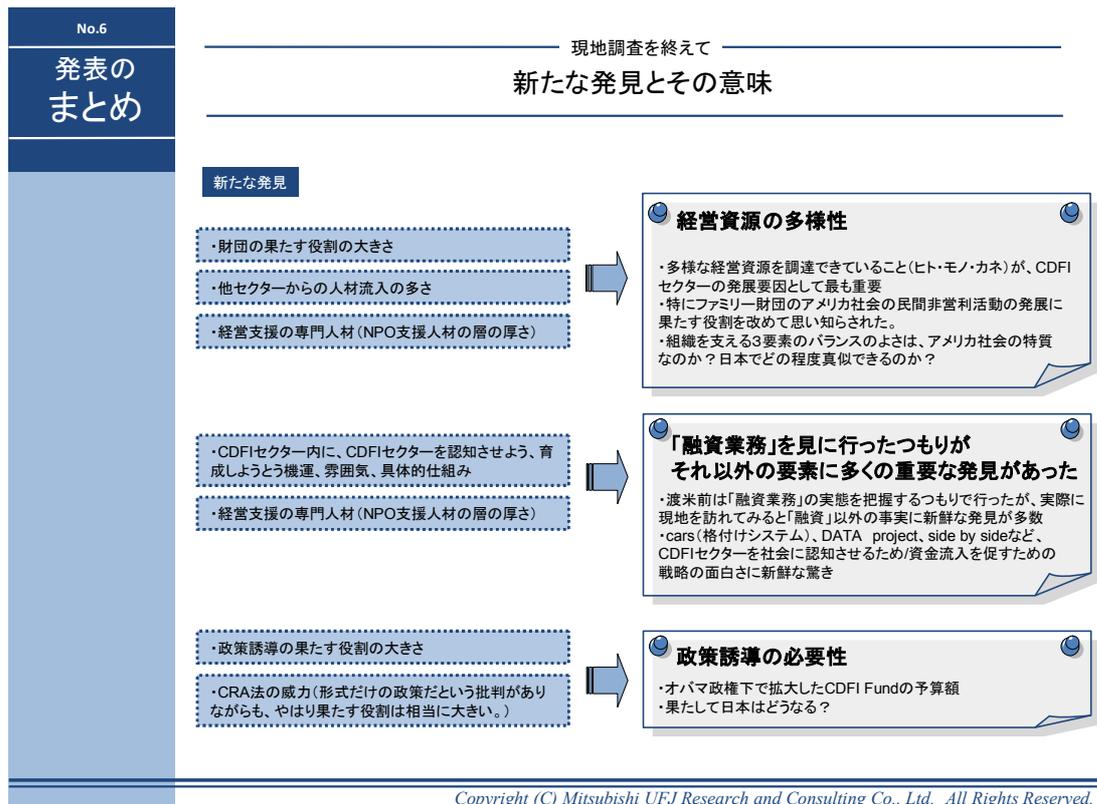
まず、CDFI の持つ経営資源の多様性です。特にファミリー財団の果たす役割の大きさを今回の視察で実感しました。CDFI は経営資源

を多様に持っている。だからこそ意義あるサービスを提供できるわけです。

ふたつめは、「融資業務」を見に行つたつもりが、それ以外の要素に多くの重要な発見があったという点です。今日はお話しませんでした。銀行の格付けシステムがあるとか、CDFI の活動実態について詳細なデータを編纂をしている団体があるとか、CDFI セクターを社会に認知させるための様々な取り組みがあって、結果として健全な発展につながっているのだということがわかりました。ただ、お金を貸して返してもらって、という「融資」の部分だけを見ていると CDFI セクター全体を理解することにはならないわけです。

最後は政策誘導の必要性です。オバマ政権下においてさらに政府支援は拡大しているようです。日本でも政権交代が起りましたが、今後どうなるのでしょうか。

駆け足でしたが、これで私の報告を終わります。ありがとうございました。



(4) アメリカのマイクロファイナンス (尾山絵美子)

マイクロファイナンスとは

- マイクロファイナンスとは
 - ⇒ 一般的には「担保となるような資産を持たず金融サービスから排除された貧困層や低所得者に対して、小規模の無担保融資や貯蓄・保険などの金融サービスを提供し、貧困から脱却して自立することを旨とする金融」のこと。

本日のテーマ

- マイクロファイナンスが途上国のものだけではないこと
- 貧困者に対する直接的な金融サービスだけがマイクロファイナンスではないこと
- 先進国におけるマイクロファイナンスの導入モデル

マイクロファイナンスといえば・・・

- ノーベル賞を受賞したグラミン銀行が有名 (バングラデシュ)
 - ⇒ 発展途上国におけるファイナンスのイメージが強い
 - ⇒ 日本に応用できないと考える人も多い



◆マイクロファイナンスは途上国のものだけではない

自己紹介をさせていただくと、私は都市銀行で中小企業の融資を担当しております。業務ではどちらかというと後ろ向きの融資を担当しているのですが、今日は前向きの、成長性のあるマイクロファイナンスのお話をさせていただきます。

マイクロファイナンスはご存知の方も多いでしょうが、簡単に言いますと、貧困層や低所得の方に小額の貸付をしたり、貯蓄や保険などの金融サービスを提供することで、貧困からの脱却をめざす仕組みです。

今回お話しさせていただきたいことは 3 点です。

まずマイクロファイナンスというと途上国というイメージだと思うのですが、それだけではないということ。

つぎに貧困者に対する直接的な金融だけがマイクロファイナンスではない、ということ。

最後に、先進国におけるマイクロファイナンスの事例をお話させていただきます。

おそらく、マイクロファイナンスをご存知の方はグラミン銀行を思い浮かべるでしょう。グラミン銀行がバングラディッシュにある、ということマイクロファイナンスは途上国のものというイメージが強いのではないのでしょうか。私もそう思いまして、途上国のマイクロファイナンスを日本にどう応用できるかということを考えるためにアメリカに渡ったのですが、それは愚問だということがわかりました。

このスライド (左下) をご覧ください。ショアバンクがノーベル平和賞を受賞したグラミン銀行のアドバイザーをしていた、という記事です。アドバイザーを出来るだけの実績と経験がある、それがショアバンクだ、というものです。ショアバンクはアメリカにありまして、そこに私たちは行ってきました。マイクロファイナンスは、途上国で始まったのではなく先進国アメリカのショアバンクで始まったということをご認識いただきたいと思います。

アメリカに行きまして、マイクロファイナンスを見る私たちの視点はどうも狭いのではないかと感じ、捉えなおしたいと思いました。

マイクロファイナンスは貧困層の方の貧困からの脱却が目的の金融ですが、そのためには収入を増やすか、支出を減らすかによって貯蓄

マイクロファイナンスを捉え直す

- マイクロファイナンスは「貧困問題を解決するための金融」
- 貧困からの脱却には収入増加と支出削減が必要
- 直接的な貧困者への金融サービス
⇒ 個人への融資・・・収入増加 ←最も注目されている
個人への保険など・・・支出削減
- それだけでは不十分

日本の貧困層（生活保護世帯）の内訳

- ①高齢者 45万世帯(43.4%)
- ②障害者・傷病者世帯 39万世帯(37.4%)
- ③母子家庭 9万世帯(8.7%)
- 上記3者の合計 93万世帯(89.5%)

(厚生労働省大臣官房統計情報部2007年)

※生活保護開始の主な理由

- ①傷病によるもの(42.8%)
- ②働きによる収入の減少・喪失(19.5%)
- ③貯金等の減少・喪失(14.8%)

貧困層向けの生活関連サービスが必要！

マイクロファイナンスを捉え直す

- 貧困からの脱却には収入増加と支出削減が必要
- 間接的な貧困者への金融サービス
⇒ 貧困者に対して医療・教育・就労などのサービスを行う組織(社会的企業・NPO)への金融支援・・・支出削減

社会的企業・NPOへの金融サービス

- キャッシュフローを生み出す事業性のある社会的企業・NPOが対象(全米のNPOの約1/3が該当)
⇒ 病院、保育園、学校、低所得者向け住宅事業など
- 運転資金需要 ex. Asian Human Hospital
— 政府の助成金の支給決定から実際の入金までの人件費や運営費
— 信用度の高い政府からの資金が担保
- 設備資金需要
— 学校や住宅などの建設に利用
— 設備を不動産担保とする

を増やさなければなりません。今注目されているマイクロファイナンスはどちらかというと、直接的な融資によって事業を行っていただき、収入の増加につなげようという取り組みです。では、アメリカのマイクロファイナンスで実際に行われている事業は、小規模のレストラン、介護サービス、育児サービスなどですが、これらはすでに市場にあふれているものなので、起業したところですぐに収入が5倍、10倍になるわけではありません。

日本における貧困層の方はどういう方かというと、高齢者、障害者、傷病者の方が80%を占めます。その理由は傷病によるもの、失業によるものなどです。

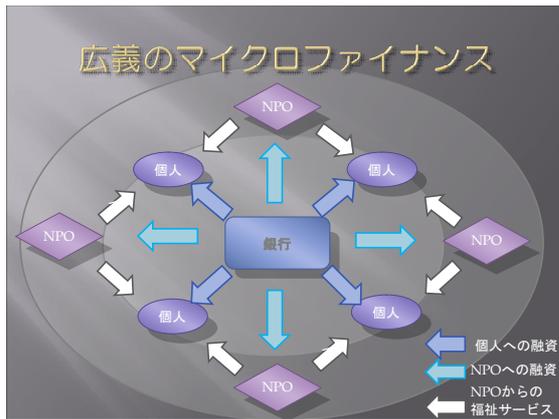
例えば、傷病が理由なら、医療サービスを低価格で受けることが出来れば、また失業が理由なら教育、就労サービスを低価格で受けることができるのなら貧困から脱却することが出来ると考えられます。

このようなことから、医療、教育、就労のサービスを担うNPOや社会的企業を金融的に支援することで結局は貧困層の方が低価格でサービスを受け、支出を削減することが出来るようになります。

では、実際にNPOや社会的企業がこのような金融サービスを必要とするのかということとは疑問の一つだと思います。

もちろん、すべてのNPOや社会的企業に金融サービスをする事は出来ないでしょうし、必要でないところもあるでしょう。アメリカでは3分の1くらいのNPOが借りているということですが、どういうところかというと、キャッシュフローを生み出す事業性のあるNPOや社会的企業に限られます。例えば病院、保育園、学校、住宅事業というようなところです。そこで必要とされる資金ニーズというのは運転資金や設備資金といった一般企業と変わらないニーズです。

私たちが訪問したアジア・ヒューマン・サービスというNPOのファミリー・ヘルス・センターは、貧困層に低価格の医療サービスを提供していますが、そこを事例にさせていただきますと、主な収入源は貧困層からの医療費、そのほかに政府からの助成金があります。この助成金があることで低価格の医療が提供できるのですが、政府からの助成金支給が決まってから入金されるまで約半年かかります。その間スタッフの人件費、水道光熱費、機械代などがかかり、入金まで待てないということで銀行から融資を受け、入金されたときに返済しています。政府というもっとも信頼性の高いところから



の入金が確実であれば、金融機関としても安心して貸し出すことができます。

設備資金に関しましては、病院や学校など土地や建物を担保とすることで融資がしやすくなる場合があります。このような病院、保育園、学校などは、貧困層の方が日常的に使うサービスが多いので、この分野への融資は間接的に貧困層への支援につながっているのではないかと思います。

図にしますと、2 つ支援の方法があります。銀行が個人に直接融資して支援する方法と、NPOや社会的企業へ融資をする方法です。

銀行がNPOなどに融資をすれば、その組織は低価格のサービスを貧困層に提供することが出来ます。このように直接的な金融サービスと社会サービスを組み合わせることで、貧困層への支援も充実するし、貯蓄が貯まることによって銀行に対する返済能力も高まっていきます。

◆ショアバンクに預金するメリット

こうした広い意味でのマイクロファイナンスを考えたときに、ショアバンクをいい事例としてみる事ができます。ショアバンクの概要をお話ししますと、アメリカ第3の都市シカゴに本店があり、その周辺に支店を持つローカルな銀行です。

アメリカでは富裕層と貧困層の住んでいるエリアがはっきり分かれています。貧困地域だけに開設している、かつ営利組織であるということが特徴です。ショアバンクが開設されているのは貧困地域なので、預金量はそう多くはない。しかし、貧困層はローンなどの借入れ需要が多い。この借入れ需要を満たすための資金は支店だけでは足りない。全米から預金を集めてきて、貧困地域で融資するということをやっています。

どのように実現しているかという、預金者側からみると法人については、一般企業であれば、コスト負担なく貧困地域へ貢献できるということがあります。預金は投資ではないので元本は目減りしません。もちろん金融機関がつぶれば別問題ですが、また寄付金ではないのであげっぱなしになることはなく、企業の資本として保有することが出来ます。アメリカでの金融機関は、CRAを満たすために貧困地域へ投資または預金を行うことが義務付けられているため、効果的な方法です。

また個人向けには、社会貢献と収益性の両方を実現できるショアバンクのオリジナル商品、デベロップメント・デポジットというものがある

Shore Bankの貧困地域での金融サービス

- 貧困地域の金融の特徴
 - ☆資金に余裕が少ない
 - ①預金量が少ない
(特に月末は支払決済により預金量が減る)
 - ②借入需要が大きい
(車・家電や機械等を一括ではなく分割のローンで購入)
- 借入需要を満たすためには貧困地域の住民の預金だけでは足りない
- 全米の法人・個人から預金を集めることで、シカゴの貧困地域への融資を可能に！
⇒どのように実現しているのか。(預金者と銀行の視点から)

法人がShore Bankに預金するメリット

- リスクもコスト負担なく、貧困問題に貢献
 - ⇒①預金は投資ではない(元本保証)
 - ②寄付金と違い、企業や組織の資産として保有(コストなし)
⇒経済的なCSR
- アメリカには貧困地域・マイノリティー地域に一定の投資を義務付けた法律がある。
⇒CRA(コミュニティ再投資法)基準の充足

※法人口座預金 5億ドル (450億円)
(内訳) 非営利組織 3億ドル (270億円)
財団 1億ドル (90億円)
社会的投資ファンド 1億ドル (90億円)

個人がShore Bankに預金するメリット

- 社会貢献と収益性を実現する預金
⇒Development Deposit
貧困地域の発展を目的とした普通預金口座
- 特徴
 - ・オンライン上で口座開設
⇒全米から預金を集める、支店の人件費などコスト削減
 - ・預金者の住む地域に支店がないため、日常の入出金を目的としていない。
⇒入出金などの取引コスト削減

⇒銀行の事務負担が軽く、その分利息に還元。
市場よりやや高め利息を実現。

Shore Bankのメリット

- 預金の滞留率が高く、事務・取引コストがかからない預金により安定的な融資原資を確保
- ミッションである貧困地域への融資による貢献を実現

最後に

- アメリカのCDFIを通じて
- 途上国と先進国のマイクロファイナンスの違い
⇒1つは上限金利にある
※途上国のマイクロファイナンスの金利は
15%~70%
※日本の金利は20%が上限
(グレーゾーン金利撤廃)
- いかにか調達コストを下げるが先進国のマイクロファイナンスには必要。

ります。これは貧困地域の発展を目的とした不通預金で、オンラインで口座を開いているのが特徴です。シカゴにしか支店のないショアバンクにとって、全米から預金を集めるにはオンラインでしか集められないため、同時に人件費、事務手続の経費などのコスト削減が可能です。また目的に賛同した預金者からの預金なので、日常の入出金での利用ではなく目的達成に貢献するための定期預金のような長期的な預金として考えられることが多い。つまり、入出金の取引コストも削減できます。その結果、市場よりも高めの利息をつけた収益性の高い普通預金を実現することが出来ます。ショアバンクの側からしましても預金の滞留率が高いということは事務コストがかからず、安定的な預金量を確保し貧困地域の自立に貢献することが出来ます。

◆途上国と先進国のマイクロファイナンスの違い

最後に今回アメリカに行きまして、途上国と先進国のマイクロファイナンスの違いは何かと考えていたのですが、ひとつ、上限金利というものがあることに気がつきました。大和証券のHPによると途上国でのマイクロファイナンスの金利は15~70%だそうですが、日本では出資法の関連でこのような金利は付けられません。調達コストを下げないと先進国でのマイクロファイナンスは成り立たないと思いました。

(5) CDF I とアフォーダブル住宅 (土堤内昭雄)

2009. 11. 07
米国 CDF I スタディツアー報告会

CDF I とアフォーダブル住宅



ミシガン湖から見たシカゴ市中心部の公園と高層ビル群

ニッセイ基礎研究所
土堤内昭雄

1. レッドライニングと公共住宅政策

- シカゴ市：人口約290万人の全米3位の大都市
- 20世紀に入り工業化・都市化が進展
- 50～60年代に大量の黒人労働者が都市部に流入
- 政府が大量の公共住宅を供給
- 白人中流階級の郊外転出
- 70年代の工業の海外移転や産業構造の転換（サービス化）
- 工場労働者の失業問題の深刻化
- 市街地の荒廃と貧困地域の固定化（インナーシティ問題）
- レッドライニング¹⁾問題とCRA（地域再投資法²⁾の成立（77年）

1) レッドライニングとは：低所得地域を赤線で囲み、金融サービスにおける差別的な地域線引きを行うこと

2) 地域再投資法（CRA:Community Reinvestment Act）とは：金融機関が低所得地域の資金需要に応えるためにそれら地域に一定の融資や金融サービスを行うことを勧奨する法律

2. CDCとアフォーダブル住宅

- 公共住宅政策の失敗（低所得者層の固定化）
- 1974年 住宅コミュニティ開発法（Housing and Community Development Act）と公共住宅政策の転換
（政府による公共住宅の直接供給からCDC³⁾によるアフォーダブル住宅⁴⁾の供給へ）
- 連邦政府からのCDBG（コミュニティ開発⁵⁾包括補助金）の給付
- 80年代のレーガン政権時に連邦補助金の大幅削減
- クリントン政権時にCDF I等の多様な資金によるアフォーダブル住宅の供給

皆さま、こんにちは。土埴内と申します。

民間シンクタンクで、建築、都市計画、まちづくりの調査研究を行っております。

私自身は金融に詳しいわけではありませんから、私の発表は今日の番外編みたいな感じかもしれません。

ではなぜ、この CDFI ツアーに参加したのかというと、シカゴにはフランク・ロイド・ライトやミース・ファン・デル・ローエなどの非常に有名な建築がたくさんあります。私はもともと建築が専門ですので、25年ぶりにシカゴの建築を見たいと思ったのです。

もう1つ、私はマラソンをやっているのですが、シカゴマラソンの下見をしたいと思ったこと。

3つ目の理由は、つい先日、2016年のオリンピック開催地の選考会があり、ご存知のように、シカゴは東京とともに立候補して落選してしまいました。東京は盛り上がりがいま一つでしたが、シカゴではどうなのかと思ったこと、です。

そして4つ目の理由が、小関さんの CDFI セミナーに参加して、これから市民社会をつかっていくうえで金融の仕組みが必要なのではないかと考え、少し勉強してみたいと思ったことです。

ですから、私の視点が少しずれているかもしれませんが、できるだけ CDFI にひきつけて「CDFI とアフォーダブル住宅」というテーマでお話します。

◆レッドライニングと公共住宅

この絵葉書のような写真は、私自身がミシガン湖上から写したものです。シカゴというと薄汚い街をイメージするかもしれませんが、近代的な高層ビルが立ち並び、足元にはグラントパーク、ミレニウムパークの広大な緑が広がる美しい街です。先ほどからシカゴの金融差別の話がありましたが、レッドライニングというもので地図上に赤い線を引いて低所得者の住む地域を囲み、そのエリアには融資をしないという差別があったということです。そのレッドライニングという差別を解消するために CRA（地域再投資法）という法律が出来ました。

シカゴのレッドライニングの背景を考えていくと、公共住宅政策と深く結びついていることに気づきます。シカゴは人口 300 万人弱のアメリカ第 3 の都市で、ミシガン湖畔に位置することもあり、物流の要衝でもあります。20

世紀に入って急速に工業化し、50年代～60年代に大量の黒人労働者が南部から都市部に流入してきました。そして、この人たちの住宅を政府が公共住宅として大量に整備したことによって、もともと住んでいた中流階級の白人たちが郊外へ転出して行きました。

産業が順調であるうちは良かったのですが、70年代に入って、工場の海外移転など、産業構造の転換、いわゆる経済のソフト・サービス化がおこりました。南部から来た人たちはほとんどが単純労働者だったので職を失うことになり、経済基盤を失った彼等が住む公共住宅エリアは荒廃していきました。やがてそれが貧困地域として固定化し、レッドライニングに発展しました。

★CDC とアフォーダブル住宅

1977年に、今の CRA が出来たのですが、少し前の 1974年に住宅コミュニティ開発法というのが出来て、公共住宅政策が大きく転換されるわけです。どう転換されるかというところまでの政府による公共住宅の直接供給から、CDC（コミュニティ・ディベロップメント・コーポレーションズ）という、低所得地域に様々なサービスを提供する非営利団体が、住宅を提供することになりました。小関さんからお話のあったアフォーダブル住宅ですね。このアフォーダブル住宅というのは必ずしも低所得者層だけが対象ではなく、所得に対して妥当な価格で住むことの出来る住宅というものです。

このハウジング・アンド・コミュニティディベロップメントという法律の名前が示すように、住宅の供給だけでなく、そこに住む人たちの職業教育、就労支援など、いわゆるコミュニティ・ディベロップメントを住宅供給とセットでやっていく、という政策に変わりました。

それに対して、連邦政府から CDBG、コミュニティ開発包括補助金というものが支給されるようになり、住宅の整備が進んでいきました。しかし、80年代レーガン政権時に連邦補助金は大幅にカットされ、その後クリントン政権下で復活します。そしてそれが、多様な CDFI が、アフォーダブル住宅に関わる契機となりました。

3. OAKWOOD SHORES DEVELOPMENT の概要

- 位置：シカゴ市中心部から南へ12キロほど
- 面積：I期 25エーカー（約10ha）
- 工費：1億8,300万ドル ●住宅タイプ：賃貸(710戸)、分譲(300戸)
- 開発事業者：The Community Builders(賃貸住宅)、Granite Development(賃貸、分譲住宅)、Chicago Housing Association
- 特徴：Mixed-income Development (CHA賃貸住宅1/3、アフォーダブル住宅1/3、市場価格住宅1/3) Diverse Community、Accessible Public Transit、Excellent School



開発前の荒廃した住宅



開発後の住宅と街並み

4

4. OAKWOOD SHORES DEVELOPMENT の ファイナンスパッケージ

- CCLF⁶⁾による Predevelopment Loan⁷⁾の実施(7本で総額275万ドル)
- 2007年(第二期)：分譲住宅開発に対して50万ドル
賃貸住宅開発に対して35万ドル

6) CCLF (Chicago Community Loan Fund) とは：1991年に設立された認定CDFIで、シカゴ市内を中心に住宅や学校などの不動産融資を行うとともにNPOに対する多様な経営支援を行っている
7) Predevelopment Loanとは：建物検査、環境調査、事業計画、保険、市場調査など開発前段階に必要な業務への融資

Lenders
Citibank FSB
Chicago Community Loan Fund
Local Initiatives Support Corporation
Community Reinvestment Fund, Inc.
General Board of Pension & Health Benefits of the United Methodist Church, Incorporated in Missouri
Fannie Mae
John D. & Catherine T. MacArthur Foundation

OAKWOOD SHORES DEVELOPMENT の
ファイナンスパッケージ

ファイナンスパッケージにCDFIが加わる意義：
コミュニティ開発に関する一般の金融機関とは異なるスキルや専門知識を持っている
(9/9: Woodstock Institute での聞き取り)

5

5. コミュニティ開発と アフォーダブル住宅

- OAKWOOD SHORES DEVELOPMENTの課題
⇒元住民で住み続けられるのは25~50%程度(9/8:CCLF担当者からの聞き取り)
- オリンピック招致とコミュニティ開発(何故、シカゴ市は落選したのか?)
①シカゴ市の財政状況(世界金融危機の影響)
②地域住民の反対運動
○オリンピックのメインスタジアム建設予定地周辺(ハイドパーク地区)は、多くの低所得者層が住んでいるが、地価や家賃の高騰により、地域住民は住み続けられなくなる懸念
○反対する市民団体はアフォーダブル住宅の建設と低所得者層の雇用の確保を要求
○シカゴ市オリンピック委員会はアドバイザー協議会を設置(CCLFの代表も参加)
- CCLFの活動：
アフォーダブル住宅の供給(OAKWOOD SHORES DEVELOPMENTへのPredevelopment Loanの実施)や低所得者層の就業支援(Growing Home⁸⁾への融資)など
⇒CDFIは単なる融資機関ではなく、コミュニティ開発を通じて地域課題を解決するための事業を支援している

8) Growing Homeとは：ホームレスや低所得者の自立支援のために職業訓練を行う有機農場でCCLFが融資を行っている

6

★オークウッドショアの開発概要

今回私たちは比較的低所得の人たちが住んでいるといわれる、シカゴ南部のサウスショア地区のオークウッドショアという開発現場を見してきました。

この大きな特徴は、ミックスド・インカム・ディベロップメントということで、低所得の人たちが固定化しないように、いろんな所得階層の人たちがミックスして住むことができるようなやり方で開発されていることです。

具体的には、CHA（シカゴ・ハウジング・アソシエーション）という公的な住宅が3分の1、アフォーダブル住宅が3分の1、市場価格の住宅が3分の1の開発です。写真でビフォー、アフターをご覧ください。荒廃した住宅が快適な住宅に変わりました。

★オークウッドショア開発のファイナンスパッケージ

では、この開発の中でCDFIはどのような役割を果たしているのか、ということについてお話しします。これは現地の看板の写真で、プロジェクト全体のファイナンスパッケージを示しています。最初にシティバンクのような大きな銀行の名前があります。2段目にあるのがCCLFシカゴ・コミュニティ・ローン・ファンドという、今回私たちが訪問したCDFIの一つです。ここは、プレディベロップメント・ローンというのをやっているのですが、これは住宅をつくる資金ではなく、プロジェクトをはじめの前に、例えば環境調査や、いろいろな事業のFS、マーケット調査など、開発の前段階でやらなければならない事業をやるためのローンということなのです。総額7本で275万ドルのプレディベロップメント・ローンを、CCLFはこのプロジェクトに貸しているのです。

今回ウッドストック研究所で、このようなファイナンスパッケージにCDFIが加わるのはなぜか、という質問をしたのですが、一般の金融機関はコミュニティ情報を持ち得ない、地域のリスク判断のノウハウもない、だからこそ、CDFIが関わることには大きな意味があるのだ、ということでした。

★コミュニティ開発とアフォーダブル住宅

最後にこのオークウッドショアの大きな課題ですが、地域住民が新たなアフォーダブル住宅に住み続けられるかどうかということです。

この中には市場価格の住宅もありますから、実際、住民の半分以上はここから出て行かざるを得ないのです。このことは唐突のようですが、私の関心事、オリンピック招致と大きな関わりがあります。

私見ですが、オバマさんが応援に行ったにもかかわらず、シカゴが開催地に選ばれなかった理由は2つあると思います。1つはシカゴ市の財政事情と思われれます。4都市のうち国家の財政保証がつかなかったのはシカゴだけですから。街を歩いてもメンテナンス事情は悪い、道路はガタガタ、鉄橋はさびている。このことから、逼迫した財政状況がわかります。

もう1つは、地域住民の反対運動が非常に大きかったのです。一説によると、多くの市民が世界中のIOC委員にオリンピック招致反対のEメールを送り付けたそうです。なぜかというところ、シカゴ南部のハイドパーク地区というところがメインスタジアムの建設予定地でしたが、計画が出てから地価が高騰し、このままだと今住んでいる低所得者層が住み続けられなくなる、ということで市民団体が反対していました。そしてアフォーダブル住宅建設と雇用促進を要求しました。シカゴ市のオリンピック委員会はアドバイザー会議というのを設け、そのメンバーにCCLFの代表者も入っていました。

このようにCCLFの目的は、単にアフォーダブル住宅を供給するだけではなく、地域の問題を解決することなのです。今回お話ししましたが、私たちが訪問したハイドパーク地区近くのグローイングホームというNPOは、元受刑者やホームレス、低所得者が社会復帰するために有機農場を運営しています。そこにもCCLFは融資しています。ですから、CCLFは地域の問題を解決するために様々な手段としてお金を貸しているのだということを今回は強く実感しました。

★CDFI ツアーから受けた2つの示唆

次に今回のCDFI スタディーツアーから私が受けた二つの示唆についてお話しします。ひとつは今、私が報告したオークウッドショアの開発におけるCCLFのプリディベロップメントの意義についてです。全体で200億円近い開発事業のファイナンスパッケージにおいて、わずか2億円の融資が資金全体の方向性に大きく関わっていることです。そこがCDFIのファイナンスが単なる融資ではなく、コミュニティ開発を行う上での存在意義ではないでしょうか。日本のNPOバンクも高度な知識とスキルを身につけることにより、融資の本流の舵取りという役割を果たすことが重要だと思います。そのためには政府や民間財団がNPOバン

クのパワービルドのために補助金を提供することが必要だと考えます。

二つめはCDFIの目的は地域の様々な課題を解決するコミュニティ開発を促進することで、その方法は多岐にわたるということです。今回私はシカゴでBID (Business Improvement District) やコミュニティガーデンも見ました。その他にもシカゴマラソンのホームページをご覧になると分かりますが、マラソンは42キロのコースが通る地域のコミュニティ開発のためのプログラムを有しています。このように地域課題を解決するには様々な手法を重層的に活用することが重要です。日本のNPOバンクもコミュニティ開発の全体を俯瞰できるような中間支援組織に育ってほしいと思います。

追記(1)

- **Oakwood Shoresの開発でCCLFの”Predevelopment loan”の意義について**
- 全体で200億円近い開発事業のファイナンスパッケージにおいて、わずか2億円の”Predevelopment loan”が資金全体の方向性に大きく関わっていることです。そこがCDFIのファイナンスが単なる融資ではなく、コミュニティ開発を行う上での存在意義ではないでしょうか。
- 日本のNPOバンクも高度な知識とスキルを身につけることにより、融資の本流の舵取りという役割を果たすことが重要だと思います。
- そのためには政府や民間財団がNPOバンクのパワービルドのために補助金を提供することが必要だと考えます。

追記(2)

- **CDFIの目的は地域の様々な課題を解決するコミュニティ開発を促進することで、その方法は多岐にわたります。**
- 今回私はシカゴでBID (Business Improvement District) やCG (Community Garden)を見ました。その他にもシカゴマラソンのホームページをご覧になると分かりますが、マラソンは42キロのコースが通る地域のコミュニティ開発のためのプログラムとそれを実現するためのチャリティプログラムを有しています。これは私が昨年参加したNYCマラソンでも実感しました。
- 地域課題を解決するにはこのような様々な手法を重層的に活用することが重要です。
- 日本のNPOバンクもコミュニティ開発の全体を俯瞰できるような中間支援組織に育ってほしいと思います。

(6) CDFI と NPO バンクについて (坪井眞里)

CDFIとNPOバンク 東京コミュニティパワーバンク 理事長坪井眞里

東京コミュニティパワーバンク(東京CPB)
～ 市民がつくった市民のための金融システム ～

<設立> 2003年 9月

<目的> 1. 市民のお金を地域に生かし ゆたかな地域に
2. 自分のお金の行き先は 自分で決める

<現状> (2009年9月末 概数)

- 出資者 …… 個人554名、団体38、合計592名
- 出資総額 …… 9,890万円
- 融資総額 …… 8,710万円 (融資件数23件)
- 社会的投資 …… 1,300万円
- 融資先事業 …… 乳幼児保育児童支援(一時預かり)事業 高齢者・障がい者福祉事業
スポーツクラブによる生涯学習事業 環境NPO コレクティブ・ハウジング事業
コミュニティ・ガートメントカフェ など
- 特徴 ……「たとえ融資額100万円以上でも融資を受けるために
事前に融資先の調査をかけることができる

2009年11月7日アメリカ・コミュニティ開発金融機関(CDFI)最新調査報告会 東京コミュニティパワーバンク 坪井眞里

❖ 東京コミュニティパワーバンクの設立経緯と、全国のNPOの現況

東京コミュニティパワーバンク（以下、東京CPB）の坪井と申します。

私は、市民出資でNPOやワーカーズコレクティブなど市民事業に活動資金を融資する、非営利の市民金融いわゆるNPOバンクを運営しています。

東京CPBは、2003年設立。出資者に会員になっていただき、会員同士の助け合いという形で融資をしています。6年目を迎え出資金は約9500万円、先日23件目の融資を行ない、融資と社会的投資の累計は1億円を少し上回りました。

社会を良くしたいと活動するNPOなどの社会的企業を支援するためのしくみですが構想から実現するのに約2年半を要しました。その間、欧米の社会的金融について少しずつ学び、「地域で集めたお金は地域に再投資する」という精神の元に作られた地域再投資法を知り、皆で感激したことなどもありましたので、このたびのツアーを楽しみにしておりました。

私はツアーの後半部分、シカゴ市の調査にだけお供したのですが、目的を二つ決めました。一つ目は、とにかくアメリカのコミュニティ金融を見て、感じてこようというもの。

二つ目は、私たちNPOバンクが現在大変に困った課題に直面している。今後、日本の中で活動を続けられなくなるかもしれないという状況を、先駆者に伝え、出来れば助言をいただきたいというものでした。

英語が出来ないので、十分に目的を果たしたとはいえませんが、シカゴのCDFIやNPOの方々にあたたかいおもてなしをいただき、率直な意見を聞くことが出来ました。CDFIとNPOバンクはあまりにも違いすぎますけれども、これからのNPOバンクそして私たちの社会へのヒントを皆様とともに考えていきたいと思えます。

私の資料はほとんどが日本のNPOバンクの現状についてで恐縮ですが、CDFIの状況についてはご専門の小関先生にお任せすることでお許しください。

CDFIとNPOバンクというテーマでお話しさせていただく上で、ひとまず、東京CPBの活動を中心にNPOバンクの状況を簡単にお話します。



私は、生活協同組合出身です。生協運動から1980年代に、対等に労働し、経営も担う働き方としてワーカーズコレクティブ運動が生まれました。しかし、事業に必要なお金を調達するのにいつも大変苦勞をしていました。

法人格もない新しい事業体であること、そして女性たちが中心であること、また担保がないという理由などから、銀行はお金を貸してくれな

かったのです。

東京ワーカーズ・コレクティブ協同組合によると、生協業務委託や保育サービス、弁当・パン・菓子製造・農産物加工・編集など 51 団体で 615 人が働き、2008 年の総事業高は約 20 億円になっているとのことですが、今も法人格はありません。



一方、1998 年に NPO 法が施行され、10 年を経たいま多くの NPO が生まれました。社会的に弱い立場の方々を支援したり、また地球温暖化を防ぐための自然エネルギー推進など社会の問題を解決するためにさまざまな活動をしています。法人として認められ、いまや私たちの社会を支える大きな力となっているにも関わらず、ほとんどの銀行は NPO にお金を貸しません。中央労働金庫が日本で最初に NPO サポートローンを始めましたが、いまでも一部の信用金庫や地方銀行だけしか NPO 融資をしていないのが実態です。このような問題を市民の助け合いで解決しようということが東京 CPB 設立のおおきな目的です。

そして、もう一つは、自分のお金は自分の願う社会をつくるために生かしたいと思ったことでした。

私たちが構想した 1990 年代後半は、ちょうどバブルがはじけ今のように「貸し渋り貸しはがし」が問題になっていました。また、銀行の不祥事もおき、一体銀行は何をしているのか、という不信が渦巻いていた時期。また、ODA による途上国の環境破壊なども問題となり、そこに私たちの郵便貯金が投入されていたことから、私たちは何のために貯金をしているのか、とかがえ、それなら自分のお金は自分の思うような社会の実現のために使おう、私たちのお金で、お金の流れを変えようと、多くの市民に呼びかけて設立いたしました。

全国のNPOバンクの現況

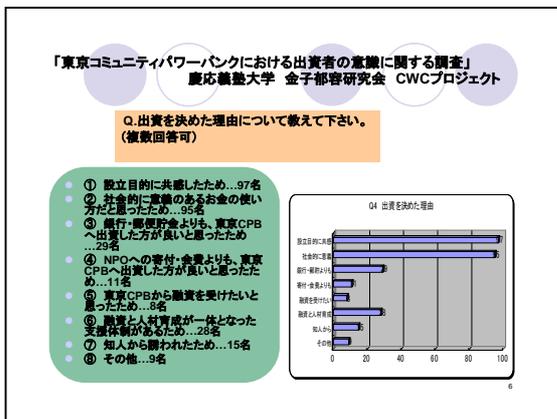
調査・全国NPOバンク連絡会2009・3

組織名	設立	融資対象
未来バンク事業組合	1994年	環境・福祉・NPO・エコロジー住宅
女性・市民コミュニティバンク	1998年	神奈川県内で事業を行なうNPO・Wco.
北海道NPOバンク	2002年	NPO・Wco.
NPO夢バンク	2003年	NPO
東京コミュニティパワーバンク	2003年	Wco. NPO、市民事業等
ap bank	2003年	自然エネルギーなど環境を対象にしたPJ
新潟コミュニティバンク	2005年	コミュニティビジネス、まちづくり支援
コミュニティ・ユース・バンクmomo	2005年	豊かな未来を築いていく地域社会をつくる事業
くまもとソーシャルバンク	2008年	熊本県内で社会性のある事業
天然住宅バンク	2008年	家具、省エネ家電、ペレットストーブ
もやいバンク福岡	2009年	準備中

出資金総計5億3200万円、融資累計総計19億7854万円、融資残高総計2億2145万円

2009年11月7日アミカ・コミュニティ開発金融機関(CDFI)最新調査報告会 東京コミュニティパワーバンク 坪井真里

今全国 NPO バンク連絡会で把握している NPO バンクの一覧表です。このほかにたくさんの地域で準備中のバンクが活動しています。とくに地方は、疲弊した地方経済を民間の力で再生しようという機運があちこちで高まっています。



NPOバンクとは

(全国NPOバンク連絡会による定義)

- 市民が自発的に設立する
- 社会的に求められているニーズに対して融資を行なう
- 非営利である
- 市民からの出資を融資の原資とする
- 市民事業(NPOに限らず、社会的課題の解決を第一義にすること)への融資

2009年11月7日アミカ・コミュニティ開発金融機関(CDFI)最新調査報告会 東京コミュニティパワーバンク 坪井真里

◆NPOバンクとCDFIの違い

ところでNPOバンクとは何か。これは全国NPOバンク連絡会事務局の多賀さんがまとめてくださったものです。一言で言えば、市民が自発的に作った非営利の金融を、全国NPOバンク連絡会ではNPOバンクと呼んでいます。

非営利の市民金融を阻む法制度

「出資」をめぐる規制

…金融商品取引法(投資サービス法)

- ・日本版金融ビッグバン…一般投資家が市場に参加しやすく
- ・投資家保護のための法制整備が課題に
- ・包括的・横断的投資家保護規制…金融商品取引法

↓

NPOバンクへの「出資」=「みなし有価証券」

- ・有価証券報告書・公認会計士監査の義務付けが発生

↓ **全国NPOバンク連絡会結成**

配当の禁止・譲渡の制限・残余財産の分配禁止

「投資性のない非営利の出資」という概念が法的に認められる

2009年11月7日アメリカ・コミュニティ開発金融機関(CDFI)最新調査報告会 東京コミュニティパワーバンク 坪井良重

それぞれ自発的に生まれたNPOバンクが結束することになったのは、金融をめぐるさまざまな法律の改正がきっかけでした。これが今日のメインテーマではないので簡単にお話します。出資者保護のための法律の中で、NPOバンクの市民の出資も有価証券とみなされることになりました。そして有価証券報告書が義務付けられたのですが、非営利の金融を営利の金融と同等に扱うのは不要だ、と全国NPOバンク連絡会を結成し運動しました。そして、出資配当をつけないということを条件に適用除外されたのです。

非営利の市民金融を阻む法制度

「融資」をめぐる規制 …改正貸金業法

- ・多重債務者問題が大きな社会問題に…自己破産・自殺・夜逃げ
- ・サラ金の高金利・過剰貸付・苛酷な取立てを規制
- ・NPOバンクは「貸金業登録」をして営業している

↓

①罰則強化②新貸金業協会③主任者試験④財産的基礎の引き上げ
⑤指定信用情報機関⑥上限金利の引き下げ

↓ **全国NPOバンク連絡会で運動**

純資産規制の例外として

- ①非営利法人②低金利(7.5%以下)③情報開示④貸付公益性
- ⑤純資産額500万円以上 しかし未解決の問題が…

NPOバンクの存在意義は？→廃業か？

2009年11月7日アメリカ・コミュニティ開発金融機関(CDFI)最新調査報告会 東京コミュニティパワーバンク 坪井良重

私たちはバンクといいつつも銀行ではありません。貸金業登録をしながら、活動しています。多重債務者問題を背景として貸金業を取り締まる法律が強化されました。今、営利の貸金業者も圧力を掛け始めたようですが、計画通り来年の6月までに完全施行されるとNPOバンクは存続できなくなるかもしれない状況にあります。



CCLFが融資したNPO「グローイングホーム」の農場

NPOバンクの現状を知っていただいたところでシカゴに飛びましょう。ここは、シカゴコミュニティローンファンドCCLFが融資をしたグローイングホームというNPOの農場です。出所者や薬物依存者が社会復帰する手助けをしています。作業をしたり、学習したりする建物を建てるための費用をCCLFが融資しました。グローイングホームの事務局長ハリーは、CCLFのローンオフィサー兼プログラムオフィサーであるマークの助言なしには、ここまで出来なかつただろうとっていました。

マークに、日本では非営利金融と営利金融が同じ法律で規制されていて、NPOバンクはとて困っていると話しました。なかなかうまく説明できず、彼は理解できない、参ったなあ、という感じだったのですが「営利と非営利を同じにするなんて、りんごとみかんが同じだといっているようなものだね」といい、アメリカでは現実の活動に沿った法律が作られているので、そのようなことはありえないと話しました。

そして、CCLFが今日あるのは、CRAがあるからであり、CRAなくしてCCLFの活動は出来なか

っただろう。しかし、ここに至るまでは長い歴史があり人種差別を背景としたレッドライニングという金融差別を解消する運動を国民運動として起こしたのは、ここシカゴなのだとし誇らしげに話していました。辛抱強く聞いて答えてくれたマークに、私はとても感謝しています。



CCLF の融資で建設したグローイングホームの研修センターで

CCLF のパンフレットにはバンクアメリカを筆頭に多くの銀行、財団、個人投資家の名前が書かれ、彼らに対する感謝が記されています。CRA があるとはいえ、そして寄付文化があるとはいえ、CDFI はお金が入るのをじっと待っているわけではなく、事務局長のカルバンはいつも政府機関や財団を回って資金確保に奔走しているそうです。その資金で融資を行い、コンサルティングを行い、NPO のテクニカルアシスタンスを行っています。NPO 向けのさまざまなワークショップが開かれ、ほとんどが無料となっていますが、ここで育ったNPOのうち約1割はCCLF

の新たな融資先に育っていくと聞きました。

これは小関先生の作られた表に私が東京 CPB のデータを付け加えたものです。小関先生によると、ショアバンクと IFF の規模はCDFI の中では突出して大きいとのこと。それにしても東京 CPB は、赤ん坊と言ってもまだ足りないくらいの規模です。

しかし、アメリカで最初のコミュニティ開発金融ショアバンクだって、4 人の創始者が始めたときの自己資金は100 万ドルに満たないものだったそうです。全米、そして世界中に多く系列の組織をもちコミュニティ開発はもちろん途上国にマイクロファイナンスを広げている今のショアバンクのようになるためにはどのような要因があったのでしょうか。

お金の流れを正しい方向に導こう、地域とともに創ろうと、個人投資家によびかけ続けた創始者たちの努力は、もちろん大変なものだったでしょう。アメリカ特有の開拓者精神が綿々と生き続けていることも大きな要素でしょう。しかし、クリントンがショアバンクに着目し、それが CRA 法の強化に結びついたことを思うと、地道な実践が国を動かし、国の政策によってコミュニティ金融が発達したことがわかります。CDFI と NPO バンクの共通点は、ニーズがあるから生まれたということ。しかし、違いの一番はCDFI はアメリカの金融政策の一環であるけれども、NPO バンクは市民活動でしかないということ。

CDFI各事例と東京CPB比較

(明治大学小関隆志(2009) 第一回アメリカCDFIセミナー資料P34f各事例の比較)を坪井が加工)

	Shore. B	IFF	CCLF	東京CPB	西武信金
設立年	1973年	1990年	1991年	2003年	1969年合併により発足
形態	企業	NPO (501c3)	NPO (501c3)	任意団体	企業
CDFI種類	認定、銀行	認定、ローンファンド	認定、ローンファンド	貸金業	信用金庫
資産規模	2377億円	128億円	20.9億円	0.98億円	1.3兆円
純資産	112億円	43億円	6.7億円	0.95億円	702億円
資金調達	主に預金	銀行・財団などからの融資	銀行・財団などからの融資が半分	市民による出資	主に預金
融資残高	1444億円	85億円	21億円	0.44億円	
融資先	企業、NPO、住宅、消費者、小口、マイクロクレジット	住宅、チャータースクール、保育所などの不動産、設備資金	住宅、コミュニティ開発や住宅の企業・NPOの不動産、運転資金	東京都内で活動するWco、NPO	



ウッドストック研究所にて、代表のドリーランド氏と

公共政策の研究やアドボカシー活動を行っているウッドストック研究所代表のランドさんにインタビューをしました。研究所の活動の一つにCRAの監視があり、またコミュニティ開発にかかわるCDFIやNPOの連合体の代表として、アドボカシー活動やロビー活動を行っています。アメリカのコミュニティ開発に向けて、市民側の監視活動やアドボカシー活動が大きな役割を果たしている例です。

ランドさんに日本の状況を話しました。出資に配当をつけないことで、非営利金融と認められることになったと話すと目を丸くして「配当をつけないものを出資とは呼ばないのですよ」というのです。あなた、出資の意味がわかっているの？とでもいいかげに。

もちろん私もそう思うが、と事情を話し、出資者には社会がよくなるという心の配当だけを約束しているのだという、困ったわねえという風に「そんなことをやるより、日本の大きな自動車メーカーや薬品メーカーからお金を貰ってきたらどうですか」というのでした。政府機関や企業を回り、アドボカシーや資金集めを日常としている彼女にとってはどうも物足りないものだったようです。

今、私たち全国NPOバンク連絡会はもう間近に迫っている貸金業法完全施行からの適用除外を最大の課題として運動しています。しかし、対症療法的な適用除外が目的ではなく、最終的には我々のような非営利金融が日本社会に位置

づくことなのです。そのためにはまずNPOバンク協会を作って自己規制をし、社会的なものとする。そして、最終的に非営利金融法を立法するための議論をしています。社会全体で非営利セクターを育てていくこと、それが社会的企業を支援する黒子としてのわれわれの願いです。そのためには、NPOバンクの活動を今まで働きかけていなかった分野にも広げていかなければならないのではないか、と思ったことが今回の旅の収穫でした。

今の私たちの活動は、取るに足らない規模のものですが、確実に一步は踏み出し、実績を重ねているのです。そしていつか、アメリカのように、とシカゴの皆さんの顔を思い浮かべつつ、仲間たちと議論を重ね、がんばって行きたいと思いました。どうぞ皆様もお力をお貸しください。どうぞ、ともに歩む仲間として参加くださいとお願いを申し上げて私の報告を終わらせていただきます。



シカゴ川から見た摩天楼

(7) コメント① (多賀)

全国NPOバンク連絡会事務局長の多賀俊二です。

今日の登壇者のお話を聞いて、NPOバンクをサポートする立場として強く背中を押される思いでした。非常に高揚感のある報告会だったと思います。

今日は悪条件といいますかイベントが重なっています。例えば国連大学ではアジア連帯経済フォーラムが開催され、その中でこの報告会と同じ社会的金融の分科会もあるようです。

少し前までは、アメリカの CDFI といえば、NPO を紹介する本などにほんの数ページ、簡単に取り上げられる程度のテーマでした。しかし、実は社会の問題を解決する大事なツールだという考えが広がり、こうして多くの方に関心を持っていただくようになったことを大変嬉しく思います。

今日の報告を聞いて 5 点ほど端的にお話します。1 点目としては、アメリカの CDFI を日本で展開しようと考えていくと、日本の様々な問題が浮かび上がってくるということです。例えばアメリカにおいては、マイノリティということが強く意識されていますが、実は日本はマイノリティにやさしくない国です。たとえば、アルコール依存症や発達障がいなどの人たちは、負け犬という偏見で見られがちです。企業の中でも脱落者、失格者と見られてしまいます。生きにくさを抱えている人に対して冷たいこの社会の中で、ここ数年貧困問題が大きくとりあげられてきたのは、こんな社会でいいのか、集団の規律から外れた人間を排除するだけでいいのか、という温かい視線の必要性、セーフティネットの必要性を感じさせてくれるものといえます。こうした社会の認識の変化が重要です。

次に、尾山さんからはマイノリティの人たちにセーフティネットをとという提起、また土提内さんからはハウジングの問題が提起されました。日本でもコーポラティブハウジングやエコヴィレッジ、高齢者専用の高専賃など新しい住まい方をつくらうという動きが生まれています。そうした様々な運動と NPO バンクはつながっていているのだろうかということが 2 点目です。担い手と金融がきちんとつながることが非常に重要です。

とはいえ、狭義のNPOバンクは日本にまだ 12



しかありません。本日の資料にあります広義のNPOバンク、具体的には主に多重債務者救済を行う生活サポート生協や岩手信用生協を入れても、さらに広義の市民金融という意味でマイクロファイナンスのリビングインピースを入れても、まだ担い手は少ないです。首都圏のなかで、NPOバンクがあるのは東京と神奈川だけです。埼玉と千葉は市民活動が大変盛んで多様な運動が広がっていますが、それをサポートする NPO バンクは誕生していません。こうした状況を踏まえ、NPOバンクをもっと広げていきたいというのが 3 点目です。

4 点目として、坪井さんの報告にあったように、社会的必要性が高まっているにもかかわらず、市民金融などやめてしまえといわんばかりなのが貸金業法の規制です。数十年前に在日朝鮮人の宋斗会さんは、「反戦だの反核だの平和だのという日本人達よ、まず私の頭を踏んでいるその足をのけてくれ。踏んでいることさえ気がついていないのだが。」と述べました(小出裕章「放射能汚染の実実を超えて」北斗出版より)この言葉のように、当面は今ある貸金業法の問題を解決しなければなりません。この先に支援の仕組みが出来るのではないのでしょうか。環境省、経済産業省は、社会的課題を解決する仕組みとして NPO バンクは有用な仕組みだと考えているはずですが、具体的に NPO バンクを支える仕組みはできていません。今日の報告にあったアメリカの CDFI フェンドは非常に興味深く、こうした大きな仕組みが日本にも必要なのではないかと思います。お金だけでなく、NPO バンクが成長する多様な支援があるからこそ行政も目的を達成できるはずですよ。

そのようなことを進めていくために、5 点目として小関さんの報告にあったアドボカシー、そして水谷さんの報告にあったようなNPOバンクの社会的認知度を上げる活動が重要になっていくでしょう。そして今日お集まりの皆様とネットワークを作りたいと思います。市民社会、そして市民によるセーフティネットを作っていくために、多くの方がスキルを寄せ合い、一緒にがんばっていきましょう。

(8) コメント②(石井)

皆様、こんにちは。難民支援協会の石井宏明です。

難民支援協会がなぜ金融を、と疑問に思われるかもしれませんが、NPOとして金融をどう考えているのか、自己紹介も交えてその辺をお話してコメントに代えさせていただきたいと思います。

私は、全国NPOバンク連絡会に参加してまだ半年ほどです。勉強不足なので僭越ではありますが、私たちのやりたいことが、実は日本においては先進的なものになりうるのではないかということで、お話をさせていただきます。

そもそも、日本に難民が来ていることをご存知の方は少ないと思います。確かに欧米と比べて少ないです。

例えばアメリカは昨年7万人。これは政府によって登録、受け入れを認められている難民の数ですが、日本は57人です。実際日本に助けを求めてくる方は昨年初めて1000人を超えて1600人、その前の年に比べて倍増しました。

これは、アジアで紛争が多いということもありますが、政権交代が起きた今、アジアにおける日本のポジショニングが変わりつつあることを現しているのではないのでしょうか。

金融、とくに非営利金融の分野においても様変わりしています。

私たちは約10年前から難民の方々とお付き合いしていますが、当時に比べると規模は10倍です。一人ひとりの難民が認定を待つ間に支援している中で感じていることが、実は金融と非常に関わりがあるのです。

例えば、尾山さんが言うように、マイクロファイナンスは途上国だけのものでない、私も強くそう思います。日本になぜマイクロファイナンスが根付いてこなかったのか不思議な気持ちでここ数ヶ月おります。

数万人規模で難民の受け入れをしている欧米諸国の多くは、どうやって彼らに社会に根付いてもらうかを政策に掲げ、一部では統合、インテグレーション政策をとっています。「統合」というと同化政策を思い起こさせるので私的には余り好きな言葉ではないのですが。あるいは、それぞれの民族の特徴を生かしたやり方や、また、祖国が民主化された後のその国との関係など、政治的な文脈で政府が手厚くサービスしている国もあり、それぞれです。

日本においては政府や政策的な問題がすごくあります。難民にビジネスの能力があってもそれをはじめのきっかけがつかめないのです。



特定非営利活動法人
難民支援協会
<http://www.refugee.or.jp>

ひとつの理由は、民間での様々なカテゴリーの、コミュニティ開発の分野の金融が不十分だということです。

一方、貧困層に対してどうなのかと調べましたら、公的な機関、例えば東京都では創業支援のメニューがものすごく用意されており驚きました。しかし、難民の方がアクセスできるのかというと難しいのです。東京都の創業融資という窓口に行くと、ものすごく様々なメニューがあり、とても民間では太刀打ちできないものでした。しかし、これが必要とされている人のところへ届くのかというと疑問である、それが民間の立場から言いたいことです。

以上、私が難民というマイノリティ、かなり特殊なカテゴリーの方を支援している立場から持つ金融への問題意識です。

難民が10倍になってきていて当然のことながら日本に定住する方も増えている。子どもも増えている。教育や就労などのあらゆる問題がでてきています。水谷さんがおっしゃっていたように、CDFIのように融資だけではない様々な支援が必要です。全体がパッケージになってコミュニティ開発をしていく、当たり前のことながらそれが重要です。

ウインウインといいますが、難民の方にとっても日本社会にとってもお互いにいいやり方で、日本社会がスムーズに難民を受け入れていかなければならないと考えています。

日本は難民条約を批准しているので、難民を保護しますと国際社会に約束していることになります。だから、当然最低限の権利を難民に与えるべきだ、という国際法的なアプローチもあるでしょう。しかし、私自身としては、今が日本の転機だと考えています。年金にせよ、介護にせよ、ひずみが出てきて、日本人だけでやっていけない社会になっている。また、今日は民間によるNPOバンクを何とか活かして、社会を変えようと思う方が大勢集まっておられます。坪井さんの話に、適用除外という言葉が出てきましたが、この適用除外を勝ち取ることが出来れば、私たちもマイクロファイナンスという試みを難民向けにできるのではないかと今思っています。

そういう意味では今日は、アメリカの事例ではありますが、日本の現状を考える上で示唆をいただいたと思っています。

最後に私から、お隣韓国の事例をお話します。

98年にIMFクライシスがあり大量の失業者がでました。その後解決策として考えられたのがマイクロファイナンスなのです。

2008年、韓国政府から約24億円がマイクロファイナンス機関に出されています。政権交代し、様々な課題もありますが、保守のイミョンバク政権でもさらに前政権以上に手厚くしています。これは貧困層対策なのですが、政府がすべて補償するのではなく、民間がマイクロファイナンス事業をできるように税控除をしたり、中央政府と地方自治体が、重層的な支援をしています。

日本ではなぜ出来ないのだろうというのが私の宿題です。ご興味のある方にはぜひ一緒に考えていただければと思います。

資料編 訪問先一覧

1. 政府機関

- (1) CDFI ファンド Community Development Financial Institutions Fund (ワシントン DC)
- (2) 通貨監督庁 the Office of the Comptroller of the Currency (OCC) (ワシントン DC)

2. CDFIs およびその全国組織

- (3) Opportunity Finance Network (OFN) (フィラデルフィア)
- (4) United Bank of Philadelphia (UBP) (フィラデルフィア)
- (5) Nonprofit Finance Fund (NFF) (フィラデルフィア)
- (6) Philadelphia Development Partnership (PDP) (フィラデルフィア)
- (7) Shore Bank (シカゴ)
- (8) Chicago Community Loan Fund (CCLF) (シカゴ)
- (9) Illinois Facilities Fund (IFF) (シカゴ)

3. CDFI から融資・支援を受けている非営利組織または社会的企業

- (10) The Mann Center for the Performing Arts (NFF の融資先) (フィラデルフィア)
- (11) EducationWorks (NFF の融資先) (フィラデルフィア)
- (12) Growing Home (CCLF の融資先) (シカゴ)
- (13) Chicago Commons (Shore Bank の融資先) (シカゴ)
- (14) Noble Networks チャータースクール (IFF の融資先) (シカゴ)
- (15) Asian Human Services (IFF の融資先) (シカゴ)

4. アドボカシー・研究組織

- (16) ウッドストック研究所 Woodstock Institute (シカゴ)

5. 経営コンサルタント

- (17) Fairmount Ventures, Inc. (フィラデルフィア)
- (18) Heather D. Parish (シカゴ)
- (19) Jean Hardy Robinson (シカゴ)

訪問日程

2009年8月30日(日)～9月13日(日) 計15日間

(1)CDFI ファンド Community Development Financial Institutions Fund

—CDFI・銀行への補助金と投資減税を扱う連邦政府機関—

組織・活動

CDFI ファンドとは、連邦財務省の下にある政府機関。「CDFI への投資・援助を通して、経済活性化とコミュニティ開発を促進すること」を目的に、1994 年設立された。ワシントン DC に事務所がある。

CDFI（コミュニティ開発金融機関）は全米に約 1250 あると推計されているが、そのうち一定の要件を満たした CDFI を「認定 CDFI」と認めている（2009 年 9 月 1 日時点で 788）。

CDFI ファンドの役割は、認定 CDFI に対する補助金や融資の提供、コミュニティ投資に貢献した銀行に対する補助金の提供、投資減税制度の運用である。職員は正規換算で 65 名だ。

2009 年度の年間予算は約 1 億ドルだが、2010 年度は 2.4 億ドルに倍増する予定。これは、民主党オバマ政権が「2009 年アメリカ経済復興法」の一環として、CDFI ファンドに「キャピタル・マグネット・ファンド」（CMF）という追加予算を付けたためだ。アメリカではサブプライムローン問題および金融危機の影響で、中低所得層の住宅ローンが機能不全に陥ってしまった。そのため政府は CDFI や NPO をうまく活用して、中低所得層がスムーズに住宅融資を受けられるようにしようとしたのだ。CDFI の中には、アフォーダブル住 1 宅の建設販売に融資する団体も多い。



CDFI ファンド

インタビュー

2009 年 8 月 31 日、CDFI ファンド庁舎を訪ね、幹部職員から、補助金や投資減税の運用、金融危機後の情勢などについて詳しくお話をうかがった。

共和党政権から民主党政権に代わり、オバマ政権が CDFI に理解を示して予算を増額したことから、CDFI ファンドの職員も増え、活気が高まっているようである。クリントン政権下で誕生したこの政府機関は、ブッシュ政権下では冷遇されて予算を大幅に削られ、冬の時代を耐えていた。そうした冬の時代のさなか、CDFI ファンド職員は自らの存在意義と成果のアピールに力を入れた。CDFI がどれほど社会にインパクトを与えているか、数十の CDFI をサンプルに選び、3 年間の追跡調査を丹念に行って政策の効果を実証した。この調査結果が世論を動かし、連邦議会やホワイトハウスをも動かして、2009 年の予算倍増を勝ち取ったのである。調査報告書からは、CDFI ファンド関係者の心意気が伝わってくる。

金融危機の下で銀行や財団の体力が弱っている今、CDFI からは、政府の公的資金に期待する声がますます強まっており、CDFI ファンドの実績は共和党・民主党ともに認めるところとなりつつあるようだ。

(2)通貨監督庁 The Office of the Comptroller of the Currency (OCC)

——地域再投資法(CRA)の実施状況を審査・格付け——

組織・活動

通貨監督庁は日本の金融庁にあたる政府機関で、全国銀行および外資銀行の在米支店・代理店に対して、設立を許可し、監督・規制している。銀行の投融资のポートフォリオ、資金管理、収益性、資産の流動性、市場リスクの適応などについて監督しているが、消費者保護に関する法律（地域再投資法も含む）の遵守状況についても監督している。ワシントン DC に事務所がある。

銀行に対して、地域再投資法（CRA）の遵守状況を審査し格付けしているのは、通貨監督庁のほか連邦準備制度理事会（FRB）、連邦預金保険公社（FDIC）、貯蓄金融機関監督局（OTS）があり、銀行の規模や種類によってすみ分けをしている。

通貨監督庁の中にコミュニティ業務部(Community Affairs Department)があり、銀行に対して、コミュニティ開発金融と衰退地域でのリテール業務を積極的に促している。銀行の担当者を集めてコミュニティ開発の効果的な戦略についての研修を行ったり、銀行へのコンサルティングをしたり、あるいは金融機関と住民団体と政府機関が意見交換・情報交換するための集会を開いたりする。また、コミュニティ開発金融やリテール業務の先進事例を、ニュースターやウェブサイトを通じて紹介している。なお、こうしたコミュニティ開発部門は、通貨監督庁のみならず、他の監督官庁にもそれぞれある。



クリストファー・レンガート氏

インタビュー

2009年8月31日、通貨監督庁の庁舎を訪ね、コミュニティ業務部のクリストファー・レンガート(Kristopher Rengert)氏から、地域再投資法（CRA）の運用や、CDFIセクターの動向についてお話をうかがった。

レンガート氏の主な業務は、ニュースターをはじめとする情報提供である。監督下にある全国銀行に対して、コミュニティ開発金融に関する情報を発信することで、銀行のコミュニティ投資を促進している。国内の先進的なCDFIや銀行などにインタビューして記事をまとめたり、銀行の担当者を集めた会議を開いて、住宅ローン危機の問題や、非営利組織を通じた金融危機対策のあり方を議論したりしているという。

現在、金融機関を監督しているのは4つの官庁に分かれており、互いに競合関係にあるが、オバマ政権は監督官庁を統合する計画を立てている。レンガート氏によれば、通貨監督庁と、貯蓄金融機関監督局（OTS）が統合される可能性が高いとのことである。

(3) Opportunity Finance Network (OFN)

—CDFIの全国組織—

組織・活動

CDFI、中でもローンファンドの全国組織で、1985年に設立された。設立当初は全国コミュニティ開発ローンファンド協会(NACDLF)だったが、翌年に全国コミュニティ資本協会(NCCA)と改称、2006年に現在の名称へと再び改称。Opportunity Financeとは「他者が見逃している機会を見つけて融資する」という意味で、コミュニティ開発は銀行が見逃している優れた融資機会だ、という発想に基づいている。OFNと改称したのは、「コミュニティ開発」という言葉に対して「ミッション志向だが成果が極めて遅い」といったネガティブなイメージが一般の人々の間に広がっていたので、人々の意識を変えたいというのが主な理由だったという。現在、ローンファンドを中心に約160の会員を擁する。

OFNの主な事業は融資、情報共有、政策(アドボカシー)の3本柱からなっている。

融資事業:1990年開始以降61のCDFIに対して累計5900万ドルを提供してきた。2006年度は融資・投資・融資保証などを総計して約2000万ドルを提供した。融資原資は銀行など投資家から融資・投資の形で集めている。

情報共有:CDFI業界の統計調査「CDFIデータ・プロジェクト」の実施、会員のCDFIに対するコンサルティングの提供、カンファレンスの開催を行っている。CDFIの業界に詳しいコンサルタントを抱えており、経営支援の出版物も出している。年1回の全国会議も開く。2006年には、銀行からの投資拡大を目的にCDFIを独自に格付けする「CARS」を始めた。

政策(アドボカシー):CDFIに対する政府の支援策を実現することに力を発揮してきた。1990年代初頭にはクリントン政権と交渉してCDFIファンドの設立にこぎつけ、1990年代を通じてCDFIファンドの支援と改善に重点を置いて活動を続けた。CRAの中にCDFIを組み込ませることで、CRAの強化とCDFIセクターの成長を実現した。現在も引き続き、コミュニティ開発に関する政策要求を連邦政府・議会に出し続けている。



ヘレン・レウン氏(左)とベス・リップソン氏

インタビュー・施設見学

2009年9月2日、OFNの事務所を訪ね、最高執行責任者(COO)のヘレン・レウン(Helen Leung)氏と、最高財務責任者(CFO)のベス・リップソン(Beth Lipson)氏から、CDFIの現状や、CDFIの格付け(CARS)などについてお話をうかがった。金融危機後、CDFIが銀行や財団から資金を調達するのが困難になり、OFNは銀行などの投資家や政府機関に、CDFIへの投資を増やすよう積極的に働きかけているという。本格的な景気回復はもう少し先になりそうだ。

(4)United Bank of Philadelphia (UBP)

——マイノリティが統制するコミュニティ開発銀行——

組織・活動

ユナイテッド・バンク・オブ・フィラデルフィアは政府監督下にある銀行で、認定 CDFI の資格を有する。1992 年に設立された新しい銀行で、資産総額 7300 万ドル・従業員 30 名と小規模。フィラデルフィアの地域に密着したコミュニティバンクである。

この銀行の最大の特徴は、マイノリティが統制する銀行だという点だ。マイノリティが支配・経営する銀行持株会社 United Bankshares, Inc.が銀行の株式を所有。マイノリティといってもアフリカン（黒人）だけでなく、ヒスパニック系、アジア系、白人など多様であり、社長のスモールズ氏によれば、銀行の取締役はフィラデルフィアにおけるマイノリティの多様性を反映した構成になっているという。

マイノリティによって統制される銀行だけあって、コミュニティ投資を自らの使命に掲げ、伝統的に銀行から排除されてきた市内住民に対してあらゆる金融サービスを提供している。特に、アフォードブル住宅や教会、コミュニティサービスなどに積極的に融資している。

もう一つの特徴は、NPO や教会向けの預金口座と融資制度を用意していることだ。コミュニティの融資需要に積極的に応えようとする姿勢がうかがえる。CRA の格付けでは毎回、「優秀」の評価を得ており、連邦政府の補助金もたびたび受けている。

インタビュー

2009 年 9 月 1 日、UBP 本社を訪ね、社長(CEO)のエブリン・スモールズ(Evelyn F. Smalls)氏から、銀行のガバナンスや資金調達、融資業務などについてお話をうかがった。

一時はフィラデルフィア市内に 8 つの支店を展開し 80 名の従業員を擁するまでになったが、経費増大が経営を圧迫したため、2000 年にスモールズ氏が社長に就任して以降、組織再編に着手した。8 つあった支店を、2008 年までに 3 店舗に減らし、その代わりにオンラインサービスを始め、本店を市中心部（市役所のすぐ近く）に移す一方、稼働資産を売却したり人件費を削ったりして、組織をスリム化してきたという。本店のほか、マイノリティが多く住む市北部地域、市北西部、市西部にそれぞれ支店をもつ（このほかに ATM が 27 ある）。

銀行のコミュニティへの密着をよく示しているのが、コミュニティ活動である。がん予防のための講話を支店で開催し、がん研究所から講師を呼んで話をしてもらう。これは住民が支店に足を運んでくれるためのアウトリーチ活動なのだという。大銀行には真似のできないきめ細かさである。



エブリン・スモールズ氏

(5)Nonprofit Finance Fund (NFF)

—NPO への融資に特化した CDFI—

組織・活動

ノンプロフィット・ファイナンス・ファンド (NFF) は、その名の通り、顧客を NPO に特化して融資する珍しい CDFI であるが、もともとは NPO の省エネルギーによる効率化を推奨するコンサルティング NPO として 1980 年、ニューヨークに設立された。その後、省エネルギーだけでなく NPO 経営全般を手がけるコンサルティング NPO となり、NPO の経営改善の一手段として融資業務を始めた。

NFF の沿革からすれば、経営支援業務が中心で、融資は一つ的手段にすぎなかったわけだが、次第に融資の占める割合が大きくなり、1990 年代以降になると文化芸術関係への融資を手がけるようになって組織が急拡大し、ニューヨークから各地に支部ができていった。2000 年に現在の名称に改称した。

融資実績は、1980 年以降の累計で 1 億 7500 万ドル。事業分野では、文化芸術関係への融資実績が大きな割合を占める。資金使途では施設の購入・建設・改善、設備の更新、補助金や寄付キャンペーンのつなぎ資金、事業拡大、日常の運転資金。融資対象は NPO(501c3)もしくは社会的企業で、設立後 3 年以上、年間収入 50 万ドル以上の団体に限る。融資額は 10 万～200 万ドルの範囲である。

フィラデルフィア支部は 1994 年に設立され、サービス提供件数で見るとニューヨーク支部に次いで 2 番目に多い。

融資のほか、経営支援メニューも充実している。コンサルティングは①経営分析、②財務管理の指導、③ワークショップ、④設備更新と、4 テーマに分かれている。このほか、NPO の経営指導と助成金を一体化させたプログラム(BFF)や、資金集めキャンペーンの支援 (キャピタル・パートナー) などもある。



バージツヒ氏 (左)、アーチボルド氏 (中央)、
フィッツジェラルド氏 (右)

インタビュー

2009 年 9 月 3 日、NFF のフィラデルフィア支部を訪ね、ディレクターのジョアン・バージツヒ(Joanne Bursich)氏、副ディレクターのキャサンドラ・アーチボルド(Cassandra Archbold)氏、およびフィリップ・フィッツジェラルド(Philip Fitzgerald)氏から、NFF による資金調達や経営分析 (NBA)、経営支援などについてお話をうかがった。

融資に限らず経営コンサルティングのメニューがじつに豊富で、NPO にとっては実にありがたい。

NFF の融資先であるマン・センターと、エデュケーションワークスという 2 つの NPO を案内していただいた。インタビューのなかで、融資先 NPO との強い信頼関係が感じられた。余談だが、同行してくれたフィッツジェラルド氏は日本で 1 年間、英語の補助教師を勤めた経験があるとのことで、日本語をととても流暢に話していて驚かされた。

(6)Philadelphia Development Partnership (PDP)

——創業期の社会的企業・零細企業を支援する CDFI——

組織・活動

フィラデルフィア・デベロップメント・パートナーシップ (PDP) はちょっと変わった組織形態の CDFI である。PDP 本体は融資を行わずに起業家への訓練やコンサルティングなどの支援活動を行い、PDP の下部組織であるコミュニティ・キャピタル・ワークス (CCW) が融資実務に専念して、認定 CDFI の資格をとっている。また、PDP は NPO だが、大フィラデルフィア都市関係連合 (GPUAC) という上部組織に属し、PDP のスタッフは GPUAC に雇用されるという関係になっている。1989 年にフィラデルフィアで設立されたが、近年はチェスター市 (フィラデルフィア郊外) にも第 2 の事務所を開いた。

PDP は NFF などと違い、主な融資先は NPO や社会的企業ではなく、零細企業 (そのほとんどがマイノリティ・低所得者による経営) である点が特徴だ。NFF は設立 3 年以上経った組織にしか貸さないが、PDP の顧客の多くは創業段階の起業家である。年間 400 を超える起業家を対象にして 1 対 1 のコンサルティング、訓練、ネットワーキングなどの経営支援を提供する。経営支援した 400 の起業家の 8 割が起業に成功して事業を存続させており、累計では 1000 人以上の起業家が融資や経営支援を受けている。

PDP はグラミン銀行に倣ってグループ融資を導入し、数名の起業家を 1 つのグループにまとめて、そのグループを対象に無担保で融資する、という形をとっている。



ドラヴィド氏 (左)、ベノリエル氏

インタビュー

2009 年 9 月 1 日、PDP の事務所を訪ね、事務局長のレズリー・ベノリエル (Leslie H. Benoliel) 氏および融資担当者のナターシャ・ドラヴィド (Natasha Dravid) 氏から、PDP による資金調達や零細企業への融資と経営支援の事例について、詳しくお話を伺った。

インタビューの中で印象に残ったのは、起業家に対する手厚いきめ細かな支援である。低所得者や若者で、初めてビジネスを行う人を主な対象として起業講座を開き、講座の修了生には起業に至るまで無料でコンサルティングを行っている。しかも、融資やコンサルティングを提供した顧客に対しては、3 年間にわたる追跡調査で、事業がどのような状況にあるのかを調べているという。一例として、あるドイツ人男性はトラックで灯油販売して家計を支えていたが、夏場は仕事がなく生活費が足りない状態だった。そこで夏場の仕事としてダンプを購入し、岩石を運ぶ仕事を始めたいと PDP に相談にやってきた。PDP はキャッシュフローや事業の季節性、効果的な価格設定などを助言し、新しいダンプの購入費 2 万 5 千ドルを融資した。現在、この男性の事業は軌道に乗って順調に収入を挙げているとのことである。

零細企業の創業期を支援する力強い味方である。

(7)Shore Bank

—アメリカ初のコミュニティ開発銀行—

組織・活動

ショアバンクは、アメリカ初のコミュニティ開発銀行として、日本でもよく知られている。

1973年に、シカゴ南部サウスショア地区にて、旧 South Shore National Bank を買収する形で創業した。シカゴ南部は黒人をはじめとするマイノリティが集住する貧困地域で、金融サービスが極めて不足していた。そのため、ショアバンクはマイノリティの経営する企業や宗教団体、NPO、環境事業などに多額の投資を行い、銀行が地域社会の改善にとって力強い味方となり得ることを、実証してきた。

当初は失敗するとみられていたショアバンクの事業が成功すると、クリントン大統領がこれに注目し、ショアバンクを一つのモデルとして CDFI 促進の法制度を 1994 年に設けた。

事業領域は徐々に広がり、現在は持株会社の下に銀行、経営支援 NPO、コンサルティング会社、投資会社の各子会社を有するグループ企業となっている。このうち中核企業であるショアバンクはシカゴ、クリーブランド、デトロイトの 3 都市に支店を持つ。他方 1997 年開業のショアバンク・パシフィックはオレゴン州ポートランドにある。地域ごとに分社化したのは、意思決定の分権化をしたほうが地域需要に応えられるという理由だった。

2004 年、NPO を対象とした営業所をシカゴ市内中心部に開設。この営業所は通常の銀行業務に加えて経営支援や金融教育プログラムを、シカゴ市内 500 以上の NPO に対して提供している。公益財団や大規模 NPO に対しては財産運用のアドバイスも行っている。



クレア・ゴラ氏

インタビュー



ショアバンク本店

2009年9月8日、Shore Bank 上級副社長のクレア・ゴラ(Clare Golla)氏から、ショアバンクの経営理念や NPO への融資業務などについてお話をうかがった。ショアバンクの融資先であるシカゴ・コモنزの保育所に来ていただいた。

銀行と融資先 NPO の関係を示す言葉として、シカゴ・コモنزのノードロー氏の言葉が印象的だ。「例えば今日はショアバンクのクレアがここに来てくれたが、バンク・オブ・アメリカは絶対にここに来ないだろう。彼らが顧客をどうみているか、何をしようとしているかが根本的に異なる。バンク・オブ・アメリカは大銀行として収益を重視するが、ショアバンクはコミュニティを重視する」。

(8)Chicago Community Loan Fund (CCLF)

——シカゴの地域密着型 CDFI——

組織・活動

シカゴ・コミュニティ・ローンファンド (CCLF) は 1991 年、SRI 投資家によりシカゴに設立された、比較的若い認定 CDFI である。主な出資者は銀行 (約 7 割) で、他に財団や教会、政府機関から資金を得ている (2007 年末時点で総資産 2000 万ドル、従業員 11 名)。これまでに累計 160 件、3600 万ドルを融資し、これにより約 5000 の住宅融資、約 1000 の雇用確保、170 万平方フィートのコミュニティ施設・商業施設の取得をしてきた。

CCLF の一つの特徴は、運転資金やつなぎ資金ではなく、住宅や学校、保育所、商業施設などの建物・不動産に対して融資する点である。不動産融資なので、担保もとるが、連帯保証人は不要だ。

もう一つの特徴は、多様な経営支援のメニューが揃っている点である。NPO の経営者からの電話相談を受けたり、年に 6 回ワークショップを開いたり、事業に行き詰まった際の評価をしたり、環境にやさしい事務所づくりのためのワークショップを開いたりもして、実に内容豊富なメニューが揃っている。しかも、そうした経営支援のほとんどは無料なので、財政の余裕がない NPO も気軽に受けられる点ありがたい。コストはマッカーサー財団などが負担している。



カルヴァン・ホームズ氏 (中央) とともに

インタビュー・施設見学

2009 年 9 月 9 日、CCLF の事務所を訪ね、事務局長のカルヴァン・ホームズ (Calvin L. Holmes) 氏から、CCLF による資金調達や融資、経営支援の現状についてお話をうかがった。また、9 月 8 日は CCLF のマーク・フィック (Mark Fick) 氏に、CCLF の融資先である Growing Home と、アフォーダブル住宅の開発現場であるオークウッド・ショアズ (Oakwood Shores) に連れて行っていただき、アフォーダブル住宅開発の現状と課題について詳しく解説をしていただいた。



アフォーダブル住宅の開発現場
(オークウッド・ショアズ)

大規模な再開発で住宅を建てる際に、CCLF は開発前融資といって、最初に事業企画書をつくるまでの作業に対して融資している。また、経験のない小規模デベロッパーに対しては事業計画書の作成などを CCLF が代行することもあるという。市南部のオークウッド・ショアズで行われているアフォーダブル住宅群の建設 (左写真) にも開発前事業に 300 万ドルを融資した。CCLF は小規模ながら、シカゴの街の再開発に存在感を発揮している。

(9)Illinois Facilities Fund (IFF)

——不動産取引の支援に手厚い CDFI——

組織・活動

イリノイ・ファシリティーズ・ファンド (IFF) は、シカゴに本部を置く認定 CDFI で、1990 年に設立された。CCLF がシカゴ市内に特化しているのに対し、IFF はイリノイ州、ミズーリ州、アイオワ州などに営業エリアが広がっている。

IFF も、「ファシリティーズ」の名の通り、CCLF と同様に不動産融資や設備融資に特化している。不動産取引の専門性を強みとしており、1997 年には不動産コンサルティング事業を始めた。権原保険会社との取引をはじめとする不動産融資に関連した手続きや、建物の建設、財務管理の分野に特化して支援・指導する。コミュニティ施設を建設する場合は自治体との協働も必要になってくるが、そうした協働の仕方や、必要な土地の確保、建築士・建設会社の選択、施設建設のプロジェクト全般を通しての助言など、コンサルティングの内容は顧客の必要性に即して多岐にわたっている。

融資額は 1 件あたり 1 万ドル～100 万ドルで、通常は設備や建物を担保にとる。融資期間は 5～15 年間。コミュニティ銀行や大銀行と競合しているが、市場金利より低くし、融資開始手数料(origination fee)を取らず、法的に最低限の費用に抑えている。また担保不動産の鑑定も要求しないなど、NPO にフレンドリーな価格設定になっている。



ルーシー・タック氏

インタビュー

2009 年 9 月 10 日、IFF の事務所を訪ね、融資担当副代表のルーシー・タック(Lucy Tuck)氏などから、現在の融資状況や、融資先への経営コンサルティングなどについてお話をうかがった。プロジェクトマ



インタビュー風景

ネージャーのダン・アレキサンダー(Dan Alexander)氏には、IFF の融資先であるチャータースクール(Noble Network)に連れて行っていただき、融資担当者のスティーブ・ブリッカー(Steve Bricker)氏には、同じく融資先の診療所(Asian Human Services)に連れて行っていただいた。

ブリッカー氏は融資先を巡回して経営状況を見ているという。営業エリアが広いだけに、フォローには時間も手間もかかるが、フェイス・トゥ・フェイスの関係が融資先との強い絆を生み出している。アレキサンダー氏も、不動産取引の専門家として頻繁に相談を受け、NPO から感謝されている。

(10)The Mann Center for the Performing Arts

——野外音楽堂に運営費を融資した事例——

組織・活動

マン・センターは、フィラデルフィア市西部にある野外音楽堂。1935年、オーケストラの夏コンサート会場として設立された。1976年に現在の場所（市の公園内部）に移る。会場はフィラデルフィア市が所有し、同名のNPOが管理運営を担っている。

世界的に活躍する音楽家やオーケストラを呼んでクラシックコンサートを開催していたが、1998年には若者を引き付けるため、クラシックに加えてポップ・ミュージックやジャズ、現代音楽も取り入れ始めた。他方、子どもたちを招いた音楽教育や、社会的弱者への無料開放など、地域貢献も行っている。

音楽堂は全部で14,000席あり、うち9,000席は屋根付きのシートで、5,000席は屋根なしの芝生席。芝生席の外側にはレストランやワインバーなどもある。

年間予算は900万ドル。主な財源は、①企業・財団からの寄付、②個人からの寄付・会費、③事業収入、④州・市からの運営委託料・補助金、からなる。コンサートの興行収入だけでは採算が合わないの、寄付金・補助金に依存せざるをえない。

州政府からの運営委託料（300万ドル）支払いまでの半年間の運営費（50万ドル）を、かつては銀行から借りていたが、2009年、金融危機の影響により銀行から断られた。そのためNFFから無担保で40万ドルを2～3ヶ月間借りて運営費に充てた。

このほか、敷地内の付属施設（レストランなど）建設のため、銀行とNFFから有担保で長期間借りている。

インタビュー・施設見学

2009年9月3日、マン・センターの事務所と音楽堂を訪ね、事務局次長のトーマス・メッツ(Thomas J. Metz)氏、マネージャーのジェームズ・ハインズ(James E. Hines)氏から、マン・センターの財政運営や融資の状況についてお話をうかがった。その後、市郊外にある音楽堂を案内していただき、施設内部も詳しく説明していただいた。

金融危機以降、不況のため経営は厳しさを増しているという。企業や財団、個人からの寄付は減り、コンサートの興行収入は落ち込み、州政府は財政難のため委託料の支払いは遅れ、銀行は貸し渋る。その一方で経費は増える傾向にある。それにもかかわらず、市民に年間15,000席のコンサート無料開放や、子どもたちへの無料の音楽教育など、地域貢献に積極的に努めている。

コンサートの際には寄付者をVIPルームに案内したり、寄付者の名前を壁に残したりと、寄付者との関係を大事にしている姿が印象的であった。



マン・センター正面入口

(11)EducationWorks (EW)

—教育施設に運営費を融資した事例—

組織・活動

エデュケーションワークスは、幼稚園と学童保育の事業を行う NPO で、年間予算 1100 万ドルの規模である。1992 年、ニュージャージー州が都市部の最貧困地域において、子どもの社会教育のモデル事業 National School and Community Corps(NSCC)を始めた。ニュージャージー州の公務員としてこのモデル事業に携わっていたフリードマン氏が、2002 年に退官して自ら NPO を設立し、連邦政府の補助金と州政府・学区の委託料を財源として、これまでのモデル事業を引き継ぐ形で独立した。

現在はニュージャージー州ローレンスビルと、ペンシルバニア州フィラデルフィアの 2 都市で事務所と教育施設を運営している。自前の教育施設のほか、フィラデルフィア市の地域青少年育成センター（ビーコンセンター）3 施設を受託運営し、放課後や週末に地域住民と協働しながら、子どもの読み書きや音楽、遊びなどの活動を展開している。子どもはほぼ無料でこれらの活動に参加できる。

また、公立学校に講師を派遣して小中学生対象の放課後補習クラスを開き、宿題の補助や読み書きの指導、対人関係指導、レクリエーション活動などを行っている。貧困地域では放課後に子どもが自由に過ごすと、麻薬などの危険にさらされるので、政府もこうした放課後補習（学童保育）を奨励している。



インタビュー・施設見学

2009 年 9 月 3 日、エデュケーションワークスの施設を訪ね、事務局長のマーティン・フリードマン(Martin Friedman)氏から、組織の成り立ちや財政状況、NFF からの融資などについてお話をうかがった。また、教育施設を案内していただき、施設内部も詳しく説明していただいた。

エデュケーションワークスの事務所はフィラデルフィア市中心部から車で 15 分ほど北に走った貧困地区。周辺は空き地が目立ち、やや荒廃した印象を受ける。ここに通う子どもの多くは貧困層のようだ。



幼児クラスの教室内部風景

連邦政府と州政府からの補助金・委託料が収入の大部分を占め、しかもペンシルバニア政府の財政危機のため、支払いがかなり遅れる。支払いの遅れは、こうした NPO の財政に致命的な影響を与えてしまう。そこで NFF から 100 万ドルの信用枠で借りて運営費用をまかない、毎週の職員の給与と支払いなどに充てるという。ぎりぎりの綱渡り的な運営だ。

困難な経営環境のなかでも、フリードマン氏は変わらぬ優しい笑顔で子どもたちを見守り続けている。

(12)Growing Home

—有機農場に建設費を融資した事例—

組織・活動

グローイング・ホームは、シカゴ市南部の貧困地区に位置する有機農場の NPO である。ただし、有機農場といっても農業が主目的ではなく、ホームレスや元受刑者、低所得者といった社会的弱者に職業訓練を施し、一時的な職を提供し、その後の就職を斡旋することを目的とした、ちょっと変わった農場だ。

グローイング・ホームは 1992 年、シカゴ・ホームレス連合のレス・ブラウン(Les Brown)によって設立され、現在はシカゴ市南部などに 3ヶ所の農場を経営。創設者の経歴からも分かるように、ホームレスの自立支援として、彼らが就職できる状態に導くことをねらいとしている。

受講生は 4 月から半年間にわたって、農場でハーブやレタスなどのさまざまな緑色野菜を育て、近くの市場で住民に販売して収入を得る。半年間の職業訓練後、人材派遣会社と協働して次の就職先の企業を探し、就職して自立を果たすのを支援している。

今年(2009 年)農場の事務所棟を建てた。内部留保を取り崩し、財団や個人からも助成金・寄付金を集め、土地を売却して資金を捻出したがそれでも建設費用 31 万ドルを賄えず、CCLF から 25 万ドルを長期で借りた。CCLF から借りたのは、銀行より金利が低く、また CCLF は単なる融資にとどまらない、強固なパートナーシップを築けるからだという。



グローイング・ホーム農場

インタビュー・施設見学

2009 年 9 月 8 日、グローイング・ホームの農場(Wood Street Urban Farm)を訪ね、事務局長のハリー・ローズ(Harry Rhodes)氏や現場責任者などから、農場の経営や融資についてお話をうかがった。また、農場と事務所棟を案内していただき、施設内部も詳しく説明していただいた。



新築した事務所棟

農場は近隣の住民から、水をもらったり野菜を買ってもらったりと、さまざまな協力を得ている。グローイング・ホームは野菜を「育てる」という意味だけでなく、人を「育てる」、「根付かせる」という意味も含まれている。創業者は、ホームレスの人が家庭や地域社会から切り離されて彷徨する根無し草のような存在だと考えた。訓練生は野菜を育てる過程で自身も育ち、地域社会に根付くことができる。

他の NPO とともに、農場の近くに公園を作り、そこで食品店やガーデニング店を開き、新たな雇用を生み出す構想も進んでいるらしい。

(13)Chicago Commons

——保育園に運営費を融資した事例——

組織・活動

シカゴ・コモنزは1894年、グラハム・テイラーにより、セツルメントの施設としてシカゴ西部に設立された。115年の伝統を有し、約100年前に幼稚園を開いたという先駆性もさることながら、①幼児教育、②青少年教育、③成人教育、④高齢者福祉と幅広い事業を営んでいる点でも、特筆すべきNPOといえる。例えば青少年教育では、不登校の子どもにカウンセリングを行って、学校に通えるように支援しているし、成人教育は、大人になってから学校で学びなおしたいという人のニーズに応じて多様なクラスを設けている。事業規模は年間2000万ドルに達するが、収入の9割はシカゴ市当局、イリノイ州政府、連邦政府といった政府機関から、補助金や委託料のかたちで支払われる。

シカゴ・コモنزは長年にわたってバンク・オブ・アメリカ（バンカメ）と深い縁があり、施設の建設費やつなぎ資金を全てバンカメから借りて運営していた。しかし、2年前のある出来事がきっかけとなって、バンカメとの縁が切れてしまい、他の銀行からも融資が受けられず、経営がピンチに陥った。

このピンチを救ったのがショアバンクだった。ショアバンクの職員はNPOにとっても理解があり、取引業者の口座を開設するといったことでも相談に乗ってくれるという。シカゴ・コモنزは1年前、ショアバンクからつなぎ融資を受けて経営を維持することができた。



ノードロー氏（左）とバリエール氏

インタビュー・施設見学

2009年9月8日、シカゴ・コモنزの施設を訪ね、事務局長のダン・バリエール(Dan Valliere)氏と最高財務責任者(CFO)のクリス・ノードロー(Chris Nordloh)氏から、施設経営の状況や融資についてお話を

うかがった。また、保育園（ニア・ファミリー・センター; Nia Family Center）を案内していただき、施設内部も詳しく説明していただいた。子どもたちが保育園で楽しそうに過ごしている様子も見られた。「親も教育の対等なパートナーだ」というレジオ(Reggio)の教育思想から、「ファミリー・センター」と名づけているという。各部屋の入口には心地よいソファが置いてあり、子どもたちの夢を書いたカードが壁に貼ってあるなど、レジオの教育思想が園内のいたるところに息づいていた。



保育園の1階ロビー風景

(14) Noble Network Charter Schools: Muchin College Prep School

—学校(チャータースクール)に建設費を融資した事例—

組織・活動

チャータースクールはアメリカで急増している、新しい形態の公立学校である。チャータースクールは NPO などの民間が施設建設の初期投資をしなければならないため、CDFI から融資を受けて開設・運営する例が多い。また IFF のように、チャータースクールへの融資を得意としている CDFI もある。その意味でチャータースクールは、近年の CDFI の融資先として一つの典型例といえる。

ノーブル・ネットワークはシカゴ市内に現在 7 つの高等学校を展開するチャータースクールの NPO であり、今年 (2009 年) に 2 校、2010 年に 1 校の開校を予定している。

生徒の半分以上(56%)がヒスパニック系で、黒人が 19%。所得階層では低所得階層の生徒が 85%と圧倒的多数を占めている (低所得の生徒は昼食が無料になる)。

ノーブルはこの学校を建てるにあたって、IFF から融資を受け、また不動産取引や建設に関するきめ細かなアドバイスを受けた。IFF の専門知識の支援なしでは学校建設を実現できなかったという。



ナードゥ氏 (左)、アレキサンダー氏 (中央)、ニール氏

インタビュー・施設見学

2009 年 9 月 10 日、Muchin 校の施設を訪ね、校長のキンバリー・ニール(Kimberly Neal)氏と最高総務責任者(CAO)のボブ・ナードゥ (Bob Nardo) 氏から、チャータースクールの運営や、建設時の融資と経営支援についてお話をうかがった。今回訪問した Muchin 校は市中心部に位置し、2009 年 9 月に開校したばかりの新しい学校である。また、学校を案内していただき、施設内部も詳しく説明していただいた。

ここに融資した IFF のダン・アレキサンダー氏も案内に同行していただき、詳しく解説していただいた。

学校名の Muchin とは大口寄付者の名前で (「ミュージン」と発音)、ノーブル・ネットワークの理事でもあるという。生徒は 254 名。生徒の学力は通常より 5 年ほど遅れているので、特に基礎的な読み書き能力と数学を身につけるように指導しているとのこと。ノーブルの高校生は大学進学率 90%というから驚きだ。大学進学によって貧困から脱却するというのが、この学校の教育目標ともなっている。生徒の一人に話を聞いたが、とてもまじめで礼儀正しく、好感を持った。



学校の音楽室。教室の壁には「背筋をまっすぐに」などのルールが貼られている

(15)Asian Human Services (AHS)

——診療所に建設費を融資した事例——

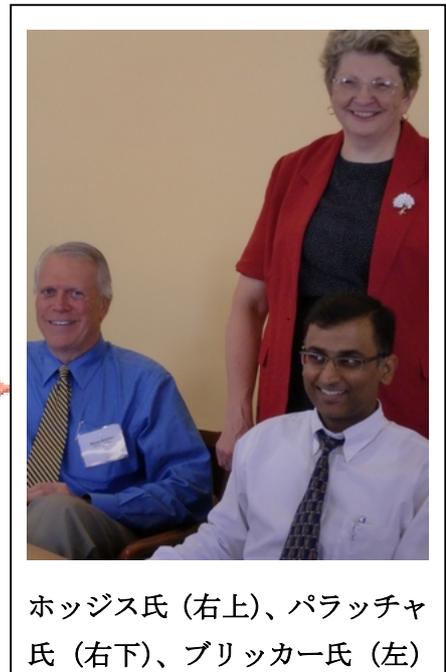
組織・活動

アジアン・ヒューマン・サービスズ (AHS) はベトナム戦争後、アメリカに逃れてきた難民を支援するため、1978年にシカゴで設立されたNPOである。現在は、難民に限らずアジア系移民全般に対する医療福祉サービス、教育サービスを幅広く提供している。

主な事業はメンタルヘルス、エイズ予防、発達障害児のケア、移民・難民に対する職の斡旋や英語教育、チャータースクールの運営などで、いずれも難民・移民のニーズに応じて始めたものだという。

「ファミリー・ヘルス・センター」については、数年前、非英語圏の移民・難民が医療サービスを求めていることを知り、地元の病院と提携して店先で小さなボランティア診療所を始めたが、2年後にその病院が閉鎖してしまったため、AHSが独自に診療所を開設したいと考え、IFFに相談を持ちかけた。IFFは診療所建設の場所選びから財政分析に至るまで、多方面にわたって支援した。中古の建物を購入して修繕し、現在の診療所をひらいたが、その際にIFFから融資を受けるとともに、修繕の建設業者選びも助言した。

AHSは連邦政府・州政府からの助成金を収入源としているが、助成金の支払いが約半年後なので、そのつなぎ資金は他の銀行から借りているという。



ホッジス氏 (右上)、パラッチャ氏 (右下)、ブリッカー氏 (左)

インタビュー・施設見学

2009年9月10日、AHSの診療所「ファミリー・ヘルス・センター」を訪ね、最高財務責任者(CFO)のマーリン・ホッジス(Marlene Hodges)氏とムハンマド・パラッチャ(Muhammad W. Paracha)氏

から、診療所の経営や資金調達、融資についてお話をうかがった。また、診療所内部を案内していただき、施設内部も詳しく説明していただいた。

その後、AHSが運営するチャータースクール(Passages Charter School)も訪問し、学校内部を見学させていただいた。IFFのブリッカー(Steve Bricker)氏にも同席していただいた。

診療所では、英語のできない移民・難民のために、26の言語に対応できるスタッフを用意しているという。また、貧しい人は収入に応じて支払うシステムになっていて、その差額は政府から補助金が出される。こうした診療所があれば、いざというときに安心だ。



AHSの建てた診療所

(16)ウッドストック研究所 Woodstock Institute

——コミュニティ開発に関するアドボカシー組織——

組織・活動

ウッドストック研究所は、低所得・マイノリティの地域における地域再投資や経済開発を促進することを目的としたアドボカシー組織。アフォーダブル住宅の供給増加や小企業の支援、金融サービスの公正なアクセスを通して、低所得・マイノリティの世帯が資産を増やすことを使命とする。

起源は1970年代初頭、シカゴのフィランソロピストであったシルヴィアとアーロンが地元のリーダーに呼びかけてイリノイ州ウッドストック市（シカゴの北西約80kmにある小都市）に集まり、人種差別の解決に向けた討議を行ったことに始まる。この討議をきっかけに1973年、シルヴィア&アーロン・シャインフェルド財団の一附属機関として同研究所が発足した。同研究所はシカゴ都市部における住宅や投資の差別をなくすための政策を研究・啓発することを課題としたが、この課題はシカゴだけでなく全米に共通する問題であることから、1977年に財団から独立してNPOの法人格を取得し、さまざまな財団や政府機関からの助成金、委託事業をもとに運営することとなった。

地域住民団体と協働して、住宅供給における人種差別を調査し、住民団体が銀行や当局と交渉する際の情報を提供している。またCRAの運用の監視・告発、CRAや政策全般のアドボカシーを行い、CRAの基準を満たさない銀行に対して改善の要望や告発を行ったり、CRAの規制当局に異議申し立てをしたりしている。



インタビュー

2009年9月9日、ウッドストック研究所を訪ね、代表のドリー・ランド(Dory Rand)氏から、コミュニティ投資政策とアドボカシー活動についてお話をうかがった。

ウッドストック研究所は小規模ながら、コミュニティ投資に関する全米唯一のアドボカシー組織として大きな存在感を発揮しており、またランド氏も各種の全国組織の理事を兼任するなど、幅広く活躍している人物である。CDFIと極めて近いところにいるが、CDFIの枠内にとどまらず、コミュニティ投資全体を見渡して社会に情報発信し、政府や銀行業界への提言も続けている。彼女の丁寧な物腰や話し方の陰には、静かな闘志がみなぎっているように感じられた。

最近では地域再投資法(CRA)の改正法案実現に向けて、CDFIやコミュニティ開発NPOなどとともに、政府や議員に積極的に働きかけている。ワシントンDCに行くこともよくあるという。

ランド氏は学生時代、日本に1年間留学した経験を持つが、その後は日本に来ていないという。インタビューの際には「日本に呼んでくれれば講演したい」と語ってくれた。

(17) Fairmount Ventures, Inc. —NPO を対象とした経営コンサルティング会社—

組織・活動

フェアマウント・ベンチャーズ社は、NPO を顧客とする経営コンサルタントで、フィラデルフィア市内に事務所を構える。NPO の経営戦略や力量形成 (キャパシティ・ビルディング) などを手がけている。

フェアマウント社の専門は住宅融資、経済開発、人的サービス、政策分析、プロジェクト融資、資金調達であり、これらの分野において、住宅建設を行う CDC から都市全体の再生を図る広域組織まで、様々な組織と仕事をしてきたという。NPO に対しては戦略計画の作成を支援している。ミッションの明確さ、他の選択肢の考慮、優先順位の調整、必要な資源の選択などである。

顧客の NPO に対して、住宅事業の組織に 15 年もコンサルティングを続ける長いケースもあれば、特定の内容に限って 2 ヶ月間のコンサルティングという短いケースもあるが、原則的に継続した長期的な関係を保つ。長期的な顧客に対しては、資金調達に関するコンサルティングを提供することが多い。例えば 5 年間の資金調達の戦略計画を立て、理事の集め方や理事・事務局長・職員の果たすべき役割を説明する。NPO はコンサルティング会社に資金調達の方法を聞きたいというニーズが強いからだ。

フィラデルフィア市内には多くの経営コンサルタントが NPO を対象にサービスを展開し、互いに競合関係にあるが、フェアマウント社と競合しているのは 2 社ある。フェアマウント社は、大学や美術館のような大規模組織ではなく、小規模な NPO で社会変革や、困難を抱えた人々の生活向上に取り組む団体を主な顧客としている。顧客数は 205 で、コアターゲットは 500~1000 万ドル規模の NPO である。



ドン・クリガーマン氏

インタビュー

2009 年 9 月 4 日、フェアマウント・ベンチャーズの事務所を訪ね、社長のドン・クリガーマン(Don Kligerman)氏と副社長のマーク・デイチャー(Mark S. Deitcher)氏から、NPO への経営コンサルティングの現状についてお話をうかがった。

日本の感覚からすると、NPO が経営コンサルタントを雇って資金調達するとか、プロジェクトを実施するといったことはあまり想像できない。コンサルタントを雇うだけのお金を NPO は持っていないと思うからだ。しかし、アメリカでは公益財団がコンサルティング料を助成金として負担したり、政府の委託事業予算の中にコンサルティング料を組み込んだりして、NPO が財政負担なしでコンサルティングを使えるように配慮している。そのため多くのコンサルタントが活躍する場が生まれている。大学卒の優秀な学生がフェアマウント社を競って就職先として選ぶという話も聞き、日本の NPO 中間支援組織との違いを実感させられた。

(18)Heather D. Parish/ (19)Jean Hardy Robinson

—NPO を対象とした個人の経営コンサルタント—

組織・活動

NPO にコンサルティングをしているのは、フェアマウント社のような企業だけでなく、個人のコンサルタントも多い。そこで、シカゴで NPO を対象としている個人のコンサルタントお二人にお話をうかがった。

インタビュー

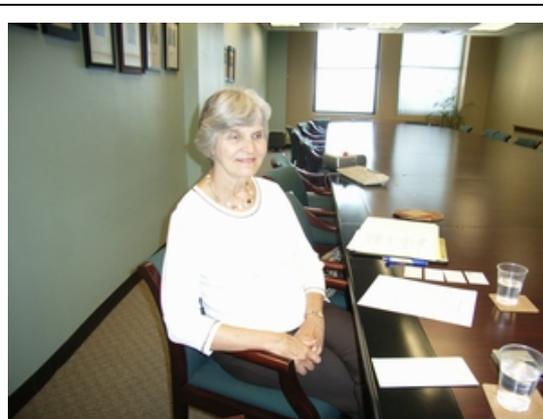
2009年9月11日、シカゴ市内にて経営コンサルタントのヘザー・パリッシュ(Heather D. Parish)氏とジェン・ロビンソン(Jean Hardy Robinson)氏から、NPO への経営コンサルティングの現状について、事例をまじえて詳しくお話をうかがった。

ロビンソン氏は以前、大きなコンサルティング会社で10年間、資産管理のコンサルタントをしていて、主に大企業を顧客としていた。仕事をしているうちに「やはりミッションに基づいた仕事で、企業や非営利組織で働いた経験を生かし、非営利組織のコンサルティングをやりたい」と考え、独立したという。ロビンソン氏の主に手がける領域は資金調達、戦略計画の策定、それに説明責任だ。以前、資産管理や資金調達のコンサルタントとして働いた経験をもとに、より効果的・効率的な調達方法をすべきだと助言している。また、すぐに寄付金集めを考える前に、理事会や組織全体の状況を見たり、経費を検証したりすべきだと教えている。

企業に対するコンサルティングに比べて、NPO へのコンサルティングは金額的にかなり安い(約半分程度)うえに、コンサルタントへの依頼を決めるにもスポンサーである財団の承認を必要とするために時間がかかり、大変なことが多いという。

ヘザー・パリッシュ氏も、以前は大手のコンサルティング会社で働いた経験を持ち、その後独立して14年間、個人としてNPOの経営支援を続けている。

パリッシュ氏は主にNPOの組織構造や力量形成を支援し、また新しい事業の設計や運営、戦略計画の作成、理事会の改善、組織評価、新規事業の実現可能性調査などを手がけている。彼女によれば、NPOはまず自分で起業し、うまく行かなくなると初めてコンサルタントやCDFIの門をたたき、支援を求めるのだという。



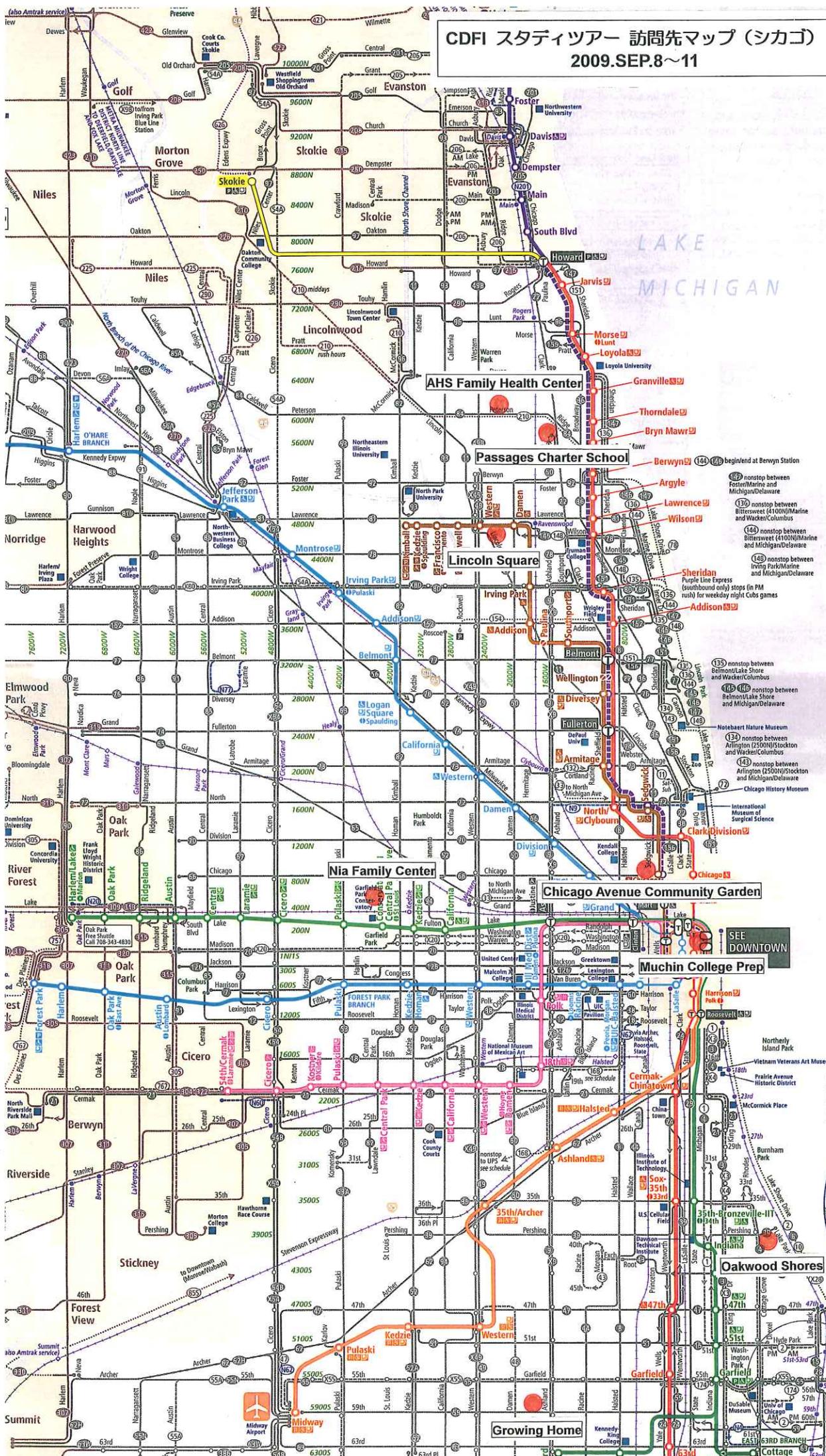
ジェン・ロビンソン氏



ヘザー・パリッシュ氏

CDFI スタディツアー 訪問先マップ (シカゴ)

2009.SEP.8~11



- ### CTA and Pace Bus Routes
- CTA bus routes (1-206)
 - CTA Hyde Park bus routes (170-174 and 192)
 - Pace bus routes (208 and up)
 - Part-time service only
 - Night Owl service only
 - No stops along bus route
 - Limited stops along bus route
 - Bus route terminal
 - All CTA and Pace bus routes are accessible

- ### CTA Trains and Stations
- Trains operate daily unless noted.
- Blue Line Between O'Hare, Downtown, and Forest Park
 - Brown Line Between Kimball and Downtown
 - Green Line Between Harlem/Lake, Downtown, and 63rd Street terminals
 - Orange Line Between Midway Airport and Downtown
 - Pink Line Between 54th/Cermak and Downtown
 - Purple Line Between Linden and Howard
 - Purple Line Express Between Linden and Downtown, weekday rush periods only
 - Red Line Between Howard, Downtown, and 35th/Dan Ryan
 - Yellow Line Between Skokie and Howard
 - Belmont Free train connections at station
 - Stations temporarily closed for construction
 - Accessible station
 - Sheltered bicycle parking
 - Automated station entrance to farecard machines at this entrance.
 - Auxiliary station entrance
- ### Metra Commuter Rail
- Station served daily
 - Station served weekdays only
 - Station served weekday rush periods only

- ### Other Symbols
- Point of interest
 - Park & Ride lot
 - Expressway or tollway
 - Chicago street numbers
- Chicago street numbers start at State and Madison downtown. State Street divides east and west addresses, and Madison Street divides north and south addresses. Suburban street numbers vary; not all use Chicago's system. One mile is equal to 800 street numbers. Example: Montrose (4000 N) is one mile north of Addison (3600 N).



Oakwood Shores Development



開発前の荒廃した住宅

どれだけの元住民が住み続けられるのか？

- Mixed-income Development
- CHA 賃貸住宅 1/3
 - アフォーダブル住宅 1/3
 - 市場価格住宅 1/3



Oakwood Shores Development
開発案内看板



▲ 開発後の住宅と街並み ▼



**Lincoln Square
(BID:Business Improvement District)**



入口ゲート部分

BID とは衰退した地域の活性化のために地区の地権者がプロパティタックスの数%を上乗せして徴収し、それを財源に NPO が地域運営に当たる制度。ここでは地元の商工会議所が運営している。

歩道には大型のプラントボックスやデザインされた街路灯を設置



▼ Lincoln Avenue の景観 ▲



通過交通をなくし、ポケットパークを設けて人の溜まり場を創出

地下鉄の最寄り駅では、NPO が運営するカーシェアリングのステーションがあった

カーシェアリングの看板



Chicago Avenue Community Garden



Community Garden とは文字通り地域住民のつながりを作るための地域の庭。特に人種や文化が多様なアメリカ社会にはたくさん存在する。

Chicago Avenue CG の概要

位置：シカゴ中心部
運営：Fourth Presbyterian 教会
畑数：34 本
設立：2004 年
特徴：個人用と共用の畑
開設時間：午後 4～6 時（火～金）
午前 11 時～午後 3 時（土）



Chicago Avenue Community Garden の設置目的

- Nurturing a Community
- Supporting Neighbors
- Strengthening Relationship
- Promoting environmental stewardship

オリンピック招致とコミュニティ



市内中心部の Grant 公園の招致幕
“Let friendship shine”



市内中心部のビルの招致幕
“WE BACK THE BID
and YOU CAN TOO”

館内は閑散としており、アメリカ経済の回復は十分ではないように思われる



競技会場のひとつの予定だった
全米最大規模のコンベンション
センター・マコーミックプレイス

地価や家賃の高騰で地元の
低所得者層は住み続けられ
るか懸念する声が聞かれた



メインスタジアムの建設予定
地だったハイドパーク地区の
ワシントン公園

資料編 CDFI の概況 (2007 年度) CDFI Data Project 2007 より抜粋

※この調査は、CDFI の 6 全国組織(Opportunity Finance Network, Association for Enterprise Opportunity, Coalition of Community Development Financial Institutions, Community Development Venture Capital Alliance, National Community Investment Fund, National Federation of Community Development Credit Unions)およびアスペン研究所(Aspen Institute)で結成する調査機関(The CDFI Data Project)が毎年、CDFI の現状を明らかにするために行っているものである。以下、その主要部分を紹介する。

2007 年度 CDFI の状況

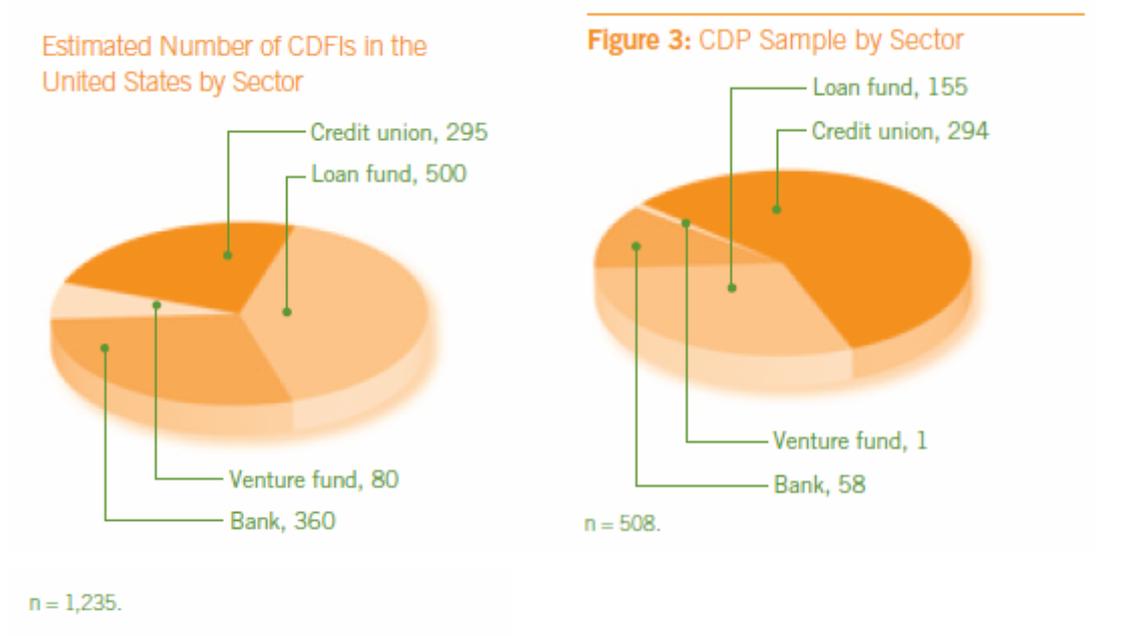
	全体	銀行	クレジットユニオン	ローンファント ^①
CDFI の組織数	508	58	294	156
資産額(全組織計)	\$25,479,567,691	\$13,762,668,000	\$7,074,641,575	\$4,642,258,116
資産額(平均)	\$50,156,629	\$237,287,379	\$24,063,407	\$29,758,065
正規換算従業員数 (平均)	27.1 (N=317)	67.9 (N=58)	16.8 (N=117)	19.0 (N=142)
直接融資残高(平均)	\$34,267,272	\$157,465,826	\$18,224,615	\$18,596,467
上記内訳(金額)	(N=507)	(N=58)	(N=119)	(N=145)
事業融資	44%	64%	4%	14%
コミュニティーサービス融資	3%	0.5%	0.4%	16%
消費者融資	12%	3%	57%	0.1%
住宅融資	38%	31%	35%	65%
零細企業融資	1%	0.1%	1%	3%
その他融資	2%	1%	3%	2%
上記内訳(件数)	(N=272)	(N=15)	(N=119)	(N=138)
事業融資	3%	33%	1%	11%
コミュニティーサービス融資	1%	1%	0.3%	5%
消費者融資	75%	41%	86%	3%
住宅融資	13%	21%	7%	56%
零細企業融資	3%	4%	1%	25%
その他融資	4%	0%	5%	1%
貸倒率	0.55%	0.37%	0.71%	0.84%
延滞率(90 日超)	NA	0.3%	NA	3.3%
延滞率(2 か月超)	NA	NA	2.0%	NA

出典 : CDFI Data Project(CDP) Fiscal Year 2007 Seventh Edition

http://opportunityfinance.net/store/downloads/cdp_fy2007.pdf

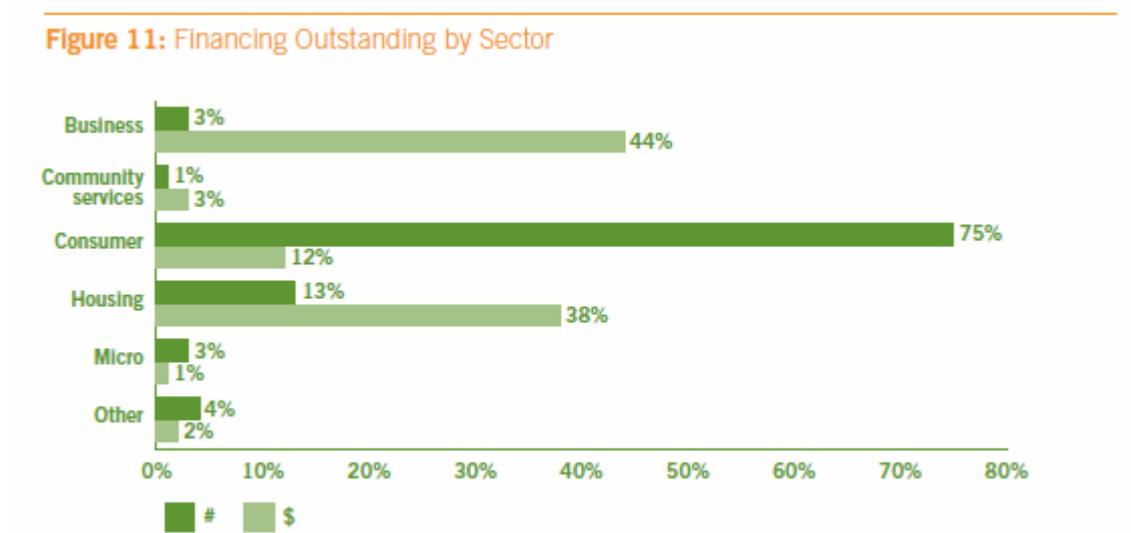
全米の CDFI 数 : 1,235 (推計値)

調査対象の CDFI 数 : 508 (Figure 3)



※全米ではローンファンドが約 40%、銀行が約 30%を占めているが、調査対象に限ってみるとローンファンドは約 30%、クレジットユニオンは 58%と、全体に比べて小規模な組織が多くなっている。全米の CDFI の平均規模は、この調査結果よりも大きいと考えられる。

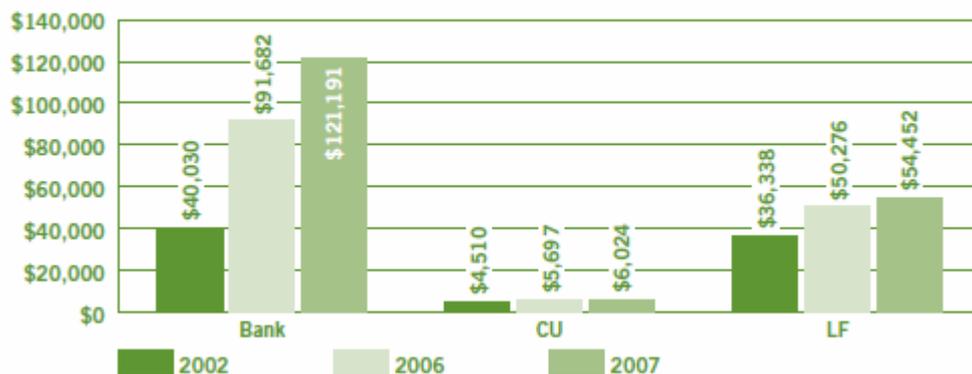
融資残高内訳 (Figure 11)



※# (濃色) は件数、\$ (淡色) は金額ベースでの内訳。件数では消費者融資(Consumer)が 75%と圧倒的多数を占めるが 1 件当たりの金額は小さい。金額ベースでは事業融資(Business)が 44%、住宅(Housing)が 38%と大きい。前年度と大きな変化はみられない。

CDFI 種別の融資額 年次推移 (Figure 13)

Figure 13: Median Direct Loan and Investment Size by Institution Type, 2002, 2006, 2007



CDFI の種類別に直接融資額の間接値(median)を年次推移で示したもの。基本的に銀行(Bank)は金額が大きく、クレジットユニオン(CU)は小さく、ローンファンド(LF)は中間的である。いずれの種類も前年度に比べて大きく伸びていることが分かる。

貸倒率 (Figure 16) ・延滞率 (Figure 17) の推移

Figure 16: Net Loan Loss Rates, 2000–2006

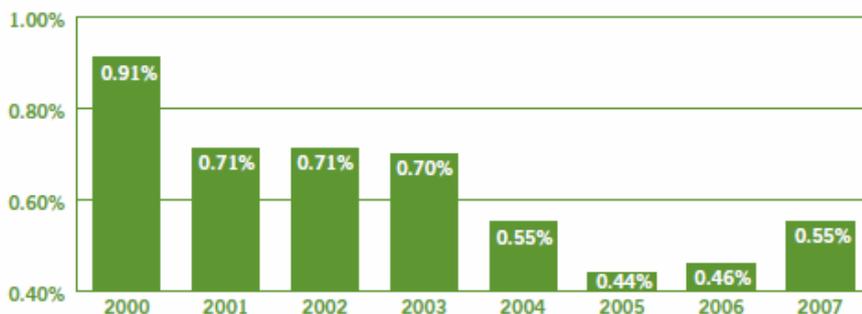


Figure 17: Credit Union and Loan Fund Delinquency Rates, 2005–2007



貸倒率は全体として極めて低いですが、2005年以降上昇している。延滞率も同様である。

経営支援の提供 (Figure 18)

Figure 18: Training and Technical Assistance

	People or Organizations	CDFIs Reporting
People receiving group-based training	67,544	218
People receiving one-on-one technical assistance	88,424	223
Organizations receiving training	7,269	207

集団での訓練を受けた組織・個人は 67,544、1 対 1 の支援（コンサルティング・相談など）を受けた組織・個人は 88,424。何らかの訓練を受けた組織が 7,269、訓練を受けた個人は 155,968 人であった。また、こうした訓練や支援を行っているとして報告した CDFI はそれぞれ 218、223、207。調査対象の CDFI 508 組織の 4 割以上は、何らかの訓練や支援を行っていることになる。これらの経営支援・訓練は融資とセットになっている場合も多い。

CDFI セクターの成長 (Figure 19, Figure 20)

Figure 19: CDFI Industry Growth from 2003 to 2007



Note: Chart includes 328 CDFIs for which we have five years of asset data and 324 for which we have financing outstanding data.

Figure 20: CDFI Industry Growth from 2003 to 2007

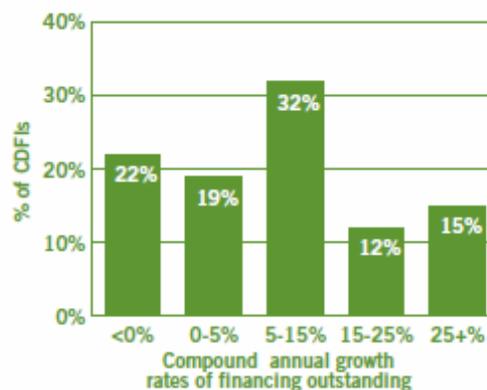


Figure 19 と Figure 20 は、2003～2007 年の 5 年間にわたる成長を示したもの。Figure 19 によれば 5 年間で資産規模(Assets)が毎年 10%の割合で成長し、融資残高は毎年 12%の割合で成長した。Figure 20 によれば 5～15%の割合で成長した CDFI が 32%で最も多かったが、成長の速さは CDFI によって大きな開きがあることが分かる。

資料編 CDFI の経営状況 (2009 年度第 3 四半期 : 7~9 月)

CDFI Market Conditions Report Third Quarter 2009, 2009.12 より抜粋

http://opportunityfinance.net/store/downloads/CDFI_market_conditions_Q309.pdf

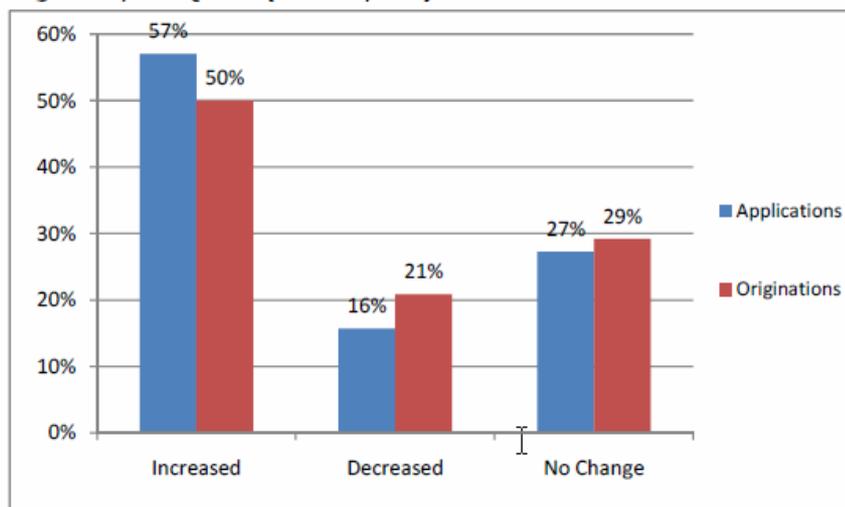
※この調査は、ローンファンドの全国組織 Opportunity Finance Network(OFN)が 2008 年 10 月から毎四半期に実施する市場調査であり、金融危機後の CDFI を取り巻く経済状況をリアルタイムで明らかにすることを目的としている。以下、その主要部分を紹介する。

調査対象は 121 の CDFI。うちローンファンドが 102、クレジットユニオンが 15、銀行が 3、ベンチャーキャピタルファンドが 1 と、圧倒的多数がローンファンドである。

*市場の状況：2009 年度第 3 四半期は前年度に引き続き景気後退しており、失業率が 9.2%から 9.6%に上昇。連邦預金保険公社 (FDIC) 保証の金融機関における延滞率 (30 日以上) は 6.2%から 6.86%に上昇。住宅の質流れも 0.17 ポイント上昇して 4.47%になり、住宅ローンの延滞率も 9.64%と 1972 年以降最高水準になる。

融資需要の変化 (Figure 3)

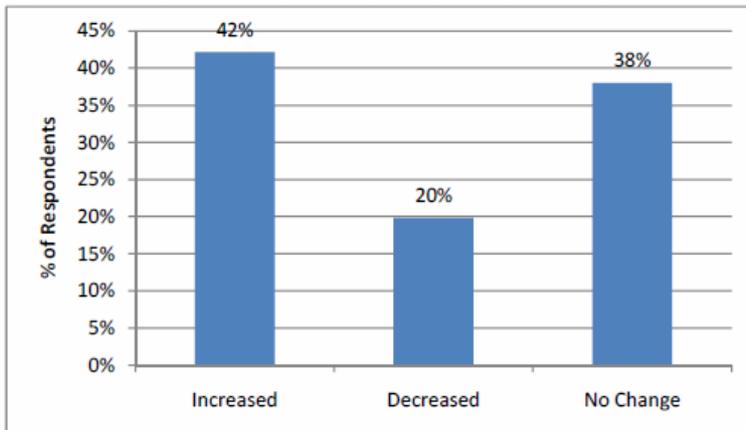
Figure 3. Change in the Number of Financing Applications Received and Loans/Investments Originated, 3rd Q2009 (n = 121, 120)



- ・融資申請数(Applications)が前期に比べて増加した CDFI が 57%。1 年前 (2008 年度第 3 四半期) よりも増加した CDFI は 61%
 - ・融資実行数(Originations)が前期に比べて増加した CDFI が 50%。1 年前 (2008 年度第 3 四半期) よりも増加した CDFI は 43%
- ⇒全体として融資需要は拡大傾向にある。

延滞率の変化 (Figure 7)

Figure 7. Change in Delinquencies, 3rd Q2009 (n = 121)



前期に比べて延滞率が上昇した CDFI は 42%。1 年前（2008 年度第 3 四半期）に比べて上昇した CDFI は 47%。

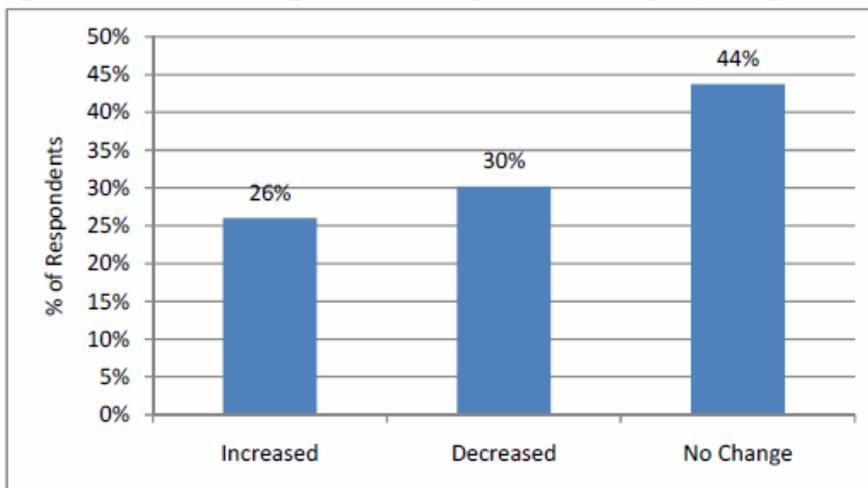
危険な融資案件（=30 日以上延滞）の割合は、第 1 四半期より 0.5 ポイント上昇して 9.3%。このうち、60~90 日延滞は 1.1%、90 日超延滞は 5.6%に達する。

貸倒率は 0.8%（2007 年度は 0.55%）

⇒融資の状況は悪化している

資本へのアクセス可能性 (Figure 18)

Figure 18. Annual Change in the Ability to Access Capital, 3rd Q2008 – 3rd Q2009 (n = 94)



2008~09 年の 1 年間で、資本へのアクセスが「増えた」CDFI は 26%と少なく、「減った」CDFI が 30%、「変化なし」の CDFI が 44%。金融危機後、銀行や財団などから CDFI への融資・出資が減り、資本の流動性にも深刻な影響を与えている。

資料編 CRA（地域再投資法）【仮訳】

出典：http://www4.law.cornell.edu/uscode/usc_sup_01_12.html

※国立国会図書館調査及び立法考査局（2000：1-10）も参照

<以下の条文にたびたび登場する「合衆国法典第 12 編」とは、銀行・銀行取引に関する法律群のこと。地域再投資法はこの第 30 章に位置づけられているため、この法律群全体を「本編」、地域再投資法を「本章」と称している；訳者注>

第 2901 条 議会の認識および目的の記述

(a) 議会は以下のことを認識する。

(1) 規制下にある金融機関は、預金取扱い営業所が営業許可されたコミュニティの便宜と必要性に奉仕していることを示す法的義務を課せられている。

(2) コミュニティの便宜と必要性には、預金業務と貸付業務が含まれる。

(3) 規制下にある金融機関は、営業を許可されたコミュニティの信用需要に、継続的かつ積極的に応える義務(affirmative obligation)がある。

(b) 本章（地域再投資法、合衆国法典第 12 編第 2901 条以下；訳者注）は、各々の関係連邦政府金融機関監督官庁が監査の際に権限を行使し、金融機関が安全かつ健全な営業を行いながら(consistent with the safe and sound operation)、営業を許可されたコミュニティの信用需要に応えるのを奨励することを目的とする。

第 2902 条 定義

本章（地域再投資法；訳者注）の目的に照らして、

(1) 「関係連邦政府金融機関監督官庁」とは以下のことを指す。

(A) 全国銀行に関しては通貨監督庁(OCC)

(B) 連邦準備銀行の会員である州政府許可銀行と銀行持ち株会社は、連邦準備銀行(FRB)

(C) 連邦準備銀行の会員でない州政府許可銀行と、公社が融資保証している預金に関しては、連邦預金保険公社(FDIC)

(2) 貯蓄組合や貯蓄貸付組合(S&L)持株会社に関しては、貯蓄金融機関監査局(OTS)の局長

(2) 「規制下にある金融機関」とは、預金が保証された金融機関を指す。

(3) 「融資取扱営業所の申請」とは、下記の際には関係連邦政府金融監督機関に申請し連邦法または規制に服することを指す。

(A) 全国銀行、全国規模の貯蓄貸付組合の設立許可

(B) 新設の州銀行や貯蓄銀行、貯蓄貸付組合等に預金保険機能をつけること

(C) 規制下にある金融機関が預金を取り扱う国内の支店その他の施設を開設すること

(D) 規制下にある金融機関の本店・支店の移転

(E) 規制下にある金融機関の統合・合併・買収・債務引き受けは、本編(合衆国法典第 12 編；訳者注)1828 条(連邦預金保険公社法で預金金融機関に対する規制を規定した条項；訳者注)または全国住宅法第 4 章（本編第 1724 条以下；訳者注）の規制に基づき、承認を必要とする。

(F) 規制下にある金融機関の株式または資産の買収は、本編 1842 条(銀行持株会社法 3 条。銀行の株式・資産の買収を規定した条項；訳者注)または全国住宅法 408 条 e 項（本編第 1730a 条 e 項）の

規制に基づき、承認を必要とする。

- (4) 主として軍関係者の需要に応える金融機関については、軍関係者は明確に地理的な地域にいるわけではなく、預金をする顧客全体を含める「全地域」と定義する。

第 2903 条 金融機関；評価

(a) 総論

金融機関の検査に関し、関係連邦政府金融機関監督官庁は以下のことを行うものとする。

- (1) 金融機関が、安全かつ健全な経営を行いながら(**consistent with the safe and sound operation**)、中低所得層を含むコミュニティ全体の信用需要の充足に関する記録を評価する。
- (2) 預金取扱営業所の申請に対する審査においては、この記録を考慮に入れる。

(b) マジョリティの所有する金融機関

関係連邦政府金融機関監督官庁は、マイノリティや女性が所有していない金融機関の記録を本条(a)項で評価・考慮するに際して、こうした金融機関が、マイノリティや女性が所有する金融機関や低所得クレジットユニオンと協力して資本投資・融資・ベンチャー出資を行い、その投融資が当該地域でコミュニティの信用需要に応える活動であった場合、この点を考慮に含める。

(c) 金融持株会社の要件

(1) 総論

銀行持株会社が本編 1843 条(1956 年銀行持株会社法第 4 条。ノンバンクの利益を規定した条項；訳者注)の金融持株会社になるという選択は、以下の場合無効となる。

- (A) こうした選択を宣言して本編 1843 条(1)項(1)号(c)(銀行持株会社法第 4 条(1)項(1)号(c)。銀行持株会社の認可申請に関する条項；訳者注)適用の持株会社として認可を申請した日において、銀行持株会社の傘下にある預金金融機関の全てが、コミュニティの信用需要に答えているかどうかの直近の審査で合格あるいはそれ以上の格付けを得ているわけではない、という事実を連邦準備制度理事会が認識しており、
- (B) その日から 30 日以内に同理事会が当該企業に通告した場合。

(2) 新規買収された預金金融機関に関する例外措置

銀行持株会社に買収された預金金融機関は、連邦準備制度理事会に本編 1843 条(1)項(1)号(c)適用の宣言・認証を申請する日より 12 カ月以前は、下記の条件を満たす場合、当該買収の日から 12 ヶ月間、上記(1)号の適用除外となる。

- (A) 銀行持株会社が関係連邦金融機関監督官庁にアフーマティブ・アクションを行う計画を提出していること。こうした金融機関は、コミュニティの信用需要に答えているかに関する次回の審査で合格あるいはそれ以上の格付けを得るためにアフーマティブ・アクションが必要となるからである。
- (B) その計画が監督官庁により受理されていること。

(3) 定義

本条では下記の定義が適用される。

(A) 銀行持株会社、金融持株会社

銀行持株会社および金融持株会社は、本編 1841 条(銀行持株会社法第 2 条。銀行持株会社の定義に関する条項；訳者注)に規定されている。

(B)理事会

理事会とは、連邦準備制度理事会を意味する。

(C)預金金融機関

預金金融機関は、本編 1813 条(c)項(連邦預金保険公社法 3 条(c)項。預金金融機関の定義に関する条項；筆者注)に規定されている。

第 2904 条 議会への報告

関係連邦金融機関監督官庁は、議会に提出する年次報告書の中に、本章(地域再投資法；訳者注)に定められた責務の遂行状況の要旨に関する項目を含める。

第 2905 条 諸規制

本章(地域再投資法；訳者注)の目的を達するための諸規制は、各々の関係連邦金融機関監督官庁によって公開され、1977 年 10 月 12 日（本編制定日；訳者注）以降 390 日以内に施行される。

第 2906 条 評価文書

(a)必須項目

(1)総論

本編 2903 条適用の各々の預金金融機関に対する評価の結論に関して、関係連邦金融機関監督官庁は当該金融機関が中低所得地域を含むコミュニティ全体の信用需要に応えた記録の評価文書を用意する。

(2)公開部分および非公開部分

上記(1)号の評価文書には、公開部分と非公開部分とがある。

(b)評価文書の公開部分

(1)調査結果および結論

(A)評価文書の内容

評価文書の公開部分は、

- (i)本章(地域再投資法；訳者注)を実施する関係金融機関監督官庁が定めた規則に特定された各評価要素について結論を記述し、
- (ii)こうした結論に至った事実およびデータを論じ、
- (iii)金融機関の格付けと、格付けの根拠を示す記述を含むものとする。

(B)都市部の区別

上記(A)の(i)および(ii)で求められる情報は、1 つ以上の預金金融機関の国内支店を有する各都市部それぞれに示すこと。

(2)格付けの割り当て

上記(1)(c)項(原文ママ。正しくは(1)(A)(iii)のこと；原文注)で言及した金融機関の格付けは下記のうち 1 つとなる。

- (A)コミュニティの信用需要への対応は優秀(Outstanding)
- (B)コミュニティの信用需要への対応は合格(Satisfactory)
- (C)コミュニティの信用需要への対応は改善が必要(Needs to improve)

(D)コミュニティの信用需要への対応は著しく不履行(Substantial noncompliance)

この格付けは 1990 年 7 月 1 日以降、一般に公開される。

(c)評価文書の非公開部分

(1)個人名のプライバシー

評価文書の非公開部分には、金融機関の顧客、従業員、幹部職員を特定できるあらゆる情報、連邦政府・州政府の金融機関監督官庁に内々に情報を提供した個人・組織を特定できるあらゆる情報が含まれる。

(2)公開になじまない内容

非公開部分には、関係連邦金融機関監督官庁が評価の過程において得たり作成したりした記述で、当該金融機関や一般に公開するには本質的にあまりに微妙な内容、あるいは不確かな情報に基づく推測的な内容であるものも含まれる。

(3)預金金融機関に対する開示

非公開部分は、関係連邦金融機関監督官庁が本章(地域再投資法；訳者注)の目的達成を促進すると判断した場合、当該金融機関に対してその全部または一部が開示される。しかしながら、連邦政府・州政府の金融機関監督官庁に内々に情報を提供した個人・組織を特定できる情報は、本項に基づく開示対象とはならない。

(d)複数の州に支店を展開する（＝州際）金融機関

(1)各州政府の評価

預金金融機関が国内の 2 以上の州で国内支店を展開している場合、関係連邦金融機関監督官庁は下記のものを用意する。

(A)本章(地域再投資法；訳者注)に基づく金融機関全体の実績に関する評価文書で、上記(a)項、(b)項、(c)項に定められている内容、および

(B)1 以上の支店が立地する州ごとに、州内において本章(地域再投資法；訳者注)の実績に関する評価文書で、上記(a)項、(b)項、(c)項に定められている内容

(2)複数の州にまたがる都市部

預金金融機関が、複数の州にまたがる都市部において、2 以上の州内に国内支店を展開している場合、関係連邦金融機関監督官庁は本章(地域再投資法；訳者注)に基づいた都市部における金融機関の実績に関する評価文書で、上記(a)項、(b)項、(c)項に定められている内容を個別に用意する。監督官庁が本項に基づく評価文書を用意する際には、(1)号(B)に定められた評価文書の記述範囲は適宜調整されるものとする。

(3)州レベルの評価内容

(1)号(B)に基づいて用意される評価文書は、

(A)本条(b)項(1)号の(A)および(B)に定める情報を、1 以上の国内支店を有する都市部ごとに、個別に示すものとする。また、もし非都市部に 1 以上の国内支店を有する場合には、州内の非都市部についても個別に情報を示すものとする。

(B)連邦金融機関監督官庁がどのように金融機関を審査したか、審査対象とした個別の支店名も含めて記述する。

(e)定義

本条では下記の定義が適用される。

(1)国内支店

国内支店とは、いずれかの州内に立地し、預金を扱う金融機関の支店ないしその他の施設を意味する。

(2)都市部

都市部とは、行政管理予算局(OMB)長官の規定により、統計上の主要都市部、都市部、合併した都市部で、人口 25 万人以上の地域、およびそれに準ずるものとして連邦金融機関監督官庁から指定された地域を意味する。

(3)州

州とは、本編 1813 条（連邦預金保険法第 3 条；訳者注）の規定と同義である。

第 2907 条 マイノリティおよび女性による支店の運営

(a)総論

金融機関が、マイノリティの圧倒的に集住する地区の金融機関支店を、マイノリティの預金金融機関または女性の預金金融機関に対して寄付したり、有利な条件で売却したり、無料で貸貸したりした場合、こうした行為によって発生した寄付額または損失額は、本章(地域再投資法；訳者注)の目的に照らして当該預金金融機関がそのコミュニティの信用需要に応えているかを判断する際の要素になる。

(b)定義

本条においては、

(1)マイノリティ預金金融機関

マイノリティ金融機関(原文ママ。正しくはマイノリティ預金金融機関；原文注)とは本編 1813 条(c)項（連邦預金保険法第 3 条(c)項；訳者注）に規定する預金金融機関で、
(A)1 人以上のマイノリティ個人により 50%以上所有または統制されていて、
(B)純利益または純損失の 50%以上がマイノリティ個人のものとなる。

(2)女性預金金融機関

女性預金金融機関とは本編 1813 条(c)項(連邦預金保険公社法 3 条(c)項。預金金融機関の定義に関する条項；筆者注)に規定する預金金融機関で、
(A)1 人以上の女性により 50%以上所有または統制されていて、
(B) 純利益または純損失の 50%以上が女性のものとなり、
(C)上級管理職のかなりの割合が女性によって担われている。

(3)マイノリティ

マイノリティとは、1989 年金融機関改革・再建・規制実施法(the Financial Institutions Reform, Recovery and Enforcement Act of 1989; FIRREA)1204 条(c)(3)項（本編第 1811 条；訳者注）の規定による。

第 2908 条 小銀行の規制緩和

(a)総論

本条(b)(c)項の規定を除き、総資産 250 百万ドル未満の金融機関は、本章(地域再投資法；訳者注)の定期的な審査の対象となる。

(1)本編 2903 条に基づく直近の審査で、コミュニティの信用需要への対応が優秀との格付けを得た金

融機関は、60 カ月以内の間隔で審査を受ける。

(2)本編 2903 条に基づく直近の審査で、コミュニティの信用需要への対応が合格との格付けを得た金融機関は、48 か月以内の間隔で審査を受ける。

(3)本編 2903 条に基づく直近の審査で、コミュニティの信用需要への対応が合格よりも低い格付けを得た金融機関は、関係連邦金融機関監督官庁により審査が必要と見なした時に審査を受ける。

(b)預金金融機関としての申請に関する地域再投資法の審査に例外はない

本条(a)項に定められた金融機関は、預金金融機関としての申請に関してはなお、本章(地域再投資法；訳者注)に基づく審査の対象となる。

(c)裁量権

本条(a)項に定められた金融機関は、関係連邦金融機関監督官庁の判断に基づき、一定の状況下で合理的な理由により審査の頻度に差異が生じ得る。

CRA の主要なポイント

1) 積極的な義務 (第 2901 条(a)(3))

コミュニティの信用需要に対して、金融機関が積極的に応える義務(**affirmative obligation**)があると規定。これは、単に融資差別をしないという消極的な規定ではなく、また単なる抽象的な理念規定でもなく、具体的にマイノリティや低所得階層などに対して便宜を図り、融資を行う行為を求めるものであり、その融資実績を評価するものである。

2) 二重の目的 (第 2901 条(b)、第 2903 条(a))

この法律は、金融機関に対してコミュニティの信用需要に応えることと同時に、経営の安全性・健全性を損なわないことを求めている。法律の解釈はその両極の間を揺れ動いてきたが、金融機関に対して経営の安全性・健全性を犠牲にしてまでコミュニティの信用需要にこたえることを義務づけてはおらず、両者間の適切なバランスを求めている。個別の融資の可否の判断は金融機関に委ねられている。

3) 金融持株会社への適用拡大 (第 2903 条(c))

GLB 法 (1999 年) により新設された条項。従来 CRA は預金金融機関のみを対象としていたが、GLB 法により、金融持株会社にも適用拡大されることになった。

4) 格付けの情報公開 (第 2906 条(b))

1989 年の CRA 改正により、4 段階の格付けとその根拠が情報公開されることとなり、その結果、金融機関は本腰を入れて CRA 対策に乗り出すようになったとされる。現在、FFIEC のウェブサイト上で格付け結果を参照できる。

5) 小銀行の規制緩和 (第 2908 条(a))

GLB 法 (1999 年) により、小銀行の CRA 審査が緩和され、直近の審査で合格以上だった場合には次の審査までの期間が延長されることになった。

さらに 2005 年には、2.5～10 億ドルの小銀行に対して「中銀行 CRA 評価基準」を適用するなど、中小銀行に対する規制緩和が相次いだ。

資料編 全国のNPOバンクの現況【解説】

全国NPOバンク連絡会
(最終修正：2010年1月5日)

1. 設立中のNPOバンク

一覧に掲載した11団体の他、信託資本財団(2009年1月設立)が2009年9月に公益認定を取得し、2009年度中に融資準備を開始するべく準備中である。(信託資本財団を加えると、(狭義の)現存するNPOバンクは12団体となる)

また、福島(一般社団法人ふくしまNPOバンク(FNB))、金沢(ピースバンクいしかわ(仮))、大阪(ツルミン・バンク)、兵庫県篠山市(丹波古民家再生プロジェクト)、宮崎(宮崎アースコミュニティバンク)等が、現在設立準備中である。さらにNPOバンクを設立したいという声は、青森、静岡、和歌山、岡山、広島など、各地に生まれつつある。

2. NPOバンクの定義と「広義のNPOバンク」について

(1) 別ファイルに掲載した12団体(+信託資本財団)のほか、全国NPOバンク連絡会(以下バンク連)では、NPOバンクと共通する点の多い①多重債務者の生活再生事業(岩手信用生協、生活サポート生協・東京(+生活サポート基金)、グリーンコープ生協(ふくおか・くまもと・おおいた・やまぐち・長崎)の生活再生事業)、②主としてカトリック信者間の相互扶助による生活資金融資(日本共助組合)も、「広義のNPOバンク」と考えている。

(2) NPOバンクの定義を考えた場合に、要件は概ね以下の5つになると思われる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a. 市民が自発的に設立するb. 社会的に求められているニーズに対して融資を行う
(公益、共益(相互扶助)の区別は厳密には問わない)c. 非営利である(法的に認められている程度の出資配当はOK)d. 市民からの出資を融資の原資とするe. 市民事業(NPOでなくてもよいが、社会的課題の解決を第一義にすること)への融資を主目的とする |
|---|

一般に、NPOバンクの定義は上記5要件を全部満たすものなので、この定義を厳密に考えれば、(狭義の)NPOバンクの数は11団体となる。(ap bankについては出資者がアーティスト3名なので、要件dを「広く市民から出資を集める」と考えれば要件dを満たさないことになるが、特定のアーティストからの出資であっても環境問題を解決するために出資された資金であることに変わりはないので、バンク連ではap bankも狭義のNPOバンクと考えている)ただし、天然住宅バンクは厳密には要件eを満たさないものの、天然住宅という市民事業を母体とし、融資目的も天然住宅から派生するニーズに限定しているので、これもバンク連では(狭義の)NPOバンクとみなしている。

要件a・bであるが、法人格の有無および種類、融資事業を行う法的根拠は問わない。信託資本財団は(新)公益法人であって貸金業登録を行っていないが、上記より、同団体を(狭義の)NPOバンクと認めるうえで支障はない。

よって、バンク連では現存する(狭義の)NPOバンクの数を12団体と考えている。

しかしバンク連では、市民の金融ニーズは事業資金だけではないだろうという観点から、NPOバンクと共通する点の多い(1)多重債務者の生活再生事業(岩手信用生協、生活サポート生協・東京(＋生活サポート基金)、グリーンコープ生協(ふくおか・くまもと・おおいた・やまぐち・長崎)の生活再生事業)(2)主としてカトリック信者間の相互扶助による生活資金融資(日本共助組合)も、「広義のNPOバンク」と考えている。この定義を取るなら、バンク連が考える広義のNPOバンクの数は「20団体」(狭義12団体＋生活再生事業7団体＋日本共助組合)となる。

さらに、藤井良広氏(上智大学教授)は上記のcおよびdの要件も緩やかに考え、愛知コミュニティ資源バンク(融資は中小企業が主目的で法人格も営利)、市民バンク(片岡勝氏たちが運営しているもので、自力で出資を集めることはない金融機関との提携スキーム)もNPOバンクとみなしている。

この定義(最広義?)なら、NPOバンクの数は21団体(広義19＋上記2)になる。

◆全国NPOバンク連絡会の概要

全国NPOバンク連絡会は、2004年12月の証券取引法改正により、NPOバンクの事業展開に障害が生じたことをきっかけに結成され、2005年1月から活動を開始した、NPOバンクの連絡組織です。本会は、全国のNPOバンクはもとより、各種市民金融関係者、NPOサポート団体、専門家(弁護士、公認会計士等)など、幅広いネットワークによって形成されています。本会の活動成果により、2006年に成立した金融商品取引法(投資サービス法)では、出資者に利益配当を行わないという現在のNPOバンクの一般的運営形態は、規制対象外となりました。しかし、わずかでも出資者に利益配当しようとする場合は、業者登録が必要となる場合があるなど、問題は残っています。また、2006年12月の貸金業法改正についても、主旨には賛成ですがNPOバンクの活動への悪影響が懸念されています。(次項参照)

これからも本会は、NPOバンクの貸金業規制法からの適用除外、金融商品取引法案へのさらなる対応など、法制度や税制を中心として、市民金融や市民事業の発展のために、力を合わせて努力していきます。

◆全国NPOバンク連絡会の目下の課題

2006年12月の貸金業法改正では、貸金業者の登録に際し、

財産的要件を純資産5,000万円へ引き上げ

貸金業協会、個人信用情報機関への実質的強制加入による会費などの負担

貸金業登録手数料15万円(3年更新)

などの負担が課されることが予定されています。この規制がNPOバンクにも適用されると、ボランティア活動によって支えられているNPOバンクは新規設立が困難となるばかりか、その多くは活動停止を余儀なくされてしまいます。

参議院財政金融委員会の附帯決議(2006年12月12日)では、「市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、法施行後二年六月以内に行われる見直しに当たり、非営利で低利の貸付けを行う法人の参入と存続が可能となるよう、法律本則に明記することなど必要な見直しを行うこと。」が盛り込まれました。しかし、この附帯決議がどのように実現されるかはまったく予断を許しません。

現在は、金融庁と全国NPOバンク連絡会の間で、どのように法の悪用を排除しつつ非営利金融を適用除外にしていくのか、またそのための政省令の内容について検討中です。最新情勢や私たちの考え方につきましては、順次このサイトに掲載しますので、今後の動きにご注目ください。

全国NPOバンク連絡会 <http://www.npobank.net/> お問い合わせ先：info@npobank.net

全国の NPO バンクの現況

調査・全国 NPO バンク連絡会 2009.3 現在 単位:千円

組織名	設立年	融資対象	出資金	融資累計	融資残高	備考	
						(融資制度)	(出資金以外の融資原資)
未来バンク事業組合	1994年	環境グッズ購入、NPO、エコロジー住宅等	183,427	861,342	74,106	金利:3% 上限:900万円 最長10年	—
女性・市民コミュニティバンク	1998年	神奈川県内で事業を行うNPO、W.Co(※1)等	127,540	397,965	46,934	金利:1.8~5% 上限:1,000万円 最長5年	—
北海道NPOバンク	2002年	NPO、W.Co	43,800	225,270	25,220	金利:2% 上限:200万円 最長2年	寄付 7,030
NPO夢バンク(長野県)	2003年	NPO	16,610	113,690	27,770	金利:2~3% 上限:300万円 最長3年	寄付金 25,000 借入金 22,000
東京コミュニティパワーバンク	2003年	W.Co、NPO、市民事業者等	93,700	62,100	29,289	金利:1.5~2.5% 上限:1,000万円 最長5年	—
ap bank(正式名:一般社団法人APバンク)	2003年	自然エネルギーなどの環境を対象にしたプロジェクト	(非公開)	295,875	(非公開)	金利:1% 上限:500万円 最長10年	—
新潟コミュニティバンク	2005年	コミュニティビジネス、まちづくり支援	6,720	300	300	金利:3% 上限:200万円 最長3年	—
コミュニティ・ユース・バンク momo(※3)	2005年	豊かな未来を実感できる地域社会をつくる事業	34,250	22,000	17,838	金利:2.5% 上限:300万円 最長3年	—
くまもとソーシャルバンク	2008年	熊本県内で社会性のある事業	3,950	(準備中)	(準備中)	—	寄付金 56
天然住宅バンク	2008年	転居時の家具、家電製品、ペレットストーブ	20,210	0	0	金利:2.0% 上限:500万円 最長10年	—
もやいバンク福岡	2009年	(準備中)	(準備中)	(準備中)	(準備中)	—	—
計			530,207	1,978,542	221,457		

(※1)W.coとは、「ワーカーズコレクティブ」(雇う-雇われるという関係ではなく、働く者同士が共同で出資して、それぞれが事業主として対等に働き、地域に必要な「もの」や「サービス」を市民事業として事業化する協同組合)を指す。

(※2)NPO夢バンクは融資残高が出資金を上回っているが、これは出資金以外の融資原資によるものである。

(※3)コミュニティ・ユース・バンク momo の数値は 2009 年 4 月 7 日現在。(最終修正:2009年10月11日)

特別編 NPOバンク特別セミナー

米国のコミュニティファイナンスと地域金融

- 日 時：2010年1月12日（火） 18：30-21：00
- 場 所：新宿ASKビル4階会議室
- 主 催：全国NPOバンク連絡会、明治大学小関隆志研究室
- 協 力：デザインソーシャルファイナンス（DSF）研究会
- プログラム

モデレーター：多賀俊二（全国NPOバンク連絡会事務局長）

18：30～18：35（5分）	開始、モデレーター挨拶
18：35～19：35（60分）	レクチャー 講師：アンドリュ・ラマス氏（アメリカ・ペンシルバニア大学教授） 通訳：広瀬大地氏（DSF研究会）（逐次通訳） テーマ：米国のコミュニティファイナンスと地域金融
19：35～19：45（10分）	コメント コメンテーター：小関隆志氏（明治大学）
19：45～19：55（10分）	コメントへの回答
19：55～20：55（60分）	討論
20：55～21：00（5分）	まとめ

Andrew T. Lamas（アンドリュ・ラマス）プロフィール



- ・現在、米国ペンシルベニア大学、芸術と科学研究科、都市デザイン研究プログラム分野（School of Arts & Sciences' Urban Studies Program）教授（1990年から）
- ・法学博士

(専攻)

・自主所有論、労働者所有企業、コミュニティ基盤ビジネス、社会サービス組織、社会的投資論などに精通して、特にアメリカのコミュニティ開発金融機関について専門的に研究・現場活動中。

・また、経済的不平等、コミュニティの貧困解決のための新しい社会経済の台頭・確立を目指し、新しい経済社会を担うべき組織について研究・活動中。

(職歴)

・ Center for Community Self-Help(現在の Self-Help)の共同設立者・理事

Self-Help は 1980 年設立以来、ノースカロライナ州の低所得層や貧困女性を対象に 40 億ドル規模の金融事業を展開し、40,000 以上の零細企業・NPO・コミュニティビジネスに資金供給と良質の金融サービスを通じた自立支援を行ってきた。

(<http://self-help.org>)

・ The Reinvestment Fund(TRF)の共同設立者・理事

TRF は富の地域還元・正しい地域投資をモトとしてフィラデルフィアを中心に貧困層・マイノリティのまち再生、平等な食品供給、教育・技術支援、小ビジネス事業支援を展開しているアメリカでも有数の CDFI。営利・非営利にわたって広範囲の金融事業・地域開発事業を展開している。

(<http://www.trfund.com>)

・ Bread & Roses Community Fund(BRC)の理事

BRC はフィラデルフィアのコミュニティの中で、特に公衆衛生、清掃、環境管理、防犯、人権保護などに特化した金融活動・地域開発活動を行っている CDFI。連邦からの非認定 CDFI として 9 億円以上の金融事業を展開してきた。

・ The Opportunity Finance Network(OFN)の顧問

OFN はアメリカ東部を中心に活動している CDFI の連合体・ネットワーク組織として、傘下組織の支援、連邦政府・各州政府との交渉・要請・協議はもちろん、新しい CDFI プログラムの開発、リソース開発なども行っている。NCIF とともにアメリカの 2 大 CDFI 連合組織として知られている。

(<http://www.opportunityfinance.net>)

・ Praxis Consulting group の主席コンサルタント

・ PACE のマネージ部長

(受賞歴)

2000 年 : Katz Award for Teaching Excellence in Urban Studies

2005 年 : CGS Distinguished Teaching Award

アンドリュー・T.ラマス
ペンシルバニア大学 都市研究科
2010年1月

はじめに

日本・東京

私は日本に來られてとても嬉しく思います。美しく素晴らしい東京の街に降り立ち、他の都市のことはすべて忘れてしまいました。

まずは、日本にご招待していただいた全国NPOバンク連絡会の皆様と明治大学小関隆志研究室に、深く御礼申し上げたいと思います。本日は、私がこの講演でお話する内容に対して、主催者の方々は責任はありません。

私は本日、アメリカの代表としてここにいるわけではありません。「アメリカから来たアドバイザー」というのは頼りすべきではないと私は思っています。

私は国家の問題よりも、アメリカや日本、その他の国々の貧しい労働者の問題に関心があり、これらの人々にかかわっています。

私たちが都市や地域経済、コミュニティ開発に焦点を当てて考えると、国家の存在を放棄したり、無視したりすることはできません。しかし、国家権力が生命や都市、地球を破壊している事実は——特にアメリカのような軍事大国の場合は——忘れてはいけませんし、一市民として抗わなくてはなりません。

講演を行うにあたり、これから述べる3点を心に留めておいてください。

第一は、私たちは多くのこと——重要なこと——を共有していると思います。しかし、私たちの慣習は違いますね。私が皆さんと2~3日間を共に過ごしている間、私は間違えて皆さんの慣習や社会規範に背いてしまうでしょう。私の間違った行動というのは、皆さんの慣習を軽視しているためではなく、私が慣習を知らないために起きたことだ、ということを知っていただきたいのです。私の間違いを見て皆さんは笑ってしまうかもしれませんが、私がなぜ変なのかというのを教えていただきたいのです。

第二に、私の意見を全ての方々に聞いてもらうことは困難です。私がもし人を選べるなら、学生や、キャリアの初期段階にいる若い人々、あるいは社会がより良い——より公正で、民主的で、環境にやさしい——選択肢を見つけ、進歩するという希望を持った人たち¹に話を聞いてもらいたいと思っています。

第三に、本日は私自身の経験をもとにお話をいたします。話の中で、私の意見や疑問、そして希望を申し上げますので、自由で開かれた対話に参加していただければと思います。ご批判も大歓迎です。未来に向かって、私たちはともに道を切り拓いていこうではありませんか。

¹ Francis Fukuyama, “The End of History?” *The National Interest*, Summer 1989.

汝が我を助けに来たのなら

汝は空しく時を過ごせり

しかるに 汝は来たれり

汝が真に我と固く

結びついたらばこそ

いざ、我々はともに歩まん²

² Aboriginal Activists Group, Queensland, Australia. [*Source unconfirmed*: A possible origin for the quotation is a speech given by Lilla Watson at the United Nations Decade for Women Conference in Nairobi, Kenya, 1985.]

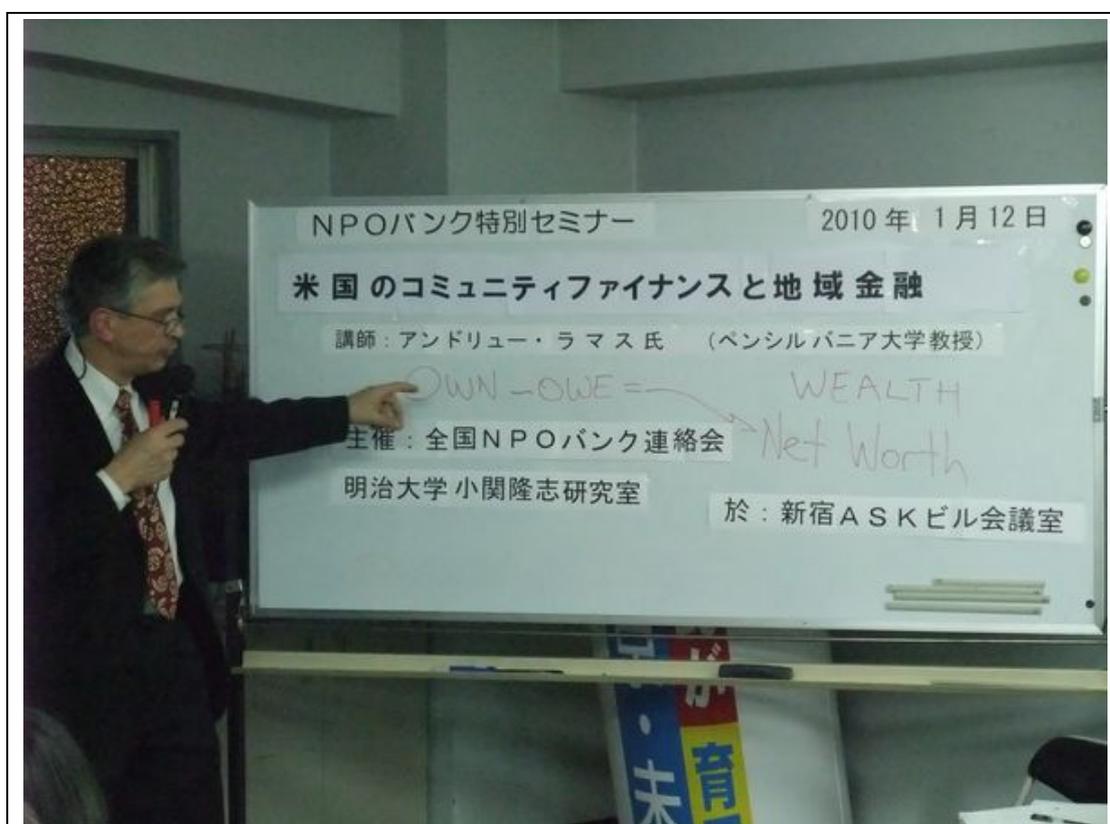
「米国のコミュニティファイナンスと地域金融」講演録

多賀：ただいまからNPOバンク特別セミナー「アメリカのコミュニティファイナンスと地域金融」を開催致します。よろしくお願い致します。

本日のオペレーターは多賀俊二さん、通訳はデザインソーシャルファイナンス（DSF）研究会の広瀬大地さん、講師はペンシルバニア大学教授のアンドリュ・ラマスさん、コメンテーターは明治大学経営学部准教授の小関隆志さんです。

本日は大阪大学の紹介でラマス先生をお呼びすることになりました。

今回のセミナーは大阪市立大学の皆様とバンク連によって開催致します。



アンドリュ・ラマス：今日はいくつかお話ししたいポイントがあります。

【富の格差は所得の格差よりはるかに大きい】

日本で貧困や不平等がどのように捉えられているのか分かりませんが、アメリカでの考え方を話したいと思います。アメリカでは政府が貧困といった場合、収入の話になります。

どのように貧困と決めるのか、貧困層の中で誰が貧しいと言えるのか。一定年収を下回ると貧困で、それを上回ると貧困でないということになります。低所得者層、中所得者層、高所得者層と3つの階層があり、所得が全てなのです。

しかし、私の家族の中でも成功を遂げている弟はウォール・ストリートの投資銀行家ですが、彼に何の財務的な数値が一番大切かと聞くと、「所得ではない」と言います。

低所得者層に財務的な面で一番重要な数値は何かと尋ねると、それは賃金ないし所得であると言います。中所得者層に聞くと、それは年収であると言います。高所得者層に聞くと、所得ではなく他のものが重要であると答えます。それは「富」または「純資産」です。私の弟は自分の純資産を常に把握しています。資産(Own)から負債(Owe)を差し引いたものが純資産(Net Worth)です。

政府が貧困を測定する時には、所得を使用します。純資産は使用していません。私はこれを非常に重大な過ちであると考えています。「平等な社会である」と感じる際に話題にのぼるのは所得であり、決して「富」は話題にはのぼりません。アメリカや日本だけではなく世界的にも所得（収入）にばかり着目されています。日本の経済についてインターネットで統計を探すと、英語でも多くのデータを得ることができますが、日本政府が公開しているデータは所得（収入）であり、やはり純資産ではありません。アメリカで一般的な人は、例えそれが大学教授であっても、貧困ないし不平等について語る時、低所得者の話しますが、低い富については問題にされません。なぜならば、富の格差の方が収入の格差よりもはるかに大きいからです。

ここで 3 つのデータを示しましょう。アメリカには白人と黒人がいます。例えばアメリカで白人と黒人が全く平等であると仮定してみましょう。その前提で収入について検討します（図 3 参照）。中間値は、白人は 4 万 5 千ドル、黒人は 3 万ドルです。収入にももちろん差はありますが、それほど格差はないように見えます。一方、図 4 を見てください。資産から負債から差し引いた純資産の白人と黒人の差が分かりますか？11 対 1 ぐらいの差になっています。先ほどの所得の格差とは全然違います。

ほとんどのアメリカ人は住宅を保有しているため、資産を所有していることになります。しかし、ここで住宅を資産に含めない場合、どのような試算になるのかを示します。2004 年の中間値では、黒人の資産額は、住宅を含めないと 300 ドルなのです。30%の黒人の純資産は、0 かマイナスになっています。しかもこれは 2007 年のデータであり、金融危機が起きる前の話なのです。

貧困や不平等について考える際に収入面だけを考えるのは真実ではなく、いわば茶番劇のようなものです。私たちがソーシャルファイナンス、コミュニティ開発金融に興味を抱くのは、自分が銀行家になりたいからではありません。貧困層のために、新しい形の富の蓄積方法を生み出す必要があるからです。これは黒人・白人間の問題ではなく、全ての人々の問題なのです。

【マイクロファイナンスで女性は豊かになったのか】

国連はジェンダーの調査を 1993 年に行いました。その調査結果によれば、女性は世界の人口の 50%を占めており、労働力の 3 分の 2 (67%) は女性です。女性は世界の所得の 10%

を得ていて、世界の富の**1%**を占めています。そこで皆さんに聞いてみたいことがあります。女性の所得は何%になるべきでしょうか。

参加者：50%ですか。

ラマス：いいえ、67%です。労働者の67%が女性だからです。私の大学の学生も同じく50%と答えます。

ソーシャルファイナンスの分野でマイクロファイナンスというものがあります。多くの人がマイクロファイナンスを知っており、首相もマイクロファイナンスを知っています。私もマイクロファイナンスについて教えていますし、バングラディッシュに生徒を送っています。しかし、権力を持った人々にマイクロファイナンスについて話すときに「なぜ？」と質問します。

この中に誰かにマイクロファイナンスについて話したことがある人はいるでしょうか？マイクロファイナンスについて知っている方は？例えばパーティーで皆さんがマイクロファイナンスについて話さなくてはならない状況になったときに、みなさんが何を初めに話すか私は分かります。まず返済率が95%以上ということを使うでしょう。いかがでしょうか？

3年間の研究でスリランカとバングラディッシュに自分の生徒を送りました。40%の女性がお金を返済するために、他の人からお金を借りていました。なぜでしょうか。5人の女性が一緒にマイクロファイナンスのお金を借ります。彼女たちの中には固い絆ができています。



それぞれ貸し倒れがないように助け合います。例えば女性はマイクロファイナンス機関からお金を借りて子どもの学校の授業料や医療費、服などを買うとか、夫がお金を必要とする時もあるでしょう。自分の新しいビジネスに投資をしようと思っても、グローバル競争のなかで経営が厳しいこともあります。したがって、返済できそうにない状況はいろいろありますが、他の仲間の女性がいるので、返済しなければなりません。返済のために他の貸金業者から借りたり、もしくは子どもを貸金業者に言われるままに働かせる、その女性が貸金業者にセクシャルな行為で許してもらうなどが起きる。そういう人たちが 40%います。

マイクロファイナンスをもう一度考えてみると、マイクロファイナンスそのものは支持できますが、誰がその返済率に興味を持っているのかということを考えてみなければなりません。金融機関はマイクロファイナンスの返済率を考えるが、「女性たちはどうであるか？」というのが、私たちが常に問わなければならない問いなのです。女性がお金を借りた結果、彼女の富は増えるのでしょうか。弟がウォール・ストリートで投資について質問することと同じです。お金のある人のための金融と、貧しい人のための金融は同じです。世界のメディア、新聞や雑誌やテレビなどで、誰もが社会関係資本（ソーシャルキャピタル）や教育資本、機会資本、文化資本について話をしていますが、実はその「資本」そのものについては話をしていないのです（図 5 参照）。そこで資本に焦点を当てて考えてみましょう。

【経済的な正義をめざして——CDFI の活動】

2004 年の数字ですけれどもトップの 1%の人が 34%の富を握っています。下位の 90%の人たちは、28%の富しか持っていません（図 6 参照）。これは所得水準というものと先ほどの例を比べると格差が違うということがわかります。

1970 年代に大学法学部を卒業後、アフリカで開発の仕事をして、その後ロンドンの大学で学位を取りました。その時に私はカール・マルクスからミルトン・フリードマンまで全て学びました。帰国してから大学の同級生とクッキーやパン、ケーキを焼いて売る仕事を始めました。1980 年 7 月当時、87 ドルを稼ぎ、事務所に戻ってきて仲間と祝勝会を開きました。事務所はビルの 9 F の 1 部屋でしたが、3 つのソファがあって、そういうところで 2 年間住んでいました。その後 Center for Community Self-Help を設立し、現在はノースカロライナとカリフォルニアで事業を行っています（図 7 参照）。また、1983 年にフィラデルフィアで The Reinvestment Fund(TRF)を始めました（図 8 参照）。

アメリカには、日本にはない利点が 3 つあります。第一はマーティン・ルーサー・キング・ジュニア（キング牧師）です。彼は末期に、市民権運動が次の段階に行く必要があるだと考えるようになりました。政治的な正義を目指す闘いは重要であるけれども、限界も

あり、次に経済的な正義に移らなくてはならないと考えました。私が自分の思想を形成した時代に、若い人たちの間でそういう運動が盛んでした。

第二に、私は宗教的な人間ではありませんが、闘いというのは、宗教を信じる人と信じない人との闘いではなく、ヒエラルキーと平等との闘いです。したがって、私は宗教家と連帯するかもしれませんが、非宗教者と闘うかもしれません。またそれと逆のことがあるかもしれません。アメリカには 2 種類の宗教団体があります。そのうち多数派は、個人の生活を豊かにすることを考えているけれども、社会構造や正義を考えません。しかし他方には、経済的平等をに関心を払う宗教団体もたくさんあります。多くの宗教団体がお金を持っています。彼らは銀行に多くのお金をおいてウォール・ストリートに投資しています。1つの有名な例がカトリックの修道女です。彼女たちは退職年金基金を保有し、その資金を投資しています。1960~70年代、彼女たちはキング牧師の話に耳を傾けていました。またカトリック運動のなかで19世紀の社会学の伝統を再発見しました。修道女はお金を私たちのCDFIに貸してくれました。そういうことが起こることを信じなければなりません。何らかの動機をもっている人だけが、私たちの組織にお金を貸してくれます。カソリック修道女会は、10万ドルの資金を年利2%で融資しました。その資金を私たちは年利4~5%で融資することになります。

第三には財団があります。フォードという会社をご存知でしょうか？今はそうでもありませんが、昔は非常に大事な会社でした。日本に来る前に、私の家の近くの道に停められている車を見てみたら、日本車ばかりで、フォードの車は見つけられませんでした。しかし、フォードは昔は非常に大きな収益を上げていました。そのフォードの創業者は「フォード財団」を設立し、彼が亡くなった時に遺産はすべてこの財団に預けられました。

フォードの創業者は昔は米国のナチスグループを支持していたので、私達の活動は好まないかもしれません。しかし、フォード財団は私たちの団体に資金を助成してくださいました。そのころ、フォード財団の職員は私達の団体を訪れた際に、私たちは彼らに逆こう提案しました。

「10万ドルを助成金はぜひいただきます。しかし同時にあなたたち（フォード財団）は数十億ドルの資金をウォール街の金融機関に投資していますね。その金額の1%を私達の団体のような活動に低金利に貸し付けてもらえませんか？」と。

このような手法は現在では「プログラム・リレーテッド・インベストメント」と呼ばれて、多くの財団で利用されています。例えば、財団が特に興味を持っている分野があれば、助成金に加えて、プログラム・リレーテッド・インベストメントの両方を提供する、ということをやっています。

【CDFIは運動か、それとも業界か】

さて、ここまで3つのポイントをお話しました。

- ・マーチン・ルーサー・キング牧師の運動
- ・宗教団体からの支援
- ・財団からの支援

これらの3つの要素が重なって、私たちの活動が次第に認められるにつれ、さまざまな考え方や背景を持つ個人の人たちが私達の活動にお金を貸してくれるようになりました。ここで、地域の人々は、自分の投資ポートフォリオの一部に私達のような団体を含めたいと思っていることがわかりました。

数年前に Center for Community Self-Help の活動で、新しくリサーチやアドボカシー、ロビイングを行う団体をワシントン DC に設立しました。私たちは単に金融サービスを提供するだけでなく、政府の金融政策も変えていきたいと思ったからです。現在、米国には政府機関では CDFI ファンドというものがありました。これは 1994 年のクリントン政権の時です。毎年 CDFI ファンドを通じて政府が助成と貸付という形で資金が提供されています (図 9~11 参照)。まだ、このような制度は日本にありませんね？日本もこれからこういった活動に取り組むべきだと思います。1980 年から長い時間がたちました。そして、このムーブメントに新しい議論が起こっています。私達のような人たちは、地域開発金融の活動は「ムーブメント」だと思っています。しかし、ある人たちはこの活動を「産業」という人もいます (図 12 参照)。この違いがわかるでしょうか？

「産業」と呼ぶ人たちは、CDFI を銀行と合併させたいという人もいました。これはなぜでしょうか？1977 年に私達の「ムーブメント」の成果として、各地でプロテストを行った結果、新しい規制が生まれました。その Community Reinvestment Act(CRA)は2つの効果がありました。CRA は一つは銀行が貧しい地域を酷く扱うのを止めたこと、そして銀行が貧しい地域に対してお金を貸付はじめたことです。この法律が通過した結果、米国のすべての銀行は地域に向けた資金貸付 (コミュニティ・レンディング) を実施しなくてはいけなくなりました。現在、連邦準備銀行は毎年、銀行がコミュニティ・レンディングを実施しているか評価・監視しています。そして、低い評価を得ている銀行は他の銀行などとの合併を規制されてしまいます。

アメリカの商業銀行はコミュニティ・レンディングをやりたいとも思っていませんし、やるノウハウも持っていません。そこで、なにをするかというと、私達のような団体と契約を結び、コミュニティ・レンディングの活動を委託します。その結果、商業銀行は連邦準備銀行に向けた評価が得られます。

お分かりかもしれませんが、私は銀行と仲良くしていますが、一部の人にとっては「銀行と合併すること」が仲良くするという意味で使われており、一方で私は「銀行と契約関係を結ぶ」形で仲良くしています。これは大きな違いです (図 13 参照)。

しかし、銀行と合併するメリットもあります。もし経営の目標が、貸付残高を増やしたいのであれば、より多くの資本調達ができたいほうが望ましいです。また活動の規模を広げて、運営コストを下げたいのであれば合併は望ましい選択肢です（図 14 参照）。

Opportunity Finance Network はフィラデルフィアにある団体ですが、これはアメリカにあるすべての CDFI のネットワーク組織です（図 15 参照）。この団体に私と私の妻の知り合いの ALEX が雇われ、この業界の今後の 15 年の戦略計画の策定に携わっています。そして現在「ムーブメントか、業界か」という議論や、「銀行と合併するか、取引相手として付き合うか」、もしくは「CDFI は政府によって規制されるべきなのか、もしくは自主規制を続けるべきなのか」という議論もあります（図 16 参照）。もし政府からの規制を受けることになれば、より多くの資本を得られることができるでしょう。

またオバマ大統領に話に戻ります。彼は CDFI の活動は昔から強く支援して下さっています。私が彼を支持したのは、オバマ氏がまだ地域活動家の時、彼はこの CDFI の活動は（産業ではなく）ムーブメントとして理解してくれていました（図 17 参照）。ただ、オバマ氏は大統領になり、彼がゴールドマン・サックスの重役のような人たちと日常的に付き合うようになりました。しかし、これからもオバマ氏にこのムーブメントを理解いただき、引き続きお付き合いできればと思っています。

《コメント》

小関：明治大学経営学部の教員をしております小関と申します。

本日の主催者の一人といたしまして、足元の悪いなかこのように大勢の方にお集まりいただきましたことお礼申し上げます。

皆様との意見交換の時間を取りたいと思いますので、簡単にコメントをさせていただきます。

冒頭、多賀さんからもあったように、大阪市立大学の金さんにご縁があつて、ラマス教授の講演会を開くことが出来ました。年末からの急な企画であるにもかかわらず、このように多くの方にお越しいただきありがとうございます。また、コミュニティファイナンス、地域金融について多くの方が関心を持っておられることをあらためて実感しています。

実は、私は 2009 年 3 月と 9 月にフィラデルフィアとシカゴを訪問し、ラマスさんからもお話があつた TRF を含めていくつかの CDFI にお邪魔してお話を聞きました。そのようなこともあり、本日のラマスさんのお話を大変興味深くお聞きしました。

特にラマスさんが強調しておられた富の格差について。私がいくつかの論文を見たところ、ロウインカム、ロウアンドモデレートインカム、略して LMI と言ったりしますが、低所得者、中低所得者を中心にした社会政策、アフォーダブル住宅や地域再投資法（CRA）についてですが、所得が基準です。低所得者にきちんとお金を貸しているかどうか、を審査の基準にしているわけです。しかし、富の格差というものを審査の対象にしていない。

政策として議論していない。そのことはラマスさんのお話を聞いてなるほどと思いました。日本でも所得の格差を政策の基準にしていますが、富の格差を問題にはしていません。

TRF の活動について私から紹介するのは僭越ですが、一言だけお話しします。

TRF、The Reinvestment Fund は、フィラデルフィアに本拠があり、ペンシルバニア州を中心に大西洋岸一帯のいくつかの州にまたがって活動する、非常に大きな、アメリカでも指折りの CDFI の一つです。ここは、住宅、チャータースクール、保育所、また風力発電のような自然エネルギーなどを中心に投資をしています。フィラデルフィア市の中でも特に貧しい地域を中心にお金を融通している、非常におおきな組織です。そして、TRF のほかにもフィラデルフィアにはたくさんの CDFI があります。

ラマスさんにお聞きしたいことがあります。TRF を中心としてフィラデルフィアにはいくつかの CDFI が活動し、大きな実績をあげています。こうした CDFI の活動は富の格差を縮めるのにどれほど貢献したのか、ということをお話していただきたいのです。よく CDFI のパフォーマンスつまり成果として、これだけの住宅を建てました、これだけ多くの人にお金を貸しました、これだけの事業所にお金を貸しました、という実績は目にします。一方、富の格差を縮めるためにどのように貢献したかということについて例があればお聞きしたいと思います。

それから、今日お集まりの皆様の中には CDFI について良くご存じない方も多々います。どのような活動をしているのか、簡単な例をお話していただくとイメージがわかりやすいかと思えます。

また、最後の方でラマスさんがお話になったことですが、銀行からの資本のアクセスについてお聞きします。一つの背景としてリーマンショック以降の金融危機があると思えます。金融危機が起きてから銀行は CDFI になかなかお金を貸そうとしなくなりました。多くの CDFI は貸すお金がなくなって困っているという話を聞きました。CDFI の資本調達について、ラマスさんはどのように考えておられるか教えてください。宜しくお願いします。

《コメントに対する回答》

最初の質問は、どのように CDFI が富に与えたインパクト（成果）を測るかということですが、2つの答えがあります。1つの答えは、一般の人々に対してどのように成果を伝えるかということ。オバマ大統領も、職をどれだけ維持・創出させたかということをお話しています。あらゆる政治家が同じことを言いますが、私たちも同じことを言います。住宅については、どれだけの住宅を維持・建設したかということをお話します。TRF の投資額は大きな金額のように見えますが、ウォール・ストリートで働く私の弟に言わせれば、大した金額ではありません。しかし、オルタナティブ経済の中では大きな金額なのです。したがって、フィラデルフィアにおいて、富の格差に対して TRF はまだ大きなインパクトを与えたとは言えません。他の CDFI も同じです。私たち CDFI は、オルタナティブ経済の中で進むべき方向性を示していますが、富の格差をなくすという仕事は身に余るものです。た

だし、サービスを提供している 62,000 人には感謝されています。

富の格差をなくすという課題に取り組むためには、単に住宅を建てて資産を形成する以上のことをしなければなりません。そうすると、カール・マルクスの教えと同じように聞こえるかもしれませんが、そうではなく、公正さ(fairness)という概念を使います。例えば私が今宿泊しているホテルでは、多くの従業員が働いて収入を得ていますが、富を得ているわけではありません。世界中のビジネスが同じように収入を得ています。他方、エリート大学の卒業生が就職する専門的な(professional)企業では 3 つのものを生み出します。1 つは同僚と仕事を共有すること。1 つは企業を支配すること。日常の意思決定はマネージャーに任せておきますが、重要な意思決定には自らも参加することができます。そしてもう 1 つは、企業の富を共有することです。もっとも、全員が平等に富を得るわけではなく、企業に貢献した割合に応じてですが。例えば 2 人の従業員からなる企業があったとして、1 人はトイレの清掃、もう 1 人が原子力物理学者だとすると、どちらも企業価値に貢献していますが、原子力物理学者のほうがより貢献しているので、高い利益配当を得られることとなります。このように、賃金に加えて利益を配当する企業のあり方が、資本主義の第三段階だと言えます。こうした方法で富を共有することでなければ、単に持ち家政策を進めただけでは、富の格差は解消されないでしょう。

《質疑応答》

質問：自分の富がどれだけあるのかということを知るのには、技術的にも難しいのではないかと思います。その点の整理はなされているのでしょうか。

ラマス：アメリカには、多くのオルタナティブ経済が存在しています。その一つに、ESOP (Employee Stock Ownership Program;従業員株所有制度)というのがあり、全米に 11,000 もの ESOP 企業があります。サウスウェスト航空もその一つです。日本航空でもそういうことが考えられないでしょうか。

日本航空の年金受給者に「あなたは自分の年金を返上しますか？」と聞いてみましょう。日本航空は退職者が年金を返さなければならず、既に 30~40%の人が返上に同意したようですが、これは大きな誤りです。ウォール・ストリートで働く私の弟は、決して返上に同意しないでしょう。私の弟はこう言うでしょう、「よろしい、問題が起きていることは知っています。私の年金を返上しましょう。ただし、その代わりに会社の所有権(ownership)の一部を譲って下さい」とね。

人々はよく、こう言います。「私たちは皆いっしょだ」(We are all in this together)と。キング牧師も、大統領も、愛国主義者も言います。ただし、このことは情緒的に語るのではなく、形にして表すべきなのです。金融危機の下では、一般の人々が企業の所有権を共有する極めて大きなチャンスがあります。

ひとつ例を挙げましょう。アメリカ最大のワーカーズコープ（労働者協同組合）がニュー

ーニューヨーク市にあります。右派の流れから ESOP が来る一方、左派の流れからはワーカーズコープが来ましたが、組織構造は双方ともよく似ています。ESOP は 1950 年代、“Capital Manifesto”の著者、ルイス・カルソンという人物によって発明されました。その約 20 年後の 1970 年代に、ESOP 法が制定されました。ESOP は右派の流れから来たものですが、これは良いアイデアだと思います。他方、左派の流れからはワーカーズコープが来ました。ワーカーズコープは 19 世紀のイギリスで、ロッチデール公正先駆者組合を発祥としています。イギリスには現在も多数の協同組合がありますが、その多くは生協です。

アメリカでは、ニューヨーク市のブロンクスという貧しい地域で、最大規模のワーカーズコープが活動しています。このワーカーズコープのメンバーの 80%が女性で、多くは黒人、フィリピン人、ラテンアメリカ系などの移民マイノリティで、低所得者です。この組織はアメリカでも最大規模の在宅医療(home health)事業者でもあります。私の友人が 24 年前に組織を設立しました。メンバーの労働者には賃金のほかに、毎年年末になると利益を分配するので、年収全体では他の企業の従業員の年収よりも高くなります。また、利益の一部を教育訓練に回して、労働者がキャリアを積んでいけるようにしています。そのキャリア形成と並行して、彼らは CDFI から融資を受けて自宅を手に入れます。しかし、正直に申し上げれば、私たちも利益を共有することにより、富の格差の解決を図らなければなりません。

質問：行政が資金を出すのは、行政からの余計な介入を招きかねないので、むしろ民間が



主導で行うのを行政がサポートするほうが良いのではないかと思う。それについてアメリカの事例があれば教えてほしい。

ラマス：行政というのは常に、経済全般に対して関わりを持っています。政府と CDFI の関係についても例外ではありません。

むしろ問題点は、中高所得者への住宅供給支援に政府の政策が偏っていることです。私自身の経験を申し上げますと、私と妻は 1988 年に 15.1 万ドルで自宅を購入しました。その際に、頭金を 20% 払い、残り 80% を住宅ローンで借りました。これは日本でも同じことです。その自宅の価格は、サブプライムローン問題の前、2007 年には 45 万ドルになりました。私の住んでいる地域は黒人と白人が混住し、ゲイやレズビアンなども住んでいて、「人民共和国」(people's republic)などと呼ばれていますが、専門家(professionals)が多く住んでいます。もしそうした状況でなかったら、私の住宅の価値は 95 万ドルくらいにはね上がるでしょう。それはさておき、所得税から住宅ローン金利が控除されました。このローン控除は、私の資産形成に対する政府の補助金だとみなすことができます。もし私がおっと金持だったなら、もっと高い住宅を買い、もっと多くの金利を払い、そしてもっと多くの補助金を受け取れるでしょう。政府は、金持ちに対してより多くの補助金を出していることになります。この 10 年、アメリカ政府は金持ちに対して住宅を買いやすくする福祉政策を進めてきました。金持ちに対する持ち家政策の補助金は、CDFI への補助金よりもはるかに多いのです。

質問：私たちは 30 名規模の企業組合で、生活困窮者のための事業をやっています。どこからでも 1 円も借りない方針です。それは、お金を借りてもそれで純資産が増えるわけではないし、お金を借りることで収入が増えたと勘違いして使ってしまう、返せなくなると困るからです。先程の話で、アメリカでは 40% の人がマイクロファイナンスからの借金を返すために別のところから借金するという話でしたが、コミュニティファイナンスによって実際にどれだけ貧しい人たちの純資産が増えたのでしょうか。

ラマス：借金には 2 種類あります。良い借金と、悪い借金です。経済をよくしていくためには、信用(credit)を必要としています。私はかつて、開発援助の仕事でアフリカのガーナ共和国に 2 年間滞在していました。また、ソビエト連邦のあった時代に、ポーランドを訪れたことがあります。ガーナもポーランドも、自宅を所有する人はほとんどなく、みな借りていました。自宅を購入しようとすれば、即座に現金で全ての代金を支払う必要があり、しかも住宅ローンがなかったからです。したがって、住宅ローンというのは、人々が資産を形成し、富を増やすことができるので大変よいアイデアです。住宅ローンは、良い借金の一例です。他方、借金してラスベガスでギャンブルをするのなら、これは悪い借金ですね。

もうひとつ、コーヒー事業を例に挙げましょう。3つのオルタナティブ経済のコーヒー事業があります。1つは Equal Exchange (EE)、1つは Green Mountain (GM)、もう1つは Paul Newman(PN)です。ポール・ニューマンという俳優の名前をブランドにした食品が、コーヒーやポップコーン、ポテトチップ、アイスクリームなど、たくさん出回っています。PNの利益は全て、PNのブランドを持っているNPOに寄付されています。このPNコーヒーを焙煎製造しているメーカーはGMです。他方、EEはワーカーズコープで、フェアトレードコーヒーを扱っています。EEはラテンアメリカからコーヒーを輸入しています。他方、GMもフェアトレードに関心を持ち、これを始めました。ただ、EEは小さな団体ですが、GMは世界一大きな組織に成長しようと考えたのです。ところが、ワーカーズコープが大きく成長するには構造的な障害がありました。それは外部から資本を取り込めないという制約です。資本はメンバーが出資するしかありません。また、誰かが組織の所有者になることもできません。ワーカーズコープは、ある特定の事業ではうまくいきますが、ネットワークの中に金融機関が含まれていなければ、成長することができません。イタリアとスペインにその証左が見られます。スペインのバスク地方にモンドragon協同組合群がありますが、その中に労働人民金庫が位置しています。1940年代以降、労働人民金庫はワーカーズコープのみを対象に資金を提供し、成長を続けてきました。これは素晴らしい事例ではありますが、イタリアに行ってみれば、スペインの事例はちっぽけなものに感じてしまいます。イタリアには大きなワーカーズコープに至る所にあるからです。私は2年に一度、ボローニャ大学を訪れていますが、ボローニャはヨーロッパの中で8番目に豊かな地域で、人口の4人に1人は協同組合のメンバーです。イタリアには協同組合に資金を提供する4つの大きな銀行があります。しかし、アメリカにはそういった銀行がありませんので、ウォール・ストリートに興味を引きつけなければ資金を調達できません。GMはワーカーズコープではなくESOPとして、株の49%をウォール・ストリートの銀行に売却し、51%を従業員が所有することで資金を調達し、かつ従業員による統制を維持しました。ベン&ジェリーアイスクリームは、世界で最も素晴らしいアイスクリームの企業ですが、ウォール・ストリートの銀行に多くの株を売却してしまったために、オランダの企業に買収されてしまいました。GMはそこから教訓を学んだのです。純粋に協同組合を信じる左派の人はEEのやり方を好み、GMは魂を売ったと嘆くでしょう。

《最後に》

多賀：CDFIのような組織が世界をどのように変えていくうえでどのように貢献していくか、貧困をなくすために、あるいはネットワークを発展させていくために、そのところをきちっと日本で発展するために考えていきたい。そして、単なる「業界」といわれるのではなく「運動」として日本の市民金融をこれから立ち上げていくことがこれから重要になっていくのではないかと感じました。ラマスさん、どうもありがとうございました。

(以上、拍手)

(図 1)

いかにして貴方の社会をより
平等に感じさせるか

話しの話題は
所得



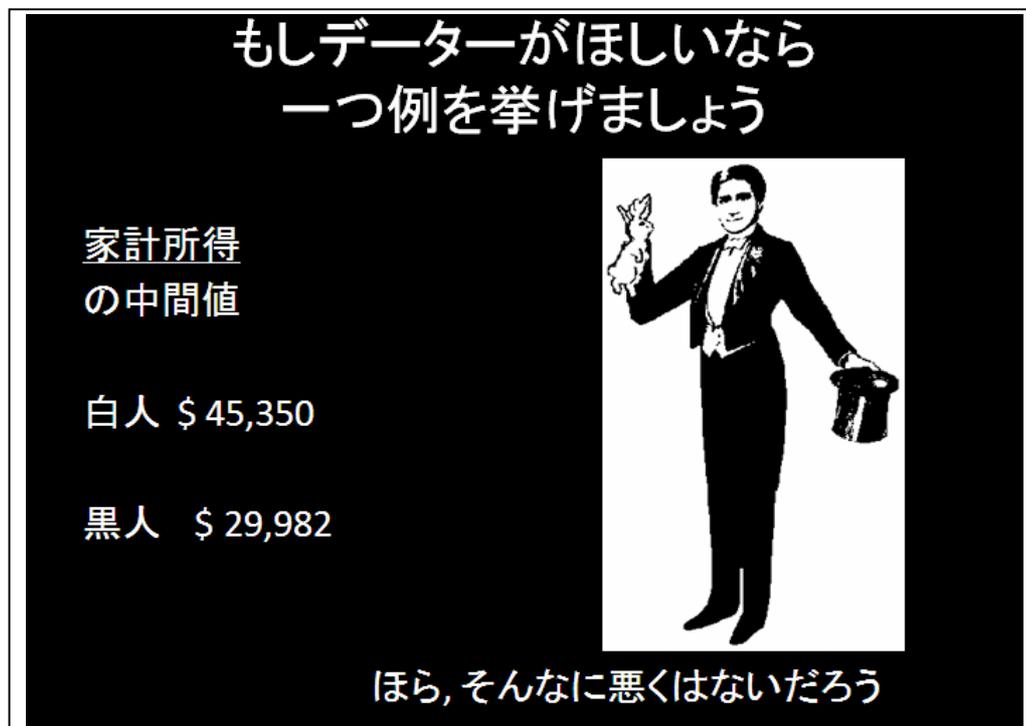
...貴方がこれにこだわるなら構わない。しかし
決して富についてではないよ

(図 2)

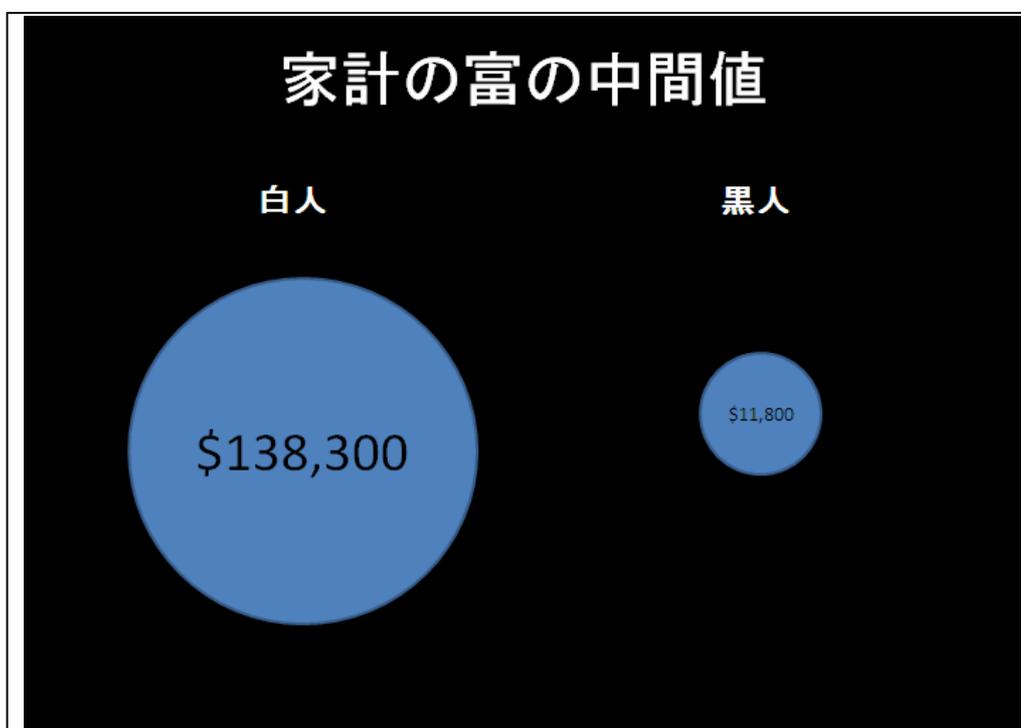
なぜ?

所得格差は
富の格差より
とてとてとてとて小さいから。

(図 3)



(図 4)



(図 5)

Communicating Equality Amidst Hierarchy

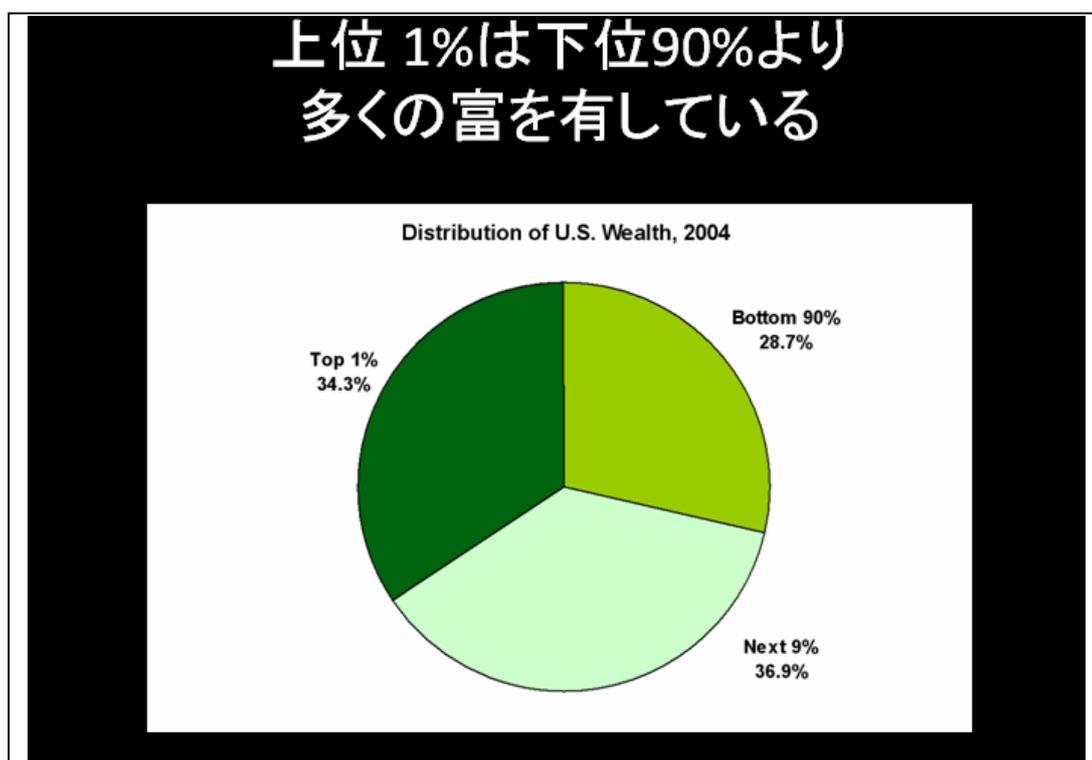


Talk about anything but

CAPITAL

Social Capital
Human Capital
Cultural Capital
Knowledge Capital
Opportunity Capital

(図 6)



(図 7)

Center for Community Self-Help

 1980年から今日まで:

• **\$55.7億 = 約5000億円
の資金調達**

➤ **62,000の零細企業, NPOs, 住宅
購入**

➤ North Carolina and California

<http://www.self-help.org/>

(図 8)

The Reinvestment Fund -- TRF

 1983年から今日まで:

• **\$8.656億 = 800億円の資金調
達**

- 全体の開発資金としては\$29億 = 2658億円のレバレッジを獲得

➤ **今日: \$5.45億 = 500億円の運営資金**

➤ **Philadelphia 地域**

<http://www.trfund.com/>

(図 9)

1994年創設



**COMMUNITY DEVELOPMENT
FINANCIAL INSTITUTIONS FUND**

UNITED STATES DEPARTMENT OF THE TREASURY

使命

CDFIファンドの使命は、米国内において適切なサービスを受けていない人々とコミュニティに信用、資金、金融サービスを提供する金融機関のキャパシティを増大させることにある。

(図 10)

CDFI Fund

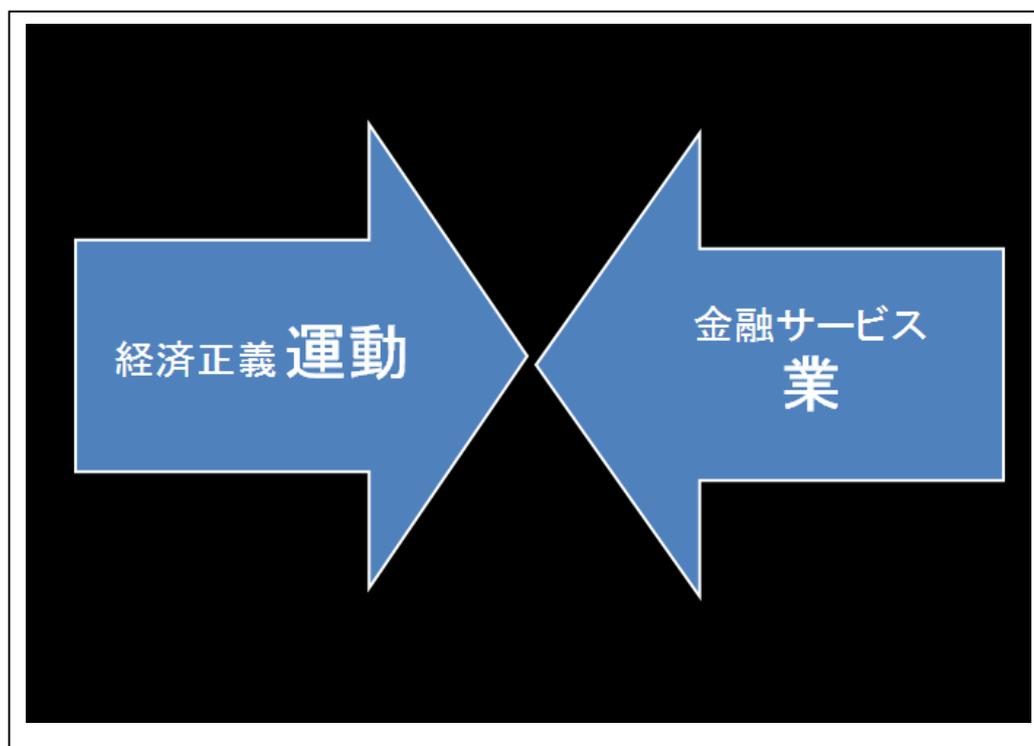
CDFIファンドは資金へのアクセス高揚と地域経済の成長を通じてその目的を達成する：

- CDFIプログラムを通じて、適切なサービスを受けていない人々やコミュニティに対する金融サービス、投資、ローンで提供を行うCDFIを支援し、訓練し、または直接投資をする。
- 新市場税額控除 (New Markets Tax Credit) プログラム; コミュニティ開発体 (CDE) に税額控除の割り当てを提供することによって、CDEが民間セクターから投資をひきつけることができるようにする。その分は低所得コミュニティへの再投資分になる。
- 銀行授与 (BEA) プログラム; 自分のコミュニティやCDFIに投資する銀行ヘインセンティブを与える。そして
- ネイティブ構想; ネイティブCDFIやネイティブCDFIになるかそれを作るネイティブ団体に金融サービスを提供し、技術支援、訓練などを行う。

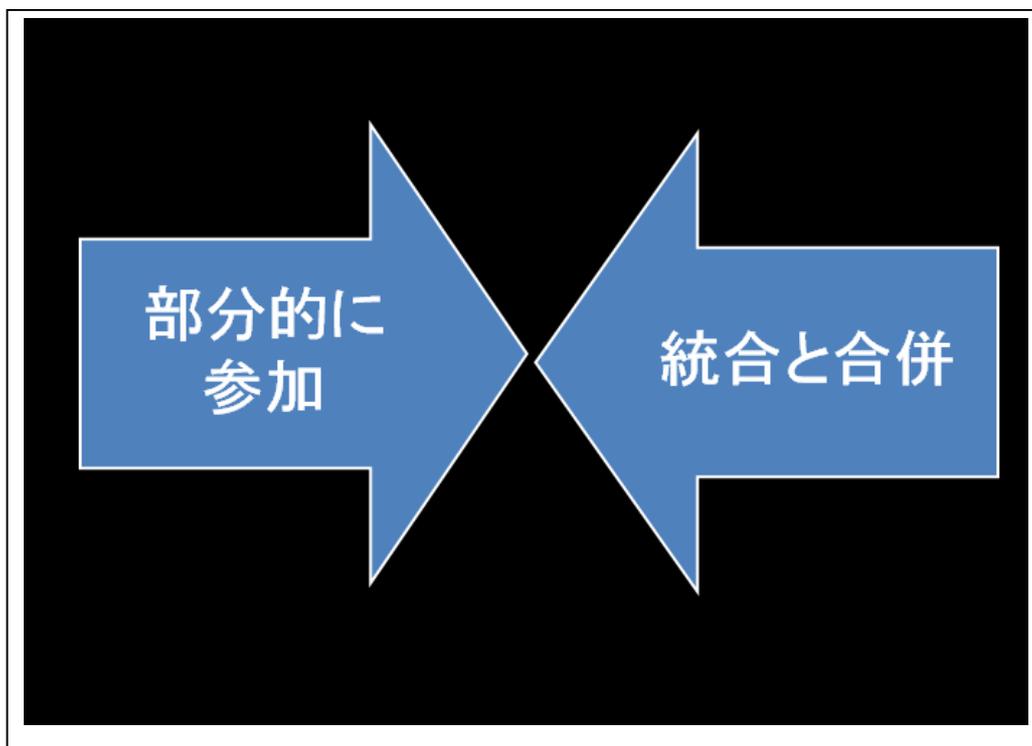
(図 11)



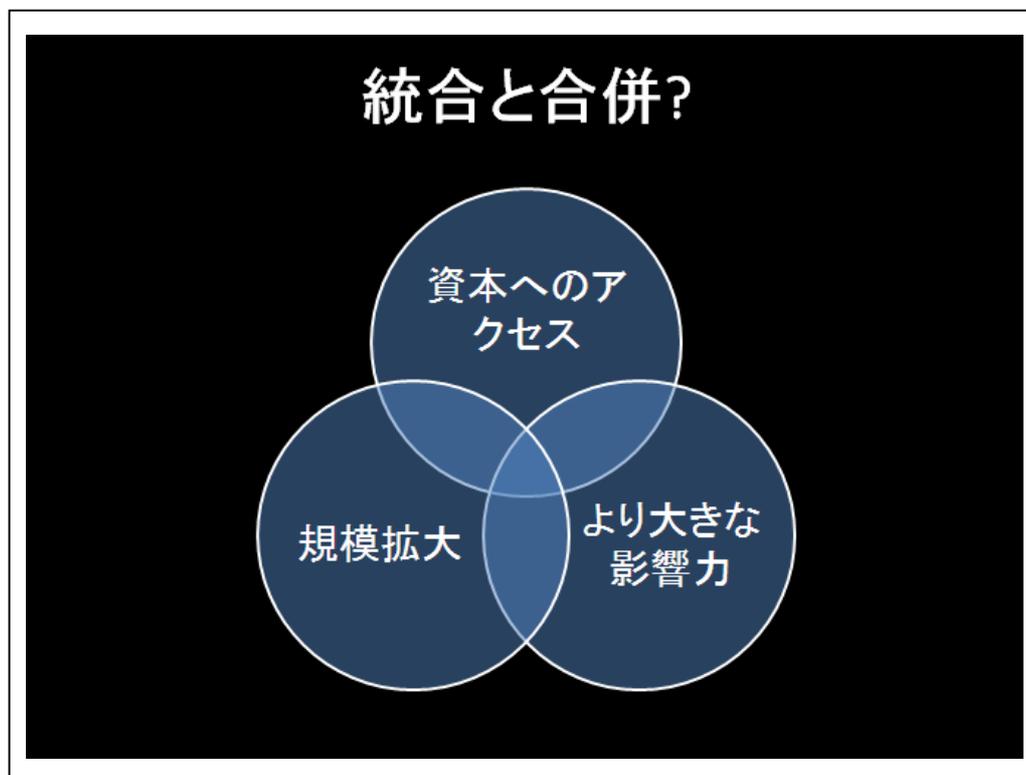
(図 12)



(図 13)



(図 14)



(図 15)

Opportunity Finance Network – OFN

- CDFIの全国ネットワーク
- Philadelphiaに所在
- 2007年を通じて\$198億＝1兆8150億円の資金調達を創出.

<http://www.opportunityfinance.net/>

(図 16)

規制?

—業態として連邦の規制を求めるか

--あるいは--

—規格化、モニタリング、格付けなどを通じて 自己規制 を貫くか

(図 17)

バラック・オバマ アメリカ大統領

- CDFIs/ CDFIファンドの重要な支援者
- アメリカ復興と再投資法 (ARRA), 2009年2月17日

—CDFIファンド:

- 新市場税額控除 (NMTC) に \$30億 = 2,750億円の
上乗せ
- CDFI ローンに \$1億 = 95億円の上乗せ

- 2010 予算: 130% 増加 (>\$2.441億=221億円)

注1：講演録のうち、冒頭の来賓挨拶やラマス氏の自己紹介などは省略しました。

注2：図 1～17 のスライドは、当日、アンドリュ・ラマス氏が会場で映写した原文（英語版）を、大阪市立大学の金淳植氏に日本語訳していただきました。そのうえで、読者の理解をはかるため、講演で言及されている部分を抜粋して、話の流れに沿って再構成してあります。したがって図 1～17 は、ラマス氏が作成したスライドの順序とは異なっていることをご了承ください。

「米国のコミュニティファイナンスと地域金融」参考資料

※データの出典は The CDFI Data Project Fiscal Year 2007

- ① CDFI (Community Development Financial Institution の略) とは
 - ・コミュニティ開発を主な使命とする民間の金融仲介組織。
 - ・マイノリティ、低所得者階層、衰退地域にフォーカスした金融機関であり、NPO や社会的企業、零細企業などに融資・経営支援を行う。
- ② アメリカで CDFI が広まった経緯
 - ・レッドライニング
 - ⇒1960 年代に黒人居住地区などの低所得者層やマイノリティに対する金融からの排除が問題視され、公民運動の高まりの中で禁止となった
 - ⇒地域再投資法 (CRA 法) の制定
- ③ CDFI の規模
 - (1) CDFI の数
2007 年度末時点で約 1235 (推計)
(内訳) 銀行 360、ローンファンド 500、クレジットユニオン 295、ベンチャーファンド 80
 - (2) CDFI の融資残高
2007 年度末時点で 175 億ドル (1.6 兆円)、607,281 件 < 融資の買取や保証等の間接的な融資含む >
2007 年度の新規融資は 53 億ドル (4876 億円)
 - (3) CDFI への投融資
2007 年度末で 508 の CDFI への総計が約 255 億ドル (2.3 兆円)
- ④ CDFI の形態
 - (1) コミュニティ開発銀行
⇒主に預金を資金源とする営利企業。
 - (2) コミュニティ開発クレジットユニオン
⇒金融機関にアクセスしにくい中低所得者を対象とした非営利の協同組合。
会員のリテールファイナンスのニーズにこたえるとともにコミュニティ開発を促進。個人向けの小口融資が多い。
 - (3) コミュニティ開発ローンファンド
⇒個人・団体から出資を集めてコミュニティ開発事業に融資するノンバンク。
98%が非営利組織。政府、銀行や個人等から低利で借り、市場金利で融資に活用。
低所得者や失業者向けに零細企業の事業資金として小口融資を行う。
 - (4) コミュニティ開発ベンチャーファンド
⇒通常のベンチャーキャピタルが投資しない初期段階の零細企業 (経済発展の遅れた地域や低所得者地域) に資金提供。
- ⑤ CDFI からの融資の主な資金使途
 - (1) 金額ベース⇒住宅融資 (38%)、事業融資 (44%)
 - (2) 件数ベース⇒消費者向けの小口融資 (75%)、住宅融資 (13%)

おわりに

2009年9月にアメリカで実施した調査、および同年11月に実施した報告会は、科学研究費補助金、若手研究(B)「NPO 融資によるコミュニティ開発の可能性」(研究代表者：小関隆志、平成19～21年度)を用いて行いました。

今回の調査にご協力いただいた方々に、この場を借りて御礼申し上げます。

この報告書の作成に際しては、多くの方々のご協力をいただきました。

2009年11月の報告会における各報告者およびコメンテーターの報告・発言内容については、録音をもとに本人が加筆修正を行いました。また、報告会后に追加掲載した資料も一部含まれています。報告会の開催および記録の作成にご協力いただいた全国NPOバンク連絡会事務局の皆様、とりわけ本書の編集作業に尽力いただいた東京コミュニティパワーバンクの皆様に感謝申し上げます。

また、2010年1月にペンシルバニア大学教授のアンドリュ・ラマス氏を講師に招いたNPOバンク特別セミナーの講演録と資料を、特別編として巻末に掲載しました。講演録の掲載を快諾していただいたラマス氏と、このセミナーの開催にご協力いただき、講演資料の日本語訳をご提供いただいた大阪市立大学の金淳植氏、セミナーの開催および講演録の作成にご協力いただいた全国NPOバンク連絡会事務局の皆様、深く感謝申し上げます。

2009年4～6月に開催した「アメリカCDFIセミナー」(第1回～第3回)の資料は、ウェブサイト上に掲載してあります。<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~koseki/result/index.html> あわせてご参照ください。

今回調査に関して、さらに深く知りたい方は、下記の連絡先にお問い合わせください。

アメリカ・コミュニティ開発金融機関(CDFI)最新調査報告書 ～社会的企業を支える非営利金融最前線～

編集 明治大学 小関隆志研究室

編集協力 東京コミュニティパワーバンク(東京CPB)

坪井真里 遠藤寿子

発行 明治大学 小関隆志研究室

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1 明治大学経営学部

TEL/FAX 03-3296-2085

e-mail: koseki@kisc.meiji.ac.jp

初版 2010年2月20日発行

